

第21回

アジア・オセアニア主要都市 ／地域の投資関連コスト比較

2011年4月

日本貿易振興機構

海外調査部

第21回アジア・オセアニア主要31都市・地域の投資関連コスト比較

ジェトロは2011年1月、アジア・オセアニアの主要31都市・地域で投資関連コスト比較調査を行った。今回の調査では、世界金融危機後のアジア各国・地域の景気回復の影響がどのような形で現れたかが注目された。日本企業の関心の高い賃金については、各国の高成長を受けて、多くの都市・地域で上昇傾向が続いている。特に、ワーカー（一般工職）の労働コストが増大している。09年に手控えられていた法定最低賃金の引き上げも、10年に入ると各地で実施され、11年にもさらに引き上げが行われる見込みである。加えて、不動産価格も多くの都市・地域で上昇しており、進出日系企業のコスト増がより一層懸念されそうだ。

なお、今回からプノンペン（カンボジア）のデータが追加された。賃金が低廉な上、工業用地も安価だが、電力料金などエネルギーコスト高が課題となっている。また、近年、サービス業のアジア地域での事業展開に向け、各分野で投資関連情報へのニーズが高まっているため、前回同様、アパレル業、飲食業の店舗スタッフの賃金を調査した。

以下に賃金、不動産関連コスト、サービス業関連コストの動向について紹介する。

1. 賃金

ワーカーの賃金が多くの都市・地域で上昇

中国ではワーカーの年間実負担額は前回調査で軒並み増加したこともあり、今回はまだ模様になっている。しかし、2010年には、とりわけ5月以降に中国各地の外資系企業で賃上げ目的のストライキなど労働争議が発生している。物価の上昇や、労働契約法等の施行で若年層の農民工（農村からの出稼ぎ労働者）を中心に労働者の権利意識が高まっていること、沿海地域でワーカー不足の問題が発生していることなどが背景にあり、今後も労働者の賃上げ要求はより強まっていくとみられる。

ASEANでは、前回調査で減少したマレーシア、タイ、シンガポールが今回は上昇に転じた。マレーシアのワーカーの実負担額は、前回から33.8%増加した。マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)やマレーシア経営者連盟(MEF)が実施した調査においても、ワーカー昇給率が上昇傾向にあることが明らかになっている。タイにおいても、ワーカーは15.2%増で、業績が好調な自動車関連を中心に、今後も賃金上昇は強まると見る向きが多い。シンガポールは製造業で6.5~14.1%の増加が見られた。3カ国とも、前年から7.3~8.5%の現地通貨高に振れているが、それを考慮に入れても、上昇基調の中にある。

南西アジアではインドでの賃金上昇が激しい。ワーカーの年間実負担額はムンバイで53.3%増、バンガロールで48.6%増、ニューデリーで21.7%増、となった。周辺国に目を向けると、スリランカのワーカーとエンジニアが前回と比べ6割程度増加している。

軒並み引き上げられた法定最低賃金

中国で2009年中は、政府が金融危機の影響を懸念し、法定最低賃金の調整を暫時延期する通達を出していたこともあり、引き上げが行われていなかった。しかし、2010年に入り、中国景気回復を受けて各都市で軒並み引き上げられた。この引き上げ傾向は2011年に入っても継続しており、物価上昇による低所得者層への影響を和らげる政府の狙いがみとれる。

大連、瀋陽および青島の法定最低賃金はドル換算で(以下同)114~140ドルであったが、その他中国地域では167~197ドルとなっており、広州(197ドル)はASEANで最も高水準のセブ(154ドル)を大きく上回っている。台湾の法定最低賃金は2007年来初の引き上げとなったほか、香港で初めて法定最低賃金制度が導入され、11年の5月から実施されることになっている。韓国は例年通りの引き上げを11年1月に行った。

タイやフィリピンは、09年中に見送っていた法定最低賃金の改定に動いた。タイのバンコクでは、10年初に日額6.27ドル(0.45ドル増)となり、さらに翌年初に7.05ドルとした。11年の引き上げ幅は、全国平均・現地通貨ベースで約6.7%増と、同国の10年のインフレ率3.3%と比べても大きいことから、産業界からは反発の声も上がっている。フィリピンでも2年ぶりに引き上げがあり、マニラで日額7.15ドル(0.64ドル増)となった。同国の各地では改定交渉が行われたが、景気低迷が長引き、体力が回復していない企業も多く、難航した。インドネシアは例年通り11年初に法定最低賃金の引き上げを行い、ジャカルタ特別州で月額142ドルと、前回から

21ドル上昇。ベトナムも11年初に引き上げ、ハノイ・ホーチミンで月額80ドル(4.8ドル増)となった。

インドのニューデリーでは、10年2月の改訂で熟練工が月額142ドル(46ドル増)、非熟練工は月額117ドル(30ドル増)となった。バングラデシュでは10年7月、法定最低賃金が4年ぶりに改定され、縫製工場の非熟練工・下級クラスで月額39ドル(9ドル増)に引き上げられた。同改定が適用外となっていた輸出加工区においても、89年以来、初めて法定最低賃金が見直され、縫製工場の見習い工クラスで月額39ドル(20ドル増)に引き上げられた。

2. 不動産関連コスト

多くの都市で駐在員用住宅借上料、事務所賃料が上昇

中国では、駐在員用住宅借上料(月額)は下落傾向に歯止めがかかり、北京、大連、青島、深センで上昇した。また、事務所賃料(月額)も、上海、大連で下落した以外は軒並み上昇した。金融危機の発生による先行き不透明感から落ち込んでいた投資意欲が、景気の回復を受け旺盛となってきたことが要因として考えられる。国务院は2010年4月に、都市の住宅市場が過熱していることに対して、購入戸数に応じて融資条件を厳格にするなどの対策を発表し、地方政府はそれを実行に移してきた。2011年1月には上海市と重慶市で不動産税が試験的に導入された。今後の不動産価格の動向が注視されている。

シンガポールでは、駐在員用住宅借上げ料が3,882～5,047ドルと、前回に比べ425～726ドル増加した。同国はオフィス賃料も上昇しており、都市再開発庁(URA)によると、10年通年では前年比12.6%増だという。インドネシアのジャカルタでは、住宅借上げ料が引き続き上昇しており、前回比125～300ドル増となっている。

インドの不動産コストは各都市でほぼ横ばいだった。一方、ダッカ(バングラデシュ)のグルシヤン地区では1㎡あたり14～38ドルと、前回比4.4～14.1ドル増と高騰している。コロンボ(スリランカ)の7地区においても、1㎡あたり16～19ドルと前回に比べ2.7～3.2ドル上がっている。

3. サービス業関連コスト

店舗賃料は中国で増加

アパレル業、飲食業の店舗スタッフの賃金はデータ収集が困難な状況にあり、定義も異なることから、参考的な側面が強いが、単純比較をしてみると、ソウル(アパレル業スタッフ:1,651ドル/飲食業スタッフ:1,312ドル)、香港(同1,307ドル/1,082ドル)、シンガポール(974ドル/838ドル)、台北(759ドル/507ドル)の順で、NIES4カ国・地域の賃金が高い状況にあり、このほか、ムンバイがともに534ドルと高くなっている。

店舗スペース/ショールームの賃料(月額)は、香港が346ドルと、調査対象都市の中で圧倒的に高い。中国では大連、瀋陽以外で軒並み上昇しており、多くの都市でシンガポールやバンコクを上回る或いはそれに近い水準となっている。一方、ASEANでは中国ほどの上昇は見られなかった。クアラルンプールは他のASEAN先行加盟国と比べて安く、都市圏においては不動産供給がやや過剰と見る向きもある。

※本調査は1995年に開始以降、今回で21回目となる。各都市の賃金、地価・事務所賃料、通信費、公共料金などの投資関連コストを米ドルに換算、比較一覧が可能な形式に取りまとめた。調査に当っては、各国日本人商工会議所、現地政府機関、関連企業の協力を得て、ジェトロの海外事務所が情報収集を行った(台北は財団法人交流協会の協力を得て実施)。職種別賃金は、ジェトロ海外調査部「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年度調査)(総論編)、同一中国・香港・台湾・韓国編一」(2010年10月、2011年1月)から転載した。現地通貨の対ドルレートは、原則として2011年1月14日付のインターバンクレートを採用した。なお、進出国と第3国の比較という観点から、今回は調査対象国から日本を除いてある。

| ソウル(韓国) | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|--|---------------------------|---|
| 1米ドル=1,114ウォン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ウォン | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 1,220(月額) | 1,439,444(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態—中国・香港・台湾・韓国—(2010年度調査)、2010年8~9月ジェトロ実施。 米ドルへの換算は2010年8月の平均レート 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 24,601ドル(29,016,765ウォン)(基本給、諸手当、社会保険、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 1,658(月額) | 1,955,714(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レート 正規雇用、基本給、専門学校・大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 30,609ドル(36,103,235ウォン)(基本給、諸手当、社会保険、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 2,241(月額) | 2,642,941(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レート 正規雇用、基本給、大卒以上かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 40,754ドル(48,070,000ウォン)(基本給、諸手当、社会保険、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 1,759(月額) | 2,074,828(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レート 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 30,739ドル(36,256,897ウォン)(基本給、諸手当、社会保険、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 2,903(月額) | 3,424,444(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レート 正規雇用、基本給、大卒以上かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 51,631ドル(60,899,630ウォン)(基本給、諸手当、社会保険、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 1,651(月額) | 1,839,110(月額) | 出所: 雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」2009年データより “小売業(自動車以外)”の月給与総額(基本給+残業) |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 1,312(月額) | 1,461,094(月額) | 出所: 雇用労働部「雇用形態別勤労実態調査」2009年データより “飲食店および酒店業”の月給与総額(基本給+残業) |
| | 8. 法定最低賃金 | 3.88/時間 31/日(8時間) | 4,320/時間 34,560/日(8時間) | 改定日: 2011年1月1日 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 給与の4.66カ月分 | 左記参照 | 出所: 「在アジア日系企業の経営実態—中国、香港、台湾、韓国—」(2010年度調査)(2010年8~9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 8.80%~44.80% 被雇用者負担率: 7.95% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 0.7%~1.3% 健康保険: 2.82% 年金: 4.5% その他: 0.6%~36.0%(産業災害補償保険) ”:健康保険料x6.55%(老人長期療養保険) 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 0.45% 健康保険: 2.82% 年金: 4.5% 老人長期療養保険: 健康保険料x6.55% | | 出所: 勤労福祉団 国民健康保険団 国民年金団 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 3.4% 2009年: ▲0.5% 2010年(第1~第3四半期): 5.9% | | 出所: 雇用労働部「事業体賃金勤労労働時間調査」(「常用賃金総額」の上昇率) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 274 | 305,000 | 出所: 韓国土地情報システム (http://jiga.chungnam.net) 工業団地名: 天安市外国人投資産業団地 (忠清南道天安市西北区白石洞739番地)の2010年公示地価 管理費、税含まず |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 0.20(月額) | 226(月額) | 出所: 韓国産業工業団地(www.kicox.or.kr) 工業団地名: 天安外国人投資産業団地 管理費、税含まず 適用期間: 2011.1.1~2011.12.31 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 52(月額) | 58,294(月額) | 出所: 永豊開発(株) 工業団地名: ソウル市内ビジネス・行政中心街(ソウル市鐘路区瑞麟洞33番地永豊ビル3階) 管理費、VAT10%含む。契約時別途、保証金344,848/m2が必要 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 90(月額) | 99,825(月額) | ストリート名・施設名: ソウル市中区乙地路2街(市内中心地(明洞)近接、オフィス・商業地) 保証金3億ウォン、権利金3億ウォン(いずれもVAT含む)、管理費別途 供給面積/専用面積: 165.29m2/115.70m2 1,650万ウォン/月 (VAT含む) 1m2当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,795(月額) | 2,000,000(月額) | 出所: ナラ不動産(www.nararelo.com) 地区名: ソウル市龍山区二村洞ハンガラムアパートレンタル(33坪) 市内中心部から9キロ・日本人居住区域 住宅の種類: アパート団地22階建の20階、3LDK 82m2 保証金2,000万ウォン(基本2年契約、駐在員においては短縮可能) 契約金(保証金の10%を契約の際、先払い。入居日に残金を払う) 管理費別途 契約金、保証金、家賃にVAT無し(免税) |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 54 | 60,000 | 出所: 韓国通信KT(www.qook.co.kr) 料金算定方法: 全国同一、 オンライン申請時加入費免除 新規加入はVATを含む。 |

| ソウル(韓国) | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|---|---|--|
| 1米ドル=1,114ウォン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ウォン | 備考 | |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 4.67 1分当たり通話料: 0.04 | 月額基本料: 5,200 1分当たり通話料: 39 | 出所: 同上 30キロ以内、(市外通話は31キロから) 0~3分以内の通話料39ウォン(最低料金) VAT別途 |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 1.87 | 2,088 | 出所: 韓国通信KT (http://kt001.Qook.co.kr) 料金算定方法: 696ウォン/分 (VAT別途) |
| | 20. 携帯電話加入料 | 36 | 39,600 | 出所: SKテレコム (www.tworld.co.kr) 料金算定方法: VAT含む |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 11 1分当たり通話料: 0.10 | 月額基本料: 12,000 1分当たり通話料: 108 | 出所: 同上 料金算定方法: 18ウォン・10秒当たり、VAT別途 |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約金: 27 月額基本料: 27 | 初期契約金: 30,000 月額基本料: 30,000 | 出所: 韓国通信KT (www.qook.co.kr) 料金算定方法: 速度(下り50Mbps/上り10Mbps)VDSL方式 モデム使用料8,000ウォン/月 契約期間3年未満は別途計算 3年経過後は無料 VAT別途 |
| | 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 4.14 1kWh当たり料金: 0.06 | 月額基本料: 4,610 1kWh当たり料金: 62 |
| 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | | 月額基本料: 4.74 1kWh当たり料金: 0.07 | 月額基本料: 5,280 1kWh当たり料金: 75 | 出所: 同上 料金算定方法: 契約電力1,000kW未満 1kWh当たり料金は11月~2月の料金(季節により変動) VAT別途 |
| 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | | 月額基本料: 0.02 1m3当たり料金: 計量料金: 0.01 超過料金: 0.04 | 月額基本料: 21/m3 1m3当たり料金: 計量料金: 9.44 超過料金: 46 | 出所: ソウル市上水道事業本部 (http://legal.seoul.go.kr) 料金算定方法: 国営のためVAT無し(免税) |
| 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | | 月額基本料: 0.97 1m3当たり料金: 0.29 | 月額基本料: 1,080/m3 1m3当たり料金: 320 | 出所: 同上 口径13mm、家庭用月間使用量30m3以下の場合 料金算定方法: 国営のためVAT無し(免税) |
| 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.60 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 664 | 出所: ソウル都市ガス(株) (www.seoulgas.co.kr) 市内産業用 ガスの種類: LNG VAT別途 |
| 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | | 月額基本料: 0.75 1m3当たり料金: 0.64 | 月額基本料: 840/m3 1m3当たり料金: 714 | 出所: ソウル都市ガス(株) (www.seoulgas.co.kr) 料金算定方法: VAT別途 ガスの種類: LNG |
| 輸送 | | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 500 (2) 1,432 (3) 300 | (1) 557,000 (2) 1,595,248 (3) 334,200 |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.79 | 1,998 | 出所: 油価情報サービス (www.opinet.co.kr) ソウル市鐘路区慶雲洞SK注油所小売価額(2011年1月24日現在)、税込み |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 1.63 | 1,812 | 出所: 同上 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 国税:(a) 10%、(b) 22% 地方税: 住民税 国税額の10% その他公租公課: なし | | 出所: 法人税法第55条 (a) 課税標準2億ウォン以下 (b) 同2億ウォン超 |
| | 33. 個人所得税(%) | 35% (最高税率) | | 出所: 所得税法第55条 累進課税制度 6%から35%までの4段階 1,200万ウォン以下: 6% 1,200万ウォン超、4,600万ウォン以下: 72万ウォン+(1,200万ウォン超過額x15%) 4,600万ウォン超、8,800万ウォン以下: 582万ウォン+(4,600万ウォン超過額x24%) 8,800万ウォン超: 1,590万ウォン+(8,800万ウォン超過額x35%) |
| | 34. 付加価値税(%) | 10% (標準税率) | | 出所: 付加価値税法 第14条 国税 |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日韓租税条約第11条 契約書などの支給根拠に対する証憑は必要であるが、別途の減免/免除申請は不要。 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 15% (最高税率) | | 日韓租税条約第10条 25%以上の持分を6カ月以上保有した日本法人に対する配当時は5%。 |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日韓租税条約第12条 契約書などの支給根拠に対する証憑は必要であるが、事前申請は不要。 |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| 北京(中国) | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|--|--|--|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日のインターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 364(月額) | 2,468(月額) | 出所: アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェトロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 6,107ドル(41,451元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 415(月額) | 2,818(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 6,694ドル(45,436元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 840(月額) | 5,701(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 13,144ドル(89,211元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 688(月額) | 4,669(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 11,270ドル(76,496元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,645(月額) | 11,167(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 27,006ドル(183,297元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 424(月額) | 2,796(月額) | 出所: 『北京統計年鑑(2010)』(09年データ)より小売業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算。 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 323(月額) | 2,128(月額) | 出所: 『北京統計年鑑(2010)』(09年データ)より飲食業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算。 |
| | 8. 法定最低賃金 | 176/月 | 1,160/月 | 出所: 北京市人力資源及び社会保障局 京人社勞発[2010]300号 改定日: 2011年1月1日 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給与の1.72カ月 | 左記参照 | 出所: 『アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)』(2010年8~9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 44~46.8% 被雇用者負担率: 22.2%+3元 雇用者負担率の内訳: 養老保険20%、医療保険10%、失業保険1%、生育保険0.8%、労災保険0.2%~3%、住宅積立金: 12%(最高2,906.64元)、 被雇用者負担率の内訳: 養老保険8%、医療保険2%+3元、失業保険0.2% 住宅積立金: 12%(最高2,906.64元) | | 出所: 北京市労働保障局(12333) 『北京市基本養老保険規定』(北京市人民政府令第183号) 『北京市基本医療保険規定』(北京市人民政府令第158号) 『關於調整本市部分社会保険繳費問題的通告』(京勞社保發[2008]237号) 『北京市實施「工傷保險條例」辦法』(北京市人民政府令第140号) 『北京市企業職工生育保險規定』(北京市人民政府令第154号) 『2010住房公積金年度住房公積金繳存有關通知』(京房公積金管委會[2010]2号) 『2009年北京市單位職工年平均工資主要情況』(北京市統計局) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 15.9% 2008年: 18.1% 2009年: 5.9% | | 出所: 『北京統計年鑑2010』 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 68~83 | 450~550 | 出所: JETRO主要開発区の投資環境項目調査 北京首都国際空港まで30km 工業団地名: 北京経済技術開発区 税込み、管理費別 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 4.55~6.83(月額) | 30~45(月額) | 出所: JETRO主要開発区の投資環境項目調査 北京首都国際空港まで30km 工業団地名: 北京経済技術開発区標準工場 税込み、管理費別 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 114(月額) | 750(月額) | 出所: 北京不動産(北京オフィスビル)検索ホームページ 市内商業中心区(CBD) 工業団地名: 国贸オフィスビル 税込み、管理費(4.5元(0.68ドル)/m2)込み |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 132(月額) | 871(月額) | 出所: 招商証券2010年8月(中国国貿株分析) ストリート名・施設名: 建国門外大街(長安街)1号・国贸商城 税・諸経費の内訳: 税込み、管理費別、1m2当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,428~6,829(月額) | 16,000~45,000(月額) | 出所: 中国国際貿易中心ホームページ 市内商業中心区(CBD) 地区名: 北京市・国贸アパート 住宅の種類: コンドミニアム(1LDK~3LDK) 使用面積: 93~211m2 税込み、管理費別 |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 36 | 235 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 3.28 1分当たり通話料: 0.03(3分まで、市内)、0.02(4分以降、市内) | 月額基本料: 21.6 1分当たり通話料: 0.22(3分まで、市内)、0.11(4分以降、市内) | 出所: 同上 |

| 北京(中国) | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日のインターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 1.64 | 11 | 出所: 中国移动通信集团北京有限公司 IP通話料金 | |
| 20. 携帯電話加入料 | 8 | 50 | 出所: 同上 「全球通」SIMカード購入費 | |
| 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 7.59 1分当たり通話料: 0.06 | 月額基本料: 50 1分当たり通話料: 0.4 | 出所: 同上 | |
| 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | ①46 ②18 | ①300 ②120 | 出所: 中国聯合網絡通信有限公司北京市分公司 ①初期設置量(ADSL 512kbps LAN 512kbps~1M)、②月額料金(時間無制限) | |
| 公共料金 | | | | |
| 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.12 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.781 | 出所: 北京発展・改革委員会[2009]2177号 | |
| 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.07 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.4883 | 出所: 北京発展・改革委員会[2009]2177号 | |
| 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.94 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 6.21 | 出所: 北京発展・改革委員会[2009]2400号、[2009]2555号 | |
| 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.61 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 4.0 | 出所: 北京発展・改革委員会[2009]2400号、[2009]2555号、[2004]1517号の一部 | |
| 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.43 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.84 | 出所: 北京市発展・改革委員会[2010]1720号 天然ガス | |
| 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.31 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.05 | 出所: 北京市発展・改革委員会[2007]573号 天然ガス | |
| 輸送 | | | | |
| 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 923 (2) 2,103 (3) 665 | (1) 6,084 (2) 13,860 (3) 4,382 | 出所: 日系物流会社へのヒアリング 工場名(都市名): 天津 最寄り港: 天津港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 陸上運送費込。コンテナ輸送コストは会社によって異なるもの、ご参考まで。 (1) 対日輸出: 最寄り港(天津港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(天津港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(天津港) | |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.09 | 7.17 | 出所: 北京市発展改革委員会[2010]2205号 93号ガソリン | |
| 31. 軽油価格(1リットル) | 1.08 | 7.14 | 出所: 同上 0号軽油 | |
| 税制 | | | | |
| 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所: 『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」により、5大経済特区と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策経過措置となる。 | |
| 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで | |
| 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所: 『中華人民共和国増値税暂行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称: 増値税 | |
| 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国政府と日本国政府間対所得避免双重徴税和防止偷漏稅的協定』 (日本との租稅条約第11条) | |
| 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第10条) | |
| 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第12条) ほかに營業稅(無形資産の讓渡)5%が賦課される。出所: 『中華人民共和国營業稅暂行条例』 (中華人民共和国國務院令第540号) | |
| 全体 | | | | |
| 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| 上海(中国) | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|--|------------------------|---|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日のインターバンクレート) | | | | |
| 賃金 | | 米ドル | 人民元 | 備考 |
| | 1. ワーカー(一般工職) | | 311(月額) | 2,114(月額) |
| 2. エンジニア(中堅技術者) | | 609(月額) | 4,133(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 10,494ドル(71,228元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| 3. 中間管理職(課長クラス) | | 1,096(月額) | 7,442(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 19,356ドル(131,373元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | | 705(月額) | 4,783(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 12,154ドル(82,492元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | | 1,593(月額) | 10,811(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 27,530ドル(186,852元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| 6. 店舗スタッフ(アパレル) | | 313 | 2,065 | 出所: 「上海統計年鑑2010」(09年データ)より小売業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算。 |
| 7. 店舗スタッフ(飲食) | | 282 | 1,860 | 出所: 「上海統計年鑑2010」(09年データ)より飲食業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算。 |
| 8. 法定最低賃金 | | 170/月 | 1,120/月 | 出所: 上海市労働社会保障局 改定日: 2010年4月1日 月額 |
| 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | | 基本給の1.96カ月分 | 左記参照 | 出所: 「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)」(2010年8~9月ゼロロ実施) |
| 10. 社会保険負担率 | | 雇用者負担率: 44% 被雇用者負担率: 18% 雇用者負担率の内訳: 養老保険: 22% 医療保険: 12% 失業保険: 2% 生育保険: 0.5% 労災保険: 0.5% 住宅積立金: 7% 被雇用者負担率の内訳: 養老保険: 8% 医療保険: 2% 失業保険: 1% 住宅積立金: 7% | | 出所: 上海市労働社会保障局 |
| 11. 名目賃金上昇率 | | 2007年: 17.4% 2008年: 13.8% 2009年: 8.3% | | 出所: 「上海統計年鑑2010」 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 91 | 600 | 出所: 上海嘉定工業区管理委員会 工業団地名: 上海嘉定工業園区 税・諸経費の内訳: 50年間の土地使用权、管理費含む |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 2.81(月額) | 18.5(月額) | 出所: 同上 工業団地名: 同上 税・諸経費の内訳: 物業管理費(1.5元/㎡)含む |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 35~44(月額) | 230~290(月額) | 出所: 現地不動産会社 工業団地名: 虹橋経済技術開発区(市内西部に位置し、日系企業をはじめ外資企業が多数集まるオフィス街)の万都中心大廈 税・諸経費の内訳: 賃料195~255元、管理費35元 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 22(月額) | 148(月額) | ストリート名・施設名: 市内西部・延安西路・上海世貿商城 税・諸経費の内訳: 賃料117、管理費31、1m2当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,518~3,035(月額) | 10,000~20,000(月額) | 出所: 現地不動産会社 地区名: 虹橋経済技術開発区 住宅の種類: 日本人用マンション(ジム、プール付)、1~3LDK 占有面積: 80~153m2 税・諸経費の内訳: 管理費含む |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | ①業務用: 47 ②住宅用: 21 | ①業務用: 310 ②住宅用: 140 | 出所: 中国電信公司上海分公司 |

| 上海(中国) | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|---|---|--|--|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日のインターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | | |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: ①業務用5.31 ②住宅用3.79 1分当たり通話料: ①業務用:0.03(4分目以降0.02) ②住宅用:0.03(4分目以降0.02) | 月額基本料: ①業務用35 ②住宅用25 1分当たり通話料: ①業務用:0.22(4分目以降0.11) ②住宅用:0.20(4分目以降0.10) | 出所: 同上 | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0~7時: 2.19 7~24時: 3.64 | 0~7時: 14.4 7~24時: 24 | 出所: 同上 | |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 7.47 1分当たり通話料: 0.06 | 月額基本料: 49.2 1分当たり通話料: 0.4 | 出所: 中国電信公司上海分公司 | |
| 公共料金 | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料: ①業務用47 ②住宅用67 月額基本料: ①業務用: 152 ②住宅用: 21 | 初期契約料: ①業務用310 ②住宅用440 月額基本料: ①業務用: 1,000 ②住宅用: 140 | 出所: 同上 ADSL 512Kbps~2M(住宅用1M)、時間無制限 | |
| | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.12~0.13 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.815~0.885 | 出所: 上海市電力公司 | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.093~0.094 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.612~0.617 | 出所: 同上 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.20~0.23 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.30~1.50 | 出所: 上海市水務局 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.16 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.03 | 出所: 同上 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.30~0.33 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.95~2.15 | 出所: 上海市発展改革委員会 ガスの種類: 石炭ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.38 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.50 | 出所: 同上 ガスの種類: 天然ガス | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 391 (2) 2,353~2,553 (3) 545~690 | (1) 2,578 (2) 15,505~16,823 (3) 3,589~4,546 | 出所: 日系企業ヒアリング(有効期限: 2011年3月31日) 工場名(都市名): 上海市 最寄り港: 上海港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(上海港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(上海港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(上海港) | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.08 | 7.11 | 出所: 上海市発展改革委員会 2010年12月22日の価格 93号ガソリン | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 1.07 | 7.03 | 出所: 同上 2010年12月22日の価格 0号軽油 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所: 『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」により、5大経済特区と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策経過措置となる。 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで | |
| | 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所: 『中華人民共和国増値税暫行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称: 増値税 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国政府和日本国政府關於所得避免双重徵稅和防止偷漏稅的協定』(日本との租稅条約第11条) | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第10条) | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第12条)ほかに營業稅(無形資産の譲渡)5%が賦課される。 出所: 『中華人民共和国營業稅暫行条例』(中華人民共和国國務院令第540号) | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| 広州(中国) | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|---|--|---|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| 品 | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 281(月額) | 1,907(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェトロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 5,269ドル(35,766元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 530(月額) | 3,594(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 9,362ドル(63,541元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,061(月額) | 7,198(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 18,456ドル(125,268元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 585(月額) | 3,970(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 10,171ドル(69,034元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,483(月額) | 10,067(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 27,958ドル(189,761元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 398(月額) | 2,621(月額) | 出所: 「広州市統計年鑑2010」(2009年データ) 基本給、社会保障、残業代、賞与含む小売業の平均工資、年額を月額換算 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 246(月額) | 1,618(月額) | 出所: 同上 基本給、社会保障、残業代、賞与含む飲食業の平均工資、年額を月額換算 |
| | 8. 法定最低賃金 | 197/月 | 1,300/月 | 出所: 広東省人力资源及び社会保障庁 改訂日: 2011年3月1日 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給との2.17カ月 | 左記参照 | 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月ジェトロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 28.35%~52.35% 被雇用者負担率: 16%~31% 雇用者負担率の内訳: 養老保険: 12%(非広州市戸籍)、20%(広州市戸籍) 医療保険: 8% 失業保険: 2% 生育保険: 0.85% 労災保険: 0.5%、1%、1.5% 住宅積立金: 5%~20% 被雇用者負担率の内訳: 養老保険: 8% 医療保険: 2% 失業保険: 1% 住宅積立金: 5%~20% | | 出所: 広州地方税务局、広州市人力资源及び社会保障庁、広州住宅積立金管理センター |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 10.6% 2008年: 12.9% 2009年: 8.5% | | 出所: 広州市統計年鑑2010 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 91 (最低額) | 600 (最低額) | 出所: 当該開発区へのヒアリング 広州開発区(広州経済技術開発区、広州高新技术産業開発区、広州輸出加工区、広州保税区) 税込み |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 2.3~6.1(月額) | 15~40(月額) | 出所: 同上 広州開発区 税込み |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 22.8(月額) | 150(月額) | 出所: 中原不動産 地名: 中信広場、税込み、管理費別: 1m2当たり料金: 29元 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 71.4(月額) | 471(月額) | ストリート名・施設名: 中旅商務大廈、市内中心部天河北路林樂路43-47番 税込み、管理費別: 1m2当たり料金29元 |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,428(月額) | 16,000(月額) | 出所: 満堂紅不動産 地区名: 凱旋新世界(広州市珠江新城花城大道)、住宅の種類: 3LDK、占有面積: 191m2 税込み、管理費別: 1m2当たり料金3.9元(満堂紅不動産へヒアリング) |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 15 | 100 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 5.31 1分当たり通話料: 3分まで: 0.03/分 4分以降: 0.02/分 | 月額基本料: 35 1分当たり通話料: 3分まで: 0.22/分 4分以降: 0.11/分 | 出所: 同上 1分当たりの通話料は市内通話の場合 |

| 広州(中国) | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | |
| № | 米ドル | 人民元 | 備考 |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0~7時:2.19 7時~24時:3.64 | 0~7時:14.4 7時~24時:24 | 出所:同上 |
| 20. 携帯電話加入料 | — | — | 出所:同上 全球通ブランドの新規は無料 |
| 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料:7.59 1分当たり通話料:0.06 | 月額基本料:50 1分当たり通話料:0.39 | 出所:同上 |
| 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 22.6~25.5(月額) | 149~168(月額) | 出所:同上 1台利用、2M、時間無制限、セットとして、20元の電話料金などをサービスとする 168元/月、936元/半年、1788元/年の3段階の料金プランがある |
| 公共料金 | | | |
| 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 大工業:変電容量× 3.49/kVA. 月+最大需 要量×4.86/KW.月 その他:なし 1kWh当たり料金:0.096 ~0.150 | 月額基本料: 大工業:変電容量× 23元/kVA. 月+最大需 要量×32元/KW.月 その他:なし 1kWh当たり料金: 0.6349~0.9885 | 出所:広東省物価局 |
| 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.09 | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.61 | 出所:同上 |
| 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.49~ 0.82 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:3.23~ 5.38 | 出所:広州市自來水公司 |
| 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.34 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.22 | 出所:同上 |
| 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.81 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:18.5 | 出所:広州物価局 ガスの種類:LPガス |
| 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.5 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:16.5 | 同上 |
| 輸送 | | | |
| 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)580 (2)2,000 (3)950 | (1)3,822 (2)13,179 (3)6,260 | 出所:JC TRANSWORLDWIDE LOGISTICS SERVICE CO.,LTD.GuangZhou Branch 工場名(都市名):広州 最寄り港:広州黄埔港 第3国仕向け港:ロサンゼルス港 料金算定方法:海上運賃のみ(陸上輸送抜き) (1)対日輸出:最寄り港広州黄埔港→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(広州黄埔港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(広州黄埔港) |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 0.93~1.12 | 6.11~7.36 | 出所:広東省價格局 法定最高価格 |
| 31. 軽油価格(1リットル) | 1.00 | 6.61 | 同上 |
| 税制 | | | |
| 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所:『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」により、5大経済特区と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策経過措置となる。 |
| 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所:『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで |
| 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所:『中華人民共和国増値税暂行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称:増値税 |
| 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所:『中華人民共和国政府和日本国政府關於所得避免双重徵稅和防止偷漏稅的協定』(日本との租稅条約第11条) |
| 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所:同上、(日本との租稅条約第10条) |
| 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所:同上、(日本との租稅条約第12条)ほかに營業稅(無形資産の讓渡)5%が賦課される。 出所:『中華人民共和国營業稅暂行条例』(中華人民共和国國務院令第540号) |
| 全体 | | | |
| 38. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| 大連(中国) | | | | |
|--|-----------------------------|---|--------------------|---|
| 1米ドル= 6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 245(月額) | 1,663(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェットロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用、正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 4,049ドル(27,479元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 417(月額) | 2,833(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用、正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 6,744ドル(45,774元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 762(月額) | 5,172(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用、正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 12,062ドル(81,867元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 495(月額) | 3,361(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用、正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 8,437ドル(57,266元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,258(月額) | 8,537(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用、正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 20,955ドル(142,226元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 367(月額) | 2,418(月額) | 出所: 「大連統計年鑑(2010)」「09年データ」より小売業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 232(月額) | 1,528(月額) | 出所: 「大連統計年鑑(2010)」「09年データ」より飲食業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算 |
| | 8. 法定最低賃金 | a.137/月 b.121/月 | a.900/月 b.800/月 | 改定日: 2010年7月10日 出所: 遼寧省人民政府HP 月額、a.中山区、西崗区、沙河口区、甘井子区、旅順口区、各先導区、長海県 b.普蘭店市、瓦房店市、庄河市 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給との1.97ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)」「(2010年8~9月)ジェットロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 40%~56.5% 被雇用者負担率: 21%~26% 雇用者負担率の内訳: 養老保険: 19% 医療保険: 8% 失業保険: 2% 生育保険: 0.5% 労災保険: 0.5%~2% 住宅積立金: (1)市内: a.10%~15%、b.25% (2)開発区: 18% [住宅面積標準]×暖房費標準(28元/m ²)×70%÷12=月額 被雇用者負担率の内訳: 養老保険: 8% 医療保険: 2% 失業保険: 1% 住宅積立金: (1)市内: a.10%~15%、b.15% (2)開発区: 14% | | 出所: 大連市人力資源と社会保障局 注1: 年に一回、高額医療保険(24元/年)を納める必要があり、被雇用者が負担することになっている。 注2: 住宅積立金: a: 1999年1月1日以前に就職した者 b: 1999年1月1日以降に就職した者 注3: 暖房費手当の面積標準は勤続年数、職位によって別途定められており、標準の60m ² で計算すると、雇用者負担率は966元/年となる。 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 16.7% 2008年: 21.5% 2009年: 13.0% | | 出所: 大連統計年鑑 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 55~85 | 360~560 | 出所: 当該開発区へヒアリング 工業団地名: 大連経済技術開発区、税別 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 2.73~3.64(月額) | 18~24(月額) | 出所: 同上 工業団地名: 大連経済技術開発区、税込み、管理費別 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 36(月額) | 240(月額) | 出所: 当該ビルへヒアリング 工業団地名: 大連森ビル、税込み、管理費、電気代別 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 53~99(月額) | 350~650(月額) | ストリート名・施設名: 大連市中山区勝利広場、税、管理費込み、電気代別、1m ² 当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 3,035(月額) | 20,000(月額) | 出所: 当該ホテルへヒアリング 地区名: シヤングリヲホテルマンション 住宅の種類: マンション、占有面積: 108m ² 、税、管理費、光熱費込み |

| 大連(中国) | | | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|---|
| 1米ドル= 6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | | |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 46 | 300 | 出所: 中国聯合網絡通信有限公司大連分公司 | |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 3.04 1分当たり通話料: 0.03(4分目以降0.02) | 月額基本料: 20 1分当たり通話料: 0.20 (4分目以降0.10) | 出所: 同上 料金算定方法: 最初3分間は0.2元、それ以後は0.1元/分 | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 3.64 | 24 | 出所: 同上 料金算定方法: 1分あたり通話料は8元 | |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所: 中国移動通信集団公司遼寧分公司 100元分の通話費預金が必要 | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 7.59 1分当たり通話料: 0.06 | 月額基本料: 50 1分当たり通話料: 0.4 | 出所: 同上 | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料: 15 月額使用料: 76 | 初期契約料: 100 月額使用料: 500 | 出所: 中国聯合網絡通信有限公司大連分公司 2M、ADSL、業務用 | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.848 | 出所: 国家電網遼寧電力有限公司 1~10kv | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.08 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.5 | 出所: 同上 1kv以下 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)工業: 0.62 (2)商業: 0.90 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)工業: 4.1 (2)商業: 5.9 | 出所: 大連市物価局HP 汚水処理費(0.9元/m3)含む | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.44 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.9 | 出所: 同上 汚水処理費(0.6元/m3)含む | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.36 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.4 | 出所: 同上 ガスの種類: 石炭ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.21 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.4 | 出所: 同上 ガスの種類: 石炭ガス | |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 200 (2) 2,100 (3) 544 | (1) 1,318 (2) 13,838 (3) 3,583 | 出所: 日系物流会社へのヒアリング 最寄り港: 大連大窯湾港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(大連大窯湾港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(大連大窯湾港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(大連大窯湾港) 注: (2)のロサンゼルス向けと(3)の横浜発はサーチャージを含む。 |
| | | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.01 | 6.66 | 出所: 大連市内ガソリンスタンド(中国石油) 93号ガソリン |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 1.12 | 7.3 | 出所: 同上 -20号軽油、0号軽油は販売していない | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所: 『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」により、5大経済特区と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策経過措置となる。 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで | |
| | 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所: 『中華人民共和国増値税暫行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称: 増値税 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国政府和日本国政府關於所得避免双重徵稅和防止偷漏稅的協定』 (日本との租稅条約第11条) | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第10条) | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第12条)ほかに營業稅(無形資産の讓渡)5%が賦課される。 出所: 『中華人民共和国營業稅暫行條例』(中華人民共和国國務院令第540号) | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| 瀋陽(中国) | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|---|
| 1米ドル= 6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 227(月額) | 1,537(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェトロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 5,235ドル(35,529元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 399(月額) | 2,710(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 8,355ドル(56,706元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 778(月額) | 5,279(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 15,506ドル(105,243元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 376(月額) | 2,550(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 8,022ドル(54,450元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)、4社平均 |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 663(月額) | 4,500(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 11,720ドル(79,550元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)、4社平均 |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 333(月額) | 2,194(月額) | 出所: 「瀋陽統計年鑑(2010)」「09年データ」より小売業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 206(月額) | 1,355(月額) | 出所: 「瀋陽統計年鑑(2010)」「09年データ」より飲食業の「平均工資」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算 |
| | 8. 法定最低賃金 | a.137/月 b.114/月 | a.900/月 b.750/月 | 改定日: 2010年7月1日 出所: 遼寧省人力資源と社会保障庁 月額、a.和平区、瀋河区、鉄西区、皇姑区、大東区、東陵区、于洪区、瀋北新区、蘇家屯区、瀋陽 経済技術開発区、瀋陽高新技术産業開発区、b.新民市、遼中県、法庫県、康平県 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給与の1.48ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)」「(2010年8~9月) ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 38.1%~43.6% 被雇用者負担率: 19%~23% 雇用者負担率の内訳: 養老保険: 19% 医療保険: 8% 失業保険: 2% 生育保険: 0.6% 労災保険: 0.5%~2% 住宅積立金: 8%~12% 被雇用者負担率の内訳: 養老保険: 8% 医療保険: 2% 失業保険: 1% 住宅積立金: 8%~12% | | 出所: 瀋陽市人力資源と社会保障局 注: 年に一回、高額医療保険(96元/年)を納める必要があり、雇用者と被雇用者は各50%負担 することになっている。 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 17.0% 2008年: 22.6% 2009年: 15.0% | | 出所: 瀋陽統計年鑑 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 73 | 480 | 出所: 当該開発区へヒアリング 工業団地名: 瀋陽経済技術開発区、税別 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 2.28(月額) | 15(月額) | 出所: 同上 工業団地名: 瀋陽経済技術開発区 税、管理費別 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 23(月額) | 150(月額) | 出所: 当該ホテルへヒアリング 工業団地名: 瀋陽洲際酒店、税、管理費込み、電気代別 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 106~152(月額) | 700~1,000(月額) | ストリート名・施設名: 瀋陽五愛市場服装城、瀋陽市瀋河区熱鬧路77号 税・管理費別、1m2当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 3,794~4,249(月額) | 25,000~28,000(月額) | 出所: 当該ホテルへヒアリング ホテル名: 瀋陽洲際酒店、地区名: 瀋陽市和平区、住宅の種類: マンション、占有面積: 87m2、光熱費、税、管理費込み |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 46 | 300 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 3.04 1分当たり通話料: 0.03(4分目以降0.02) | 月額基本料: 20 1分当たり通話料: 0.20(4分目以降0.10) | 出所: 同上 料金算定方法: 最初3分間は0.2元、それ以後は0.1元/分 |

| 瀋陽(中国) | | | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|--|
| 1米ドル= 6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 3.64 | 24 | 出所: 同上 料金算定方法: 1分当たり通話料は8元 | |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所: 中国移动通信集团公司遼寧分公司 100元分の通話費預金が必要 | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 7.59 1分当たり通話料: 0.06 | 月額基本料: 50 1分当たり通話料: 0.4 | 出所: 同上 | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料: 46 月額使用料: 425 | 初期契約料: 300 月額使用料: 2,800 | 出所: 中国聯合網絡通信有限公司瀋陽分公司 2M、ADSL、業務用 | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.848 | 出所: 国家电网遼寧電力有限公司 1~10kv | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.08 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.5 | 出所: 同上 1kv以下 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)工業: 0.53 (2)商業: 0.61 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)工業: 3.5 (2)商業: 4.0 | 出所: 瀋陽市人民政府HP 汚水処理費(1元/m3)含む | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.36 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.4 | 出所: 同上 汚水処理費(0.6元/m3)含む | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.59 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 3.9 | 出所: 瀋陽市人民政府 ガスの種類: 天然ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.50 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 3.3 | 出所: 同上 ガスの種類: 天然ガス | |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 762 (2) 2,661 (3) 1,105 | (1) 5,018 (2) 17,538 (3) 7,283 | 出所: 日系物流会社へのヒアリング 最寄り港: 大連大窯湾港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(大連大窯湾港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(大連大窯湾港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(大連大窯湾港) 大連-瀋陽間の陸上輸送費を含む: 10トントラックの場合: 3,700元/10トン (2)のロサンゼルス向けと(3)の横浜発はサーチャージを含む |
| | | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.03 | 6.8 | 出所: 瀋陽市内ガソリンスタンド(中国石油) 93号ガソリン |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 1.15 | 7.57 | 出所: 同上 -35号軽油、0号軽油は販売していない | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所: 『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」により、5大経済特区と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策経過措置となる。 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで | |
| | 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所: 『中華人民共和国増値税暂行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称: 増値税 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国政府和日本国政府關於对所得避免双重徵税和防止偷漏稅的協定』 (日本との租稅条約第11条) | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第10条) | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第12条)、ほかに營業稅(無形資産の讓渡)5%が賦課される。 出所: 『中華人民共和国營業稅暂行条例』(中華人民共和国國務院令第540号) | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| 青島(中国) | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|---|--|---|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 185(月額) | 1,255(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査) 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 3,591ドル(24,374元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 344(月額) | 2,338(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 6,480ドル(43,984元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 650(月額) | 4,413(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 11,512ドル(78,134元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 427(月額) | 2,896(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国(2010年度調査)2010年8~9月 ジェットロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 8,120ドル(55,111元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 932(月額) | 6,327(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 17,009ドル(115,445元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 292(月額) | 1,921(月額) | 出所: 青島市人力資源及び社会保障局 賃金ガイドライン平均「一般小売業店内スタッフ」、賃金=基本給+社会保障+残業代+賞与等 年額を月額計算 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 244(月額) | 1,608(月額) | 出所: 青島市人力資源及び社会保障局 賃金ガイドライン平均「レストランスタッフ」、賃金=基本給+社会保障+残業代+賞与等 年額を月額計算 |
| | 8. 法定最低賃金 | 市内7区: 140/月 衛星5市: 115/月 | 市内7区: 920/月 衛星5市: 760/月 | 改定日: 2010年5月1日 出所: 青島市人力資源及び社会保障局 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給与の1.71カ月 | 左記参照 | 出所: 「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)」(2010年8~9月ジェットロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 37.4~45.5% 被雇用者負担率: 16~23% 雇用者負担率の内訳: 養老保険: 20% 医療保険: 9% 失業保険: 2% 生育保険: 0.9% 労災保険: 0.5~1.6% 住宅積立金: 5~12% 被雇用者負担率の内訳: 養老保険: 8% 医療保険: 2% 失業保険: 1% 住宅積立金: 5~12% | | 出所: 青島市人力資源及び社会保障局 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 16.1% 2008年: 12.2% 2009年: 10.6% | | 出所: 青島統計年鑑2010(都市部平均賃金) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 39.46/m ² (取得税3%込み)+①② | 260/m ² (取得税3%込み)+①② | 出所: 青島市経済技術開発区管理委員会 工業団地名: 青島市経済技術開発区 ①土地取得登記FEE: 200~40000元(1000m ² 以下の部分は200元、1000m ² 以上の部分は5000元 毎に40元追加され、最高40000元とする) ②土地使用権証印紙税: 5元。土地取得税(契税): 土地代金X3%、管理費別 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 1.52(最低基準)(月額) | 10(最低基準)(月額) | 出所: 青島市経済技術開発区管理委員会 工業団地名: 青島市経済技術開発区北部工業園、税込み、管理費別 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 23(月額) | 150(月額) | 出所: CBRE青島 工業団地名: 青島市市南区香港中路遠洋大廈、税込み、管理費別 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 75.42(月額) | 497(月額) | ストリート名・施設名: 青島市市南区香港中路12号COSCO PLAZA1F(市内繁華街、ジャスコ向い側)、1m ² 当たり、税・諸経費の内訳: 税込み、管理費別 |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,821~3,035(月額) | 12,000~20,000(月額) | 出所: 吉兆不動産(2011.1) 青島市市南区海信燕島国際 マンション、70~225m ² 、1~3LDK、税込み、管理費別 一年契約の1年/半年分先払い: 保証金1カ月分。 |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 18 | 120 | 出所: 中国連合網絡通信有限公司山東省分公司 (ヒアリング: 10010) |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 3.64 1分当たり通話料: 市内電話0.02 国内長距離電話0.11 | 月額基本料: 24 1分当たり通話料: 市内電話0.11 国内長距離電話0.7 | 出所: 同上 料金算定方法: 月額基本料+通話料 |

| 青島(中国) | | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | | |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 3.64 | 24 | 出所: 同上 | | |
| 20. 携帯電話加入料 | 3.04 | 20 | 出所: 中国移动通信集団山東有限公司(ヒアリング:10086) 左記は番号チップ発行料金 | | |
| 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料:7.59 1分当たり通話料:0.06 | 月額基本料:50 1分当たり通話料:0.4 | 出所: 同上 料金算定方法: 基本料金+通話料 | | |
| 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料:27.32 月間料金:151.75 | 初期契約料:180 月間料金:1,000 | 出所: 中国連合網絡通信有限公司山東省分公司(ヒアリング:10010) ADSL接続、2M、業務用 | | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | (1)月額基本料:変圧器容量X3.04 1KWh当たり料金:0.10~0.11 (2)月額基本料:なし 1KWh当たり料金:0.119~0.122 | (1)月額基本料:変圧器容量X20 1KWh当たり料金:0.6734~0.6934 (2)月額基本料:なし 1KWh当たり料金:0.7845~0.8045 | 出所: 青島市物価局(2008/07/01) (1)大工業の場合:月額基本料金+メーター料金 (2)一般商業の場合:メーター料金 | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:なし 1KWh当たり料金:0.07~0.08 | 月額基本料:なし 1KWh当たり料金:0.4929~0.5469 | 出所: 同上 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.46 (2)0.53 (3)0.62 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)3.0 (2)3.5 (3)4.1 | 出所: 同上 料金算定方法: 規定内使用量×規定内単価+超過分使用量×超過分単価 0.8元/m3汚水処理費込 (1)規定内、(2)100~150%超過分、(3)150~200%超過分 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.38 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.5 | 出所: 同上 料金算定方法: 0.70元/m3汚水処理費込 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.55 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:3.6 | 出所: 同上 ガスの種類: LNG | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.36 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.4 | 出所: 同上 ガスの種類: LNG | |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)a. 100 b. 130 (2)a. 1,850 b. 2,450 (3)a. 550 b. 750 | (1)a. 659 b. 857 (2)a. 12,191 b. 16,145 (3)a. 3,624 b. 4,942 | 出所: COSCO(青島) 最寄港: 青島港 第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (1)対日輸出:最寄り港(青島港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(青島港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3)対日輸入:横浜港→最寄港(青島港) a. ドライカーゴコンテナ、b. 冷凍コンテナ |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 1.03 | 6.82 | 出所: CNPC青島(2010/12/22) 93号ガソリンの価格 | |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 1.09 | 7.2 | 出所: 同上 -10号軽油の価格 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所: 『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法実施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」により、5大経済特区と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策経過措置となる。 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで | |
| | 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所: 『中華人民共和国増値税暫行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称: 増値税 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 『中華人民共和国政府と日本政府關於所得避免双重徵税和防止偷漏稅的協定』(日本との租稅条約第11条) | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第10条) | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所: 同上 (日本との租稅条約第12条)ほかに營業稅(無形資産の譲渡)5%が賦課される。 出所: 『中華人民共和国營業稅暫行条例』(中華人民共和国國務院令第540号) | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| 深圳(中国) | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|---|--|---|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 235(月額) | 1,597(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェトロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 4,265ドル(28,949元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 530(月額) | 3,597(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 8,042ドル(54,584元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,046(月額) | 7,099(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 15,589ドル(105,807元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 593(月額) | 4,026(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 10,380ドル(70,450元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,482(月額) | 10,058(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 24,744ドル(167,948元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 459(月額) | 3,023(月額) | 出所: 深圳市統計年鑑2010(2009年データ) 小売業の「平均工賃」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 293(月額) | 1,931(月額) | 出所: 同上 飲食業の「平均工賃」(基本給、社会保障、残業代、賞与含む)、年額を月額計算 |
| | 8. 法定最低賃金 | 167(月額) | 1,100(月額) | 出所: 深圳市人力资源及び社会保障局 改定日: 2010年7月1日 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給与の1.28カ月 | 左記参照 | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェトロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 10.9%+8元~32.9% 被雇用者負担率: 8%+4元、10%(非深圳戸籍)、10%(深圳戸籍) 雇用者負担率の内訳: 養老保険: 10%(非深圳戸籍)、11%(深圳戸籍) 医療保険: 8元、1%、6.5%(非深圳戸籍)、6.5%(深圳戸籍) 失業保険: 0.4% 生育保険: 0.5%(深圳戸籍のみ) 労災保険: 0.5%、1%、1.5% 住宅積立金: 13%(深圳戸籍のみ) 被雇用者負担率の内訳: 養老保険: 8% 医療保険: 4元、2%(非深圳戸籍)、2%(深圳戸籍) | | 出所: 深圳市人力资源及び社会保障局 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 10.5% 2008年: 12% 2009年: 7.5% | | 出所: 深圳市統計年鑑2010 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 28~109 | 186~720 | 出所: 深圳市国際投資促進会 工業団地名: 深圳大工業区(南山区、福田区、羅湖区、塩田区、龍崗区、宝安区) 税込み |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 4.55(月額) | 30(月額) | 出所: 深圳福田保税区 工業団地名: 深圳福田保税区 最低価格 税込み |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 23(月額) | 150(月額) | 出所: 搜房不動産 地名: 卓越世紀中心(深圳市福田区福華三路会展センター東) 税込み 管理費別: 1m2当たり18元 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 53(月額) | 350(月額) | ストリート名・施設名: 鳳凰大厦 福田区深南大道2008番 税込み 管理費別: 1m2当たり20元 |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,276(月額) | 15,000(月額) | 出所: 同上 地区名: 深圳福田区雅頌居 住宅の種類: 3LDK、占有面積: 129m ² 、税込み、管理費別: 1m2当たり4.5元 |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 15 | 100 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 5.31 1分当たり通話料: 3分まで: 0.03/分 4分以降: 0.02/分 | 月額基本料: 35 1分当たり通話料: 3分まで: 0.22/分 4分以降: 0.11/分 | 出所: 同上 1分当たり通話料は市内通話の場合 |

| 深圳(中国) | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|---|--|---|
| 1米ドル=6.5896人民元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 人民元 | 備考 | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0~7時:2.19 7~24時:3.64 | 0~7時:14.4 7~24時:24 | 出所:同上 |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所:中国移动深圳分公司 全球通ブランドの新規は無料 |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料:7.59 1分当たり通話料:0.06 | 月額基本料:50 1分当たり通話料:0.39 | 出所:中国移动深圳分公司 1分当たり通話料は国内通話の場合 |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 23~25 | 149~168 | 出所:中国电信深圳分公司 1台利用、2M、時間無制限、セットとして、20元の電話料金などをサービスとする。 168元/月、936元/半年、1788元/年の3つの料金プランがある |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 101~3000KVA:変電気容量×3.64/KVA。月 その他:なし 1kWh当たり料金:0.03 ~0.16 | 月額基本料: 101~3000KVA:変電気容量×24元/KVA。月 その他:なし 1kWh当たり料金: 0.2166~1.0854 | 出所:南方電網深圳分公司 料金算定方法:実際使用料金+月額基本料 |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.1 | 月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.68 | 出所:同上 料金算定方法:実際使用料金 |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.47~ 1.44 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:3.1~ 9.5 | 出所:深圳水務局 料金算定方法:水使用料金(2.05元~7.5元)+汚水処理費(1.05元~2元) |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.39~ 0.53 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.6~ 3.5 | 出所:同上 料金算定方法:水使用料金(1.7元~2.4元)+汚水処理費(0.9元~1.1元) |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.37 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:15.6 | 出所:深圳市燃気業界協会 料金算定方法:実際使用料金 ガスの種類:LPガス |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.25 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:14.8 | 同上 |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)380 (2)1,950 (3)950 | (1)2,504 (2)12,850 (3)6,260 | 出所:JC TRANSWORLDWIDE LOGISTICS SERVICE CO.,LTD.GuangZhou Branch 工場名(都市名):深圳 最寄り港:深圳塩田港、蛇口港 第3国仕向け港:ロサンゼルス港 料金算定方法:海上運賃のみ(陸上輸送抜き) (1)対日輸出:最寄り港(深圳蛇口港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(深圳塩田港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(深圳蛇口港) 税・諸経費の内訳:諸費別 |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 0.93~1.12 | 6.11~7.36 | 出所:広東省價格局 法定最高價格 |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 1.00 | 6.61 | 同上 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | | 出所:『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(國務院令第512号) ①内外資統一税率。②実効税率がわかる場合は、上記法律、条例に基づき、省エネルギー、インフラ、ハイテク事業などに従事、条件を満たす企業は優遇税率を享受できる。国発[2007]39号「國務院の企業所得税過渡的優遇政策實施に関する通知」により、5大經濟特區と浦東新区の企業は1年ごとに税率引上げる優遇策經過措置となる。 |
| | 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所:『中華人民共和国個人所得税法』(中華人民共和国主席令第85号) 最低5%~最高45%まで |
| | 34. 付加価値税(%) | 17% | | 出所:『中華人民共和国増値税暫行条例』(中華人民共和国國務院令第538号) 名称:増値税 |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所:『中華人民共和国政府和日本国政府關於对所得避免双重徵稅和防止偷漏稅的協定』 (日本との租稅条約第11条) |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所:同上 (日本との租稅条約第10条) |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 出所:同上 (日本との租稅条約第12条)ほかに營業稅(無形資産の讓渡)5%が賦課される。 出所:『中華人民共和国營業稅暫行条例』(中華人民共和国國務院令第540号) |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| 香港(中国) | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|---|--|---|
| 1米ドル=7.775香港ドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 香港ドル | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 1,522(月額) | 11,825(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェットロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 21,878ドル(170,000香港ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを 含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 2,004(月額) | 15,575(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 31,750ドル(246,700香港ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを 含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 3,735(月額) | 29,022(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 56,703ドル(440,590香港ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを 含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 1,988(月額) | 15,445(月額) | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェットロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 28,949ドル(224,937香港ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを 含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長 クラス) | 3,686(月額) | 28,642(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 55,986ドル(435,023香港ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを 含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 1,307(月額) | 10,160(月額) | 出所: 香港政府統計処、2010年9月の平均賃金 基本給、チップ、交替通動手当、生活手当、食事手当、賞与を含む |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 1,082(月額) | 8,412(月額) | 同上 |
| | 8. 法定最低賃金 | 3.60(時給) | 28(時給) | 出所: 香港勞工処 改定日: 2011年5月1日以降実施 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞 与) | 基本給与の1.87カ月 | 左記参照 | 出所: 在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)2010年8~9月 ジェットロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 5% 被雇用者負担率: 5% | | 出所: 強制性公積金計画管理局 法定強制退職金積立金(MPF) 別途任意で医療保険などに加入可能 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 4.7% 2009年: Δ2.6% 2010年: 2.5% | | 出所: 香港政府統計処 |
| 地価・ 事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平 方メートル当たり) | 309 | 2,400 | 出所: 香港科技园 大埔工業邨 不動産関係諸税含まず |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル 当たり) | - | - | 出所: 同上 上記工業団地のレンタルはない |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当 たり) | 35~152 | 269~1184 | 出所: 美聯工商舖 金鐘(市内中心部ビジネスエリア) 借主の税負担なし |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ ショールーム賃料 | 346(月額) | 2,691(月額) | ストリート名・施設名: 銅鑼灣謝斐道地下、92.9m2 1m2当たり、借主の税負担なし |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,444(月額) | 19,000(月額) | 出所: 美聯物業 西灣河(市中心部から約30分)、マンション(中層)、64.75m2、税含む 左記金額に家具は含まないが、大家との交渉で家具付とすることが可能 |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 61 | 475 | 出所: PCCW社 12カ月以上の契約は架設料免除(住宅のみ) |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: (1)14、(2)18 1分当たり通話料: なし | 月額基本料: (1)110、(2)137.8 1分当たり通話料: なし | 出所: PCCW社 料金算定方法: (1)住宅、(2)業務用、通話時間無制限 |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | (1)月額基本料: 6.17 (2)a. 0.38(20時~8時)、 1.08(8時~20時) b. 0.65(20時~8時)、1.08 (8時~20時) | (1)月額基本料: 48(通話 時間無制限) (2)a. 2.97(20時~8時)、 8.4(8時~20時) b. 5.04(20時~8時)、 8.4(8時~20時) | 出所: ハチソンテレコム社 (1)IDD1966は月額で計算 日本の固定電話へ無制限通話 (2)IDD1968は話した時間によって値段が変わる a. 香港の3G携帯電話→日本の固定電話(3分) b. 香港の3G携帯電話→日本の携帯電話(3分) |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所: 同上 |

| 香港(中国) | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|---|--|--|---|
| 1米ドル=7.775香港ドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 香港ドル | 備考 | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 13~43 1分当たり通話料: 0.04~0.09 | 月額基本料: 98~338 1分当たり通話料: 0.3~0.7 | 出所: 同上 料金算定方法: 基本料の料金プランは最低98香港ドル、最高338香港ドルの5段階 通話料は無料通話時間超過後に加算 モバイルデータ通信は198香港ドル以上のプランでは無制限 | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 月額基本料金: 31 | 月額基本料金: 238 | 出所: PCCW(Netvigator)社 30M、時間無制限、24ヵ月契約の場合、接続方式は基本的にADSL、100M、1000Mの光ファイバーもある | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 3.86 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料: 30 1kWh当たり料金: 1.019~1.028 | 出所: 中華電力集団 1kWh当たり料金は使用量によって異なる | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 3.99 1kWh当たり料金: 0.12~0.15 | 月額基本料: 31 1kWh当たり料金: 0.923~1.128 | 同上 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.59~1.41 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 4.58~10.93 | 出所: 香港政府水務署 一般的には4ヵ月ごとに徴収、1m3当たり料金は業種によって異なる | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0~1.16 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0~9.05 | 出所: 同上 4ヵ月ごとに徴収、1m3当たり料金は使用量によって異なる(0~9.05香港ドルの4段階)、12m3までは無料 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 使用量により異なる 1m3当たり料金: 0.027~0.028 | 月額基本料: 使用量により異なる 1m3当たり料金: 0.21~0.219 | 出所: 香港中華煤氣有限公司 基本料はメーカーの容量により徴収、天然ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 使用量により異なる 1m3当たり料金: 0.027~0.028 | 月額基本料: 使用量により異なる 1m3当たり料金: 0.21~0.219 | 出所: 同上 基本料はメーカーの容量により徴収、天然ガス、他に補修費として9.5香港ドル/月 | |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 800 (2) 2,300 (3) 300 | (1) 6,220 (2) 17,883 (3) 2,333 | 出所: 日本通運アジアオセアニア地域海運部 工場名(都市名): 香港 最寄り港: 香港港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(香港港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(香港港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(香港港) 海上運賃にBAF(燃油費用)などの諸費用を含む 陸上輸送費は含まず |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 1.98 | 15.43 | 出所: シェル香港 税含む | |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 1.38 | 10.70 | 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 16.5% | | 出所: 香港条例稅務條例付録1 キャピタルゲイン(条件付)、受取配当、受取利息、香港域外所得は課税対象外。 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 15% | | 出所: 香港条例稅務條例付録8 標準税率、最低2%最高17%までの4段階(累進課税)、または一律15%。 | |
| | 34. 付加価値税(%) | なし | | 出所: 香港税関 付加価値税なし 燃料、タバコ、アルコール度数30%以上の酒、メチルアルコールとその混合物に対する物品税あり | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | なし | | 非課税 | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | なし | | 非課税 | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 法人4.95%、個人4.5% | | 出所: 香港法律資訊研究中心(HKLI) 送金者と受取人が関連者でない場合の税率 受取人が関連者の場合、法人所得税または個人所得税と同じ税率で課税 | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| 台北(台湾) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|--------------------------------------|--|
| 1米ドル=29.6台湾元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 台湾元 | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 939(月額) | 29,986(月額) | 出所: 出所在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国(2010年度調査)2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 15,479ドル(494,539台湾元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 1,280(月額) | 40,879(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 20,526ドル(655,749台湾元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,898(月額) | 60,629(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 30,809ドル(984,275台湾元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 1,205(月額) | 38,493(月額) | 出所: 出所在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国(2010年度調査)2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の一般職の場合 年間負担総額: 19,851ドル(634,195台湾元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 2,162(月額) | 69,085(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は2010年8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 36,736ドル(1,173,652台湾元)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 759(月額) | 22,471(月額) | 出所: 行政院労働委員会2010年5月27日の発表資料(2009年調査) 商店販売員の月額給与(基本給、諸手当、賞与を含む)、非正規スタッフを含む |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 507(月額) | 14,995(月額) | 出所: 同上 飲食スタッフの月額給与(基本給、諸手当、賞与を含む)、非正規スタッフを含む |
| | 8. 法定最低賃金 | 604/月 | 17,880/月 | 改定日: 2011年1月1日 出所: 行政院労働委員会 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 基本給与の3.1カ月 | 左記参照 | 出所: 「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国-(2010年度調査)」(2010年8~9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 11.4% 被雇用者負担率: 3.15% 雇用者負担率の内訳: 健康保険: 5.27% 労働保険: 6.12% (雇用者労働保険: 労働保険普通事故保険費+労働保険職業保険費+就業保険費) 被雇用者負担率の内訳: 健康保険: 1.55% 労働保険: 1.60% (非雇用者労働保険: 労働保険普通事故保険費+就業保険費) | | 出所: 行政院労働委員会労働保険局、行政院衛生署中央健康保険局 健康保険料は月額最低賃金17,880元の場合で算出。 労働保険料は月額賃金28,800元の場合で算出。 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 0.02% 2009年: △5.06% 2010年(1~10月): 5.87% | | 出所: 行政院主計処 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 757 | 22,405 | 出所: 台湾工業用地供給服務資訊ネット 工業団地名: 台南科技工業団地 東区第1~3区、税・諸経費および管理費は含まず |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 2.47(月額) | 73(月額) | 出所: 台湾工業用地供給服務資訊ネット 工業団地名: 台南科技工業団地、税・諸経費および管理費は含まず |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 15(月額) | 452(月額) | 出所: 信義房屋 地名: 台北市松山区(金融ストリート)、税・諸経費および管理費は含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 30(月額) | 885(月額) | ストリート名・施設名: 光復南路商店街(台北市中心部)、67.8m2(20.5坪)、管理費別途2,000台湾元、1m2当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,791(月額) | 53,000(月額) | 出所: 台湾スターツ不動産 地区名: 天母地区(台北市北部)、住宅の種類: 3LDK、面積: 36坪(119m2)、税・諸経費および管理費は含まず |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 74 | 2,200 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 2.36~12 1分当たり通話料: 0.00~0.02 | 月額基本料: 70~365 1分当たり通話料: 0.10~0.53 | 出所: 同上 料金算定方法: 10分間1.0元~3分間1.6元(割引時間: 月-金のPM23:00-AM8:00/土のPM12:00-月のAM8:00/祝日、祭日は終日~通常時間: 月-金のAM8:00-PM23:00/土のAM8:00-PM12:00) |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | | 1.25~1.32 | 37~39 | 出所: 同上 料金算定方法: 1.24台湾元/6秒~1.3台湾元/6秒 |

| 台北(台湾) | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|---|--|--|
| 1米ドル=29.6台湾元(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 台湾元 | 備考 | | |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所: 同上 | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 6.18~57 1分当たり通話料: 0.06~0.30 | 月額基本料: 183~1,683 1分当たり通話料: 1.80~9.00 | 出所: 同上 料金算定方法: 月額基本料の料金プランは183、383、583、983、1,683台湾元の5段階通話料は0.03~0.15台湾元/秒 | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 9.76~32/月 | 289~945/月 | 出所: 同上 料金算定方法: Hinet接続料金とADSL料金の合計。料金は通信速度(512K/64K、2M/128K、3M/384K、8M/640Kの4段階)によって異なる。設定費として1,700台湾元(57ドル)が必要。 | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 5.64~7.97 1kWh当たり料金: 0.08~0.11 | 月額基本料: 167~236 1kWh当たり料金: 2.41~3.13 | 出所: 台湾電力公司 料金算定方法: 月額基本料=非夏日Min167台湾元~夏日Max236台湾元 1kWh当たり料金=非夏日2.41台湾元~夏日Max3.13台湾元 | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 1.42 1kWh当たり料金: 0.07~0.17 | 月額基本料: 42 1kWh当たり料金: 2.10~5.10 | 出所: 同上 料金算定方法: 月額基本料=夏日、非夏日共に1kWh2.1台湾元×基本度数40=84台湾元(2ヶ月)÷2=42台湾元、1kWh当たり料金=夏日と非夏日共にMin1kWh2.1台湾元~夏日Max5.10台湾元 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 0.61~1964 1m3当たり料金: 0.25~0.41 | 月額基本料: 18~58,120 1m3当たり料金: 7.35~12.075 | 出所: 台湾自来水公司 メーターの口径(13mm~400mm以上)によって料金が異なる。 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 同上 | 同上 | 出所: 同上 メーターの口径(13mm~400mm以上)によって料金が異なる。 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 6.76~28.4 1m3当たり料金: 0.54 | 月額基本料: 200~840 1m3当たり料金: 16 | 出所: 大台北瓦斯 ガスの種類: 都市ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 2.03~7.94 1m3当たり料金: 0.54 | 月額基本料: 60~235 1m3当たり料金: 16 | 出所: 同上 ガスの種類: 同上 | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 500 (2) 3,000 (3) 500 | (1) 14,800 (2) 88,800 (3) 14,800 | 出所: 台湾日通 最寄り港: 基隆港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(基隆港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(基隆港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(基隆港)海上輸送費のみ。 2011年4月1日~12月31日 | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | (1) 1.11 (2) 1.08 (3) 1.05 | (1) 33 (2) 32 (3) 31 | 出所: 台湾中油 (1) 98号(2) 95号(3) 93号 | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.98 | 29 | 出所: 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 12万円以下: 免税 12万円超: 17% | | 「所得税法第五条」 (2010年以降) (台湾内の他の営利事業から得た受取配当金は課税所得参入対象外。受取利益は課税対象。キャピタルゲインについては、株式未公開会社の株式譲渡にかかるものは課税対象、有価証券化されている株式の売却益に対する課税は停止中) | |
| | 33. 個人所得税(%) | 最低5%から最高40%までの5段階 | | 「所得税法第五条」 (2010年以降) | |
| | 34. 付加価値税(%) | 5% (VAT) (標準税率) | | | 営業税(国税)、「加価値および非加価値型営業税法 第10条」 |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 20% (最高税率) | | | 「各類所得扣繳率標準 第3条」 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 20% (最高税率) | | | 「各類所得扣繳率標準 第3条」所得税法の規定により、2010年1月1日より最高税率を20%とした |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 20% (最高税率) | | | 「各類所得扣繳率標準 第3条」 |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| シンガポール(シンガポール) | | | | |
|--|-----------------------------|---|------------------|--|
| US\$1 = S\$1.2879シンガポールドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | シンガポールドル | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 1,252(月額) | 1,697(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 22,206ドル(30,091シンガポールドル)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 2,239(月額) | 3,035(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 37,266ドル(50,499シンガポールドル)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 3,710(月額) | 5,027(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 58,827ドル(79,717シンガポールドル)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 1,942(月額) | 2,631(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 30,835ドル(41,785シンガポールドル)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 3,786(月額) | 5,130(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 59,206ドル(80,230シンガポールドル) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 974 | 1,254 | 出所: 人材省(MOM) データは民間企業(社員25人以上)でフルタイムのCPF加盟の労働者。基本給の平均値。(2010年6月30日発表) |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 838 | 1,079 | 出所: 人材省(MOM) データは民間企業(社員25人以上)でフルタイムのCPF加盟の労働者。基本給の平均値。(2010年6月30日発表) |
| | 8. 法定最低賃金 | — | — | 法定最低賃金はない。 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 2.26ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェットロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 負担率口座別の内訳: 15% 被雇用者負担率: 20% 雇用者負担率の内訳: 医療保険: 22.9% 年金(特別口座): 17.1% 普通口座: 60.0% | | 出所: 中央積立基金(CPF) 雇用者・被雇用者の負担率は50歳以下の民間企業被保険者の場合。尚、口座別内訳は、36歳以上45歳以下の場合の数値。普通口座に積み立てられた分は公共住宅の購入やCPF認定の保険の購入、教育費等に充てる事が出来る。2010年9月1日改定 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 4.2% 2009年: -0.4% 2010年: n.a. | | 出所: 人材省(MOM) データは民間企業(社員10人以上)で1年以上フルタイムで勤務したCPF加盟の労働者の賃金に基づく 2010年の数値は2011年5月31日に発表予定 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 144~494 | 185~636 | 出所: JTC 工業団地名: ジュロン工業団地(JTC運営の工業団地) 税・諸経費の内訳: GST含まず。同工業団地の土地代(30年のリース価格) |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 0.73~2.16(月額) | 0.938~2.784(月額) | 出所: JTC 工業団地名: ジュロン工業団地(JTC運営の工業団地) 税・諸経費の内訳: GST含まず。同工業団地の年間賃料を月割で算出 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 33~100(月額) | 43.01~129.03(月額) | 出所: Office Compass ラッフルズプレイス、タンジョンパガー、シェントンウェイ、マリーナエリアの月額平方フィート当たり賃料から算出。賃料に加え、保証金月額賃料3ヵ月分、印紙税、不動産会社への仲介手数料が課される |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 84 | 108 | 出所: Office Compass The Heeren (市内繁華街・オーチャード通り沿い)、月額平方フィート当たり賃料から算出 |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,562~7,376(月額) | 3,300~9,500(月額) | 出所: Rental Singapore Property (1) アスベンハイ リハバレー(繁華街オーチャードから車で南へ約5分) コンドミニアム、123.13~147.13m2、3ベッドルーム、家具付き、保証金2ヵ月、印紙税が別途必要 価格帯: 最低(\$5,000)から最高(\$6,500) (2) パークオアシス ジュロンイースト(シンガポール西端、工業団地エリア)、コンドミニアム、114.11~129.18m2、3ベッドルーム、家具付き、保証金2ヵ月、印紙税が別途必要、価格帯: 最低(\$3,300)から最高(\$4,000) (3) ケアンヒルクレスト オーチャード、162.19~187.11m2、4+1ベッドルーム、家具付き、保証金2ヵ月、印紙税が別途必要 価格帯: 最低(\$8,000)から最高(\$9,500) |

| シンガポール(シンガポール) | | | | |
|--|--------------------------|--|--|---|
| US\$1 = S\$1.2879シンガポールドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | シンガポールドル | 備考 | |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 42 | 53.5 | 出所: SingTel 住宅用 |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 7.62 1分当たり通話料: 0.0067 ~0.0132 | 月額基本料: 9.81 1分当たり通話料: 0.0086 ~0.017 | 出所: SingTel 住宅用、月額料金は3カ月分の料金を月割りで計算 通話料金はピーク時(月~金の9時から19時)、オフピーク時(月~金の19時から9時、週末、祝日)で異なる |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.82~2.10 | 1.05~2.70 | 出所: SingTel シングル社の格安国際電話「019」で1.05シンガポールドル(固定電話)、1.17シンガポールドル(携帯電話)通常の国際電話(IDD)では2.70シンガポールドル |
| | 20. 携帯電話加入料 | 33 | 42.8 | 出所: SingTel 登録料10.70シンガポールドル+SIMカード代32.10シンガポールドル |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 11.65~150 1分当たり通話料: 0.12 | 月額基本料: 15.00~192.60 1分当たり通話料: 0.16 | 出所: SingTel 携帯電話プラン「ワン・スーパーバリュー」「ワン・プラス」「トゥー・バリュー」「トゥー・プラス」「スリー・プラス」、加入プランにより月間80~2,000分までの発信通話量は無料、超過分のみ通話料が加算される |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約費用: 116 月額基本料: 280 | 初期契約費用: 150 月額基本料: 360 | 出所: SingTel 商業用「ブロードバンド(ダイナミックIP)」、ADSL、常設接続、GST(7%)含まず |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 5.78 1kWh当たり料金: 0.18 | 月額基本料: 7.45 1kWh当たり料金: 0.23~0.24 | 出所: SP Services 高電圧、月額基本料金: 契約料内の場合、契約超過分は\$11.17、GST(7%)を含む、2011年1月1日料金改定 |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.20 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.26 | 出所: SP Services 低電圧、住宅・商業用、GST(7%)を含む、2011年1月1日料金改定 |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 1.62 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.08 | 出所: 公益事業庁(PUB) 水道料金(\$1.17/m3)+節水税(30%)+下水施設手数料(\$0.5607)。GST(7%)は含まず。 |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1) 1.40 (2) 1.79 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1) 1.80 (2) 2.31 | 出所: 公益事業庁(PUB) 水道料金(\$1.17/m3、40m3超は\$1.40/m3)+節水税(30%、40m3超は45%)+下水施設手数料(\$0.2803シンガポールドル)、GST(7%)は含まず、(1)月間40m3まで(2)月間40m3超 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.13 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.17 | 出所: City Gas 月間1,000kWh以上使用の場合 5万kWh以上使用の場合は1m3当たり\$0.1649(2010年11月1日から2011年1月31日までの料金) 都市ガス |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.13 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.18 | 出所: City Gas :2010年11月1日から2011年1月31日までの料金、都市ガス |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 600 (2) 2,000 (3) 600 | | 出所: Kline (Singapore) Pte Ltd 工場名(都市名): シンガポール 最寄り港: シンガポール港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(シンガポール港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(シンガポール港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(シンガポール港) |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.48~1.53 | 1.91~1.97 | 出所: シェル、カルテックス、SPC オクタン価92~95、GST(7%)含む、割引前価格、2010年12月23日(シェル、カルテックス)、2010年12月24日(SPC)改定 |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 1.13 | 1.453 | 出所: シェル、カルテックス、SPC。 GST(7%)含む、割引前価格、2010年12月23日(シェル、カルテックス)、2010年12月24日(SPC)改定 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 17% | | 2010年課税年度 最初の1万シンガポールドルの75%、次の29万シンガポールドルの50%をそれぞれ免税とする。 |
| | 33. 個人所得税(%) | 20% (最高税率) | | 2007年課税年度、3.5~20%の累進課税、課税最低所得は2万シンガポールドル |
| | 34. 付加価値税(%) | 7%(標準税率) | | 名称: GST (2007年1月1日改定) |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 日本シンガポール条約第11条 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | なし | | 日本シンガポール条約第10条 |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 日本シンガポール条約第12条 |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| ジャカルタ(インドネシア) | | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|---|--|--|
| 1ドル=9,064ルピア(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ルピア | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 186(月額) | 1,678,338(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合、年間負担総額: 3,247ドル(29,359,076 ルピア) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 357(月額) | 3,231,707(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 6,082ドル(54,985,684ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与など を含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 854(月額) | 7,725,032(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 14,303ドル(129,313,053ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与など を含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 307(月額) | 2,774,576(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 5,333ドル(48,219,980ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与など を含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長 クラス) | 1021(月額) | 9,227,665(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 16,023ドル(144,866,711ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与など を含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 152(月額) | 1,378,454(月額) | 出所: 中央統計局、ジャカルタ特別州(2010年2月現在) 被雇用者が受け取る金額(給与・手当など)、残業、賞与、所得税・保険料負担分含まず |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 144(月額) | 1,304,372(月額) | 同上 |
| | 8. 法定最低賃金 | 142(月額) | 1,290,000(月額) | 出所: ジャカルタ特別州(州知事決定2010年第196号)、2011年1月1日改定 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞 与) | 1.9ヵ月分 | | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 4.24~5.74% 被雇用者負担率: 2.00% 雇用者負担率の内訳: 労災保険: 0.24~1.74% 死亡保険: 0.30% 年金: 3.70% 被雇用者負担率の内訳: 2.00%(年金) | | 出所: ジャムソステック(国営社会保険公社) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 8.0% 2009年: 10.0% 2010年: 4.5% | | ジャカルタ特別州の法定最低賃金の上昇率を適用 |
| 地価・ 事務所 賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平 方メートル当たり) | 50 | 米ドル建て | 出所: コタ・ブキット・インダ工業団地 付加価値税・土地取得税含まず、管理費450ルピア/平方メートル/月 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル 当たり) | 3.5~4.0 | 同上 | 出所: コタ・ブキット・インダ工業団地 土地0.5ドル+建物3.0~3.5ドル、税、管理費、セキュリティ・デポジット含まず |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当 たり) | 20.0 | 同上 | 出所: スミタスビルディング、管理費含む、税含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ ショールーム賃料 | 56~67 | 510,000~610,000 | 出所: グランドインドネシア 平方メートルあたりの金額、管理費込、税含まず |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,100~3,800 | 同上 | 出所: スティルマンおよびポンドックインダー地区 コンドミニアム、143~210m ³ 、プール付き、管理費・税含む |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | (1) 66.2 (2) 47.4 | (1) 600,000 (2) 429,500 |
| 18. 電話利用料 | | (1) 月額基本料: 6.4 1分当たり通話料: 0.01 (2) 月額基本料: 3.6 1分当たり通話料: 0.01 | (1) 月額基本料: 57,600 1分当たり通話料: 125 (2) 月額基本料: 32,600 1分当たり通話料: 125 | 出所: 同上 基本料: VAT(10%)含まず、通話料: 20キロまでの距離の場合 9時から15時の時間帯の2分間の料金を1分に換算、(1) 産業用 (2) 一般用 |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | | 1.84 | 16,650 | 出所: 同上 料金算定方法: 6秒あたり555ルピア |
| 20. 携帯電話加入料 | | — | — | — |

| ジャカルタ(インドネシア) | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 1ドル=9.064ルピア(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | ルピア | 備考 | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 5.0 1分当たり通話料: 0.07~0.08 | 月額基本料: 45,000 1分当たり通話料: 651~750 | 出所: テレコムセル プランにより異なる、後払い式Kartu Haloの最安値プラン(無料SMS150回付)プランHalo Bebas、市内通話の場合、基本料にはVAT(10%)含む、通話料は別のオペレーターへの通話は20秒250ルピア、テレコムセル間の場合20秒217ルピア | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 84 | 764,500 | 出所: ファストネット ビジネス用Fast Net SOHO(1.5Mbps)の場合、料金算定方法: VAT(10%)含むの月額料金 初回は工事費110,000ルピアが別途必要 | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: — 1kWh当たり料金: 0.08 | 月額基本料: — 1kWh当たり料金: 680 | 出所: 現行規定(エネルギー鉱物資源大臣規程2010年07号) 200kVA超、ピーク時間外の場合、税含まず。基本料は無いが、最低課金金額が設定されている(40×接続容量(kVA)×ピーク外使用料)、ピーク時の使用料はK×680(KIは現地の電力系統負荷の特性に応じて設定される係数) | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: — 1kWh当たり料金: 0.09 | 月額基本料: — 1kWh当たり料金: 795 | 出所: 同上 2,200VAまでの場合、税含まず。基本料は無いが、最低課金金額が設定されている(40×接続容量(kVA)×ピーク外使用料) | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 8.71 1m3当たり料金: 1.38 | 月額基本料: 78,920 1m3当たり料金: 12,550 | 出所: 水道公社(現行規定に基づく)、税含まず、グループ4B 月額基本料: メーターカテゴリー1.5インチの場合、メーター維持料22,000ルピア+固定負担料56,920ルピア、1m3あたり料金: 20立方メートル超の場合 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 2.14 1m3当たり料金: 1.08 | 月額基本料: 19,390 1m3当たり料金: 9,800 | 出所: 同上、税含まず。グループ4A 月額基本料: メーターカテゴリー0.5インチの場合(メーター維持料5,200ルピア+固定負担料14,190ルピア) 1m3あたり料金: 20立方メートル超の場合 | |
| | 27. 業務用ガス料金 | 月額基本料: — 1mmBtu当たり料金: 6.4 | — | 出所: 国営ガス公社 国営ガス公社へのインタビューによる全国平均値(産業用K-2の場合、4.3ドル/mmBtu+750ルピア/m3) 天然ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金 | 月額基本料: — 1mmBtu当たり料金: 6.5 | — | 出所: 国営ガス公社 国営ガス公社へのインタビューによる全国平均値、天然ガス | |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 900 (2) 3,500 (3) 1,000 | — | 出所: 日系企業よりヒアリング 最寄り港: タンジュンプリオク港 諸費用(サーチャージ)込み、ローカルチャージは含まず (1) 対日輸出: 最寄港→横浜港。諸費用込。インドネシアと横浜でのターミナル作業料(THC)含まず。 (2) 対米輸出: 最寄港→ロサンゼルス港。諸費用込。ピークシーズンサーチャージ含まず。 (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(タンジュンプリオク港) |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 0.5 | 4,500 | 出所: 国営石油プラタミナ、補助金付きガソリン | |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 0.5 | 4,500 | 出所: 国営石油プラタミナ、補助金付き軽油 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | | 所得税法、但し、上場会社で株式の40%以上を公開している場合は20%を適用。 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 30% (最高税率) | | 所得税法 | |
| | 34. 付加価値税(%) | 10% (VAT) (標準税率) | | 付加価値税法 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% | | 日本インドネシア租税条約第11条 | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | (1) 10% (2) 15% | | 日本インドネシア租税条約第10条 (1) 出資比率25%以上 (2) 出資比率25%未満 | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% | | 日本インドネシア租税条約第12条 | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| クアラルンプール(マレーシア) | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|---|---|
| 1ドル=3.0575リンギ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | |
| | 米ドル | リンギ | 備考 |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 298(月額) | 938(月額) 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8～9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 5,615ドル(17,696リンギ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 878(月額) | 2,768(月額) 出所: 同上、2010年8～9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 14,827ドル(46,730リンギ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,684(月額) | 5,306(月額) 出所: 同上、2010年8～9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 27,587ドル(86,944リンギ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 872 | 2,747 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8～9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 14,460ドル(45,571リンギ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,964 | 6,188 出所: 同上、2010年8～9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 32,483ドル(102,374リンギ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 481 | 1,470 出所: マレーシア雇用者連盟(MEF) 御・小売・貿易の月額平均賃金、賞与・残業料を含まず |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 186 | 569 出所: 同上 ホテル・レストランの月額平均賃金、賞与・残業料を含まず |
| | 8. 法定最低賃金 | — | — 賃金審議会が討論中 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.98 | 左記参照 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8～9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 12% 被雇用者負担率: 11% | — 出所: 従業員積立基金(EPF) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: (管理職) 6.09% (非管理職) 5.69% 2009年: (管理職) 5.36% (非管理職) 5.22% 2010年: (管理職) 5.68% (非管理職) 5.28% | — 出所: マレーシア雇用者連盟(MEF) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 30～176 | 91～538 出所: マレーシア産業開発庁(MIDA) 工業団地名: セランゴール 税・諸経費含まず |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | n.a. | n.a. |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 20～28 | 62～86 出所: マレーシア産業開発庁(MIDA) 工業団地名: クアラルンプール、税・諸経費の内訳: サービス税込み |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 14/m2 | 43/m2 Jalan Raja Chulan Menara Boustead 4.00リンギ/平方フィート |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 654～2,453 | 2,000～7,500 出所: 不動産トレンド(インターネット) クアラルンプール市内、コンドミニアム、月額74.32～213.67リンギ/m2、プール・ジム・駐車場付き 税・諸経費・管理費含まず |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 44 | 135 出所: テレコム・マレーシア(TM) 個人向け 料金算定方法: (1) 個人向けの場合: 保証金(75リンギ)+印紙(10リンギ)+取付料金(50リンギ) (2) 法人向けの場合: 保証金(200～500リンギ)+印紙(10リンギ)+取付料金(50リンギ)+配線料金(30～50リンギ) |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: (1) 4.25～8.18 (2) 6.5～14.7 1分当たり通話料: 0.013 | 月額基本料: (1) 13～25 (2) 20～45 1分当たり通話料: 0.04* 出所: 同上 料金算定方法: (1) 個人向けの場合: 回線1000台まで13リンギ、1000台以上25リンギ (2) 法人向けの場合: 回線500台まで20リンギ、500台以上45リンギ 1分当たり通話料: 最初の2分間は0.08リンギ、以降1分間毎に0.04リンギ |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 1.77 | 5.4 出所: 同上 1.8リンギ/分 |
| | 20. 携帯電話加入料 | (1) 9.81～164 (2) 164～425 | (1) 30～500 (2) 500～1,300 出所: マキシス社(MAXIS) プランによって料金は異なる (1) マレーシア人、(2) 外国人 |

| クアラルンプール(マレーシア) | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|---|---------------------------------------|---|--|
| 1ドル=3.0575リンギ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | リンギ | 備考 | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 9.81~164 1分当たり通話料: 0.033~0.98 | 月額基本料: 30~500 1分当たり通話料: 0.10~0.30 | 出所: 同上 プランによって料金は異なる | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 202 | 618 | 出所: ストリーミックス社(Streamyx) 料金算定方法: 1.5Mbps SDSL、11P | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 196 1kWh当たり料金: 0.09 | 月額基本料: 600 1kWh当たり料金: 0.266 | 出所: テナガ・ナショナル社 | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 0.98 1kWh当たり料金: 0.07~0.15 | 月額基本料: 3.00 1kWh当たり料金: 0.218~0.446 | 出所: 同上 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.74 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.27 | 出所: エネルギー・環境技術・水省 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.25 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.77 | 出所: 同上 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 124 1m3当たり料金: 4.26 | 月額基本料: 378.16 1m3当たり料金: 13.04 | 出所: ガス・マレーシア社 天然ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 1.33 1m3当たり料金: 5.96 | 月額基本料: 4.08 1m3当たり料金: 18.22 | 出所: 同上 天然ガス | |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 450 (2) 2,250 (3) 600 | 米ドル建て | 出所: 商船三井ロジスティクス 工場名(都市名): クアラルンプール支店(セランゴール) 最寄り港: ポート・クラン港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 諸税・諸経費含まず (1) 対日輸出: 最寄り港(ポート・クラン港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(ポート・クラン港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(ポート・クラン港) |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 0.62 | 1.90 | 出所: 国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC) * RON95 | |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 0.59 | 1.80 | 出所: 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 最低20%から最高25%までの2段階 | | 出所: 内国税収入局 払込み資本金250万リンギ以下の会社の場合、最初の50万が20%、それ以降25% 払込み資本金250万リンギ以上の会社: 25% | |
| | 33. 個人所得税(%) | 最低0%から最高26%までの11段階 26%(最高税率) | | 出所: 同上 | |
| | 34. 付加価値税(%) | 売上税: 5~25%、サービス税: 6% | | 2011年1月よりサービス税は5%から6%へ | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日馬租税条約第11条 | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | なし (最高税率) | | 日馬租税条約第12条 | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日馬租税条約第10条 | |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| バンコク(タイ) | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|---|--|---|
| 1ドル=30.489バーツ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | バーツ | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 263(月額) | 8,326(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 5,125ドル(162,565バーツ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 588(月額) | 18,639(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 9,778ドル(310,128バーツ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,423(月額) | 45,118(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 23,769ドル(753,898バーツ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 576(月額) | 18,282(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 9,806ドル(311,024バーツ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,492(月額) | 47,320(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 24,508ドル(777,320バーツ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 258(月額) | 7,858(月額) | 出所: 国家統計局「労働力調査」、注: 卸・小売・修理業の月額平均賃金(賞与、残業含まず) 2009年平均金額 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 214(月額) | 6,525(月額) | 出所: 国家統計局「労働力調査」、注: ホテル・レストランの月額平均賃金(賞与、残業含まず) 2009年平均金額 |
| | 8. 法定最低賃金 | 7.05/日 | 215/日 | 改定日: 2011年1月1日 日額、バンコク都及びその周辺5県(サムットプラカーン、サムットサーコーン、パトゥムタニ、ノンパトナム及びノンタブリー)、最低賃金は県毎に設定 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 2.71 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 5% 被雇用者負担率: 5% 政府: 2.75% | | 出所: 社会保障法 「傷病」「出産」「障害」「死亡」「老齢年金」「子女扶養」「失業」の7種の給付項目 被保険者は従業員数1人以上を使用する民間企業の15歳以上60歳未満の従業員で家事労働者等は含まれない |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 3.0% 2008年: 10.2% 2009年: ▲2.5% | | 出所: 国家統計局「労働力調査」、注: 四半期別データを単純平均し前年伸び率を算出 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 92 | 2,812 | 出所: ヒアリング、工業団地名: アマタナコン工業団地、一般工業区、価格は応相談可 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 6.89 | 210 | 出所: ヒアリング、工業団地名: アマタナコン工業団地、一般工業区、工場賃貸料(床面積当たり) 価格は応相談可 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 22 | 680 | 出所: 不動産会社Webサイト(東京・デベロップメントコンサルタント) ビル名: SILOM COMPLEX、税・諸経費含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | (1) 66~98/m3(月額) (2) 33~98/m3(月額) | (1) 2,000~3,000/m3(月額) (2) 1,000~3,000/m3(月額) | ストリート名・施設名: (1)市内中心部ラーマ I 世通りサイアムディスカバリー (2)市内中心部ラーマ I 世通りセントラルワールド、料金算定方法: 月額、税・諸経費含まず |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | (1) 1,640 (2) 2,230 | (1) 50,000 (2) 68,000 | 出所: 不動産会社(コブキ)HP 地区名: スクンビット 住宅の種類: (1)サービスアパート(メイドサービス付) (2)アパート、占有面積: (1) 86m2、(2) 240m2 税・諸経費含まず 住宅借上における現地特有の慣習: 不動産会社への仲介料はかからない、電気・水道代の単価は物件によって異なる。法人契約は物件側の税務処理が煩雑なため限られる。清掃やベッドメイキングなどのサービスが付帯したサービスアパートも多数、建築ラッシュで物件数が多く、地区、大通りまでの距離、広さ、築年数などに応じ金額は様々 |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 110 | 3,350 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 3.28 1分当たり通話料: 0.1 | 月額基本料: 100 1分当たり通話料: 3(市内は1回、市外はデイトムで50km以内) | 出所: TOT(Telephone Organization of Thailand) 市内通話は分当たりではなく何分話しても1回当たりの料金 市外通話は分ごとの課金となり距離と時間帯に応じ異なる |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | | 0.69 | 21 | 出所: CATテレコム 料金算定方法: インターネット格安国際電話、番号の前に009をつけるだけで利用可、なお国際直通電話の場合20バーツ/分(60バーツ/3分)、他にも格安国際通話プランを提供するサービスあり |
| 20. 携帯電話加入料 | | なし | なし | 出所: AIS |

| バンコク(タイ) | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|---|---|---|
| 1ドル=30.4897パーツ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | パーツ | 備考 | |
| 公共料金 | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 33 1分当たり通話料: 0.05 | 月額基本料: 1,000 1分当たり通話料: 1.5 | 出所: AIS 法人パッケージプラン(Corporate Package)、月額料金、通話料金はサービスプランによって料金が異なる 携帯電話会社は大手3社あり各社が提供するサービスプランはかなり細分化されまた頻繁に変更される |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 89 | 2,700 | 出所: TOT、料金算定方法: ADSL、1M/512k |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 7.48 1kWh当たり料金: 0.12 | 月額基本料: 228 1kWh当たり料金: 3.62 | 出所: 首都電力会社 料金算定方法: 12~24kV、ピーク時(月~金: 9時~22時) |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 1.34 1kWh当たり料金: (1) 0.06 (2) 0.09 (3) 0.10 | 月額基本料: 41 1kWh当たり料金: (1) 1.80 (2) 2.78 (3) 2.98 | 出所: 首都電力会社 料金算定方法: 月150kWh以上使用の場合 (1) 1~150kWh (2) 151~400kWh (3) 401kWh~ |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.31~0.52 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 9.5~16 | 出所: 首都水道公社 料金算定方法: 使用量の水準に応じ単価設定 |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.28~0.46 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 8.5~14 | 出所: 首都水道公社 料金算定方法: 使用量の水準に応じ単価設定 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 4.53 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 138 | 出所: エネルギー省、料金算定方法: エラワンガス田価格、ガスの種類: 天然ガス 工業団地ごとにガス料金利用が異なり利用の際は個別の計算が必要のためここでは油田源泉の価格を例示(2010年12月時点) |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.90~0.95 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 27.5~29 | 出所: エネルギー省、タイ石油公社(PTT)、料金算定方法: 4kgボンベで110~116パーツ ガスの種類: LPG |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 1,258 (2) 3,422 (3) 996 | (1) 38,353 (2) 104,332 (3) 30,369 | 出所: 日系海運会社(日本通運) 工場名(都市名): アマタナコン工業団地 最寄り港: レムチャパン港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(レムチャパン港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(レムチャパン港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(レムチャパン港) 料金算定方法: 陸上輸送、ローカルチャージ含む |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.31 | 40 | 出所: エネルギー省、バンコク地区小売価格 |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.98 | 30 | 出所: エネルギー省、バンコク地区小売価格 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 30% | | |
| | 33. 個人所得税(%) | 37% | | 0~37%の5段階累進課税 |
| | 34. 付加価値税(%) | 7% | | 物品・サービス税 |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 15% | | 日タイ租税条約第11条 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10% | | 日タイ租税条約第10条 |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 15% | | 日タイ租税条約第12条 |
| 全体 | 38. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| バタム(インドネシア) | | | | |
|--|---------------------------------|--|--|--|
| 1ドル=1.29シンガポールドル=9,064ルピア(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ルピア | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 240(月額) | 2,166,667(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 年間負担総額: 3,451ドル(31,199,999ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 406(月額) | 3,666,667(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 5,752ドル(51,999,998ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 977(月額) | 8,833,333(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 13,347ドル(120,666,663ルピア)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | n.a. | n.a. | |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長 クラス) | n.a. | n.a. | |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 152(月額) | 1,378,454(月額) | 出所: 中央統計局、リアウ諸島州(2010年2月現在) 被雇用者が受け取る金額(給与・手当など)、残業・賞与、所得税・保険負担料含まず |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 135(月額) | 1,219,522(月額) | 出所: 同上、リアウ諸島州(2010年2月現在) 被雇用者が受け取る金額(給与・手当など)、残業・賞与、所得税・保険負担料含まず |
| | 8. 法定最低賃金 | 130/月 | 1,180,000/月 | 出所: バタム市(リアウ諸島州知事決定2010年第534号) 2011年1月1日改定 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞 与) | 1.17ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェットロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | ジャカルタに同じ | | |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 11.6% 2009年: 8.3% 2010年: 6.2% | | バタム市の法定最低賃金の上昇率 |
| 地価・ 事務所 賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方 メートル当たり) | (1)47~62 (2)78 | (1)60~80シンガポールドル (2)100シンガポールドル | 出所: 管理会社よりヒアリング 工業団地名: (1)ラトレード工業団地、(2)パンビル工業団地、税・諸経費含まず |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル 当たり) | (1)3.49~3.88 (2)3.10~4.65 | (1)4.5~5.0シンガポールドル (2)4.0~6.0シンガポールドル | 出所: 同上、工業団地名: (1)ラトレード工業団地(2)パンビル工業団地、税・諸経費含まず |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当 たり) | 7.75 | 10シンガポールドル | 出所: 同上、工業団地名: パタミンド工業団地、税・諸経費含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ ショールーム賃料 | 19~23 | 25~30シンガポールドル | 施設名: パンビルモール、税・諸経費含まず |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | (1)2,946 (2)969 (月額) | (1)3,800シンガポールドル (2)1,250シンガポールドル (月額) | 出所: 同上 (1)パタミンド・エグゼクティブ・ビレッジ、コンドミニアム、115~138.5m2、管理費含む (2)ピラパンビル・アパート、コンドミニアム、100~200m2、管理費含まず |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | (1)67 (2)49 | (1)610,000 (2)439,500 | 出所: テレコム・バタム 料金算定方法: (1)産業用: ケーブル据付115,000ルピア+接続料450,000ルピア+ VAT(10%) (2)一般用: ケーブル据付115,000ルピア+ 接続料295,000ルピア+VAT(10%) |
| | 18. 電話利用料 | ジャカルタに同じ | ジャカルタに同じ | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | ジャカルタに同じ | ジャカルタに同じ | |
| | 20. 携帯電話加入料 | ジャカルタに同じ | ジャカルタに同じ | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | ジャカルタに同じ | ジャカルタに同じ | |
| | 22. インターネット接続料金(ブ ロードバンド) | 187(月額) | 1,695,000(月額) | 出所: テレコム・バタム Telkom Speedy (3mbps)、月定額料金、税含む、工事費・モデム代含まず |
| 公共料 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 3.79 1kWh当たり料金: 0.11 | 月額基本料: 34,331 1kWh当たり料金: 985 | 出所: PLNバタム 現行規定に基づく料金、税別、200kVA~2000kVA、月使用時間350時間以内の場合 |

| バタム(インドネシア) | | | | |
|--|------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---|
| 1ドル=1.29シンガポールドル=9,064ルピア(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | | 米ドル | ルピア | 備考 |
| 金 | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:2.90 1kWh当たり料金:0.07 | 月額基本料:26.271 1kWh当たり料金:601 | 出所:同上 現行規定に基づく料金、税別、2,200VAまで、60kWh超の場合 |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:4.74 1m3当たり料金:1.16 | 月額基本料:43,000 1m3当たり料金:10,500 | 出所:バタム開発公社 現行規定に基づく料金、月額基本料:メーターカテゴリ-1.5インチの場合、メーター維持料40,000ルピア+書類印刷費3,000ルピア、1m3当たり料金:40m3超の場合 |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:1.54 1m3当たり料金:1.10 | 月額基本料:14,000 1m3当たり料金:10,000 | 出所:同上 現行規定に基づく料金、住宅用(世帯Bグループ)、月額基本料:メーターカテゴリ-0.5インチの場合、メーター維持料11,000ルピア+書類印刷費3,000ルピア、1m3当たり料金:40m3超の場合 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:— 1mmbtu当たり料金:6.4 | 左記参照 | 出所:国営ガス公社へのヒアリング 全国平均値、産業用K-2の場合(3.84ドル/mmbtu+605ルピアm3)、天然ガス |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:— 1mmbtu当たり料金:6.5 | 左記参照 | 出所:国営ガス公社へのヒアリング 全国平均値、天然ガス |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)1,600 (2)4,500 (3)1,300 | — | 出所:日系企業 最寄り港:バタム港 (1)対日輸出:最寄り港(バタム港)→横浜港 諸費用含む インドネシアと横浜でのターミナル作業料(THC)含まず (2)第3国輸出:最寄り港(バタム港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) 諸費用含む ピークシーズンサーチャージ含まず (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(バタム港) |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 0.5 | 4,500 | 出所:国営石油プラタミナ 補助金付ガソリン |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.5 | 4,500 | 出所:同上 補助金付軽油 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | ジャカルタに同じ | | |
| | 33. 個人所得税(%) | ジャカルタに同じ | | |
| | 34. 付加価値税(%) | ジャカルタに同じ | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | ジャカルタに同じ | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | ジャカルタに同じ | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | ジャカルタに同じ | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | | | |

| マニラ(フィリピン) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|---------------|---|
| 1ドル=44.057ペソ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ペソ | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 236(月額) | 10,675(月額) | 1.ワーカー(一般工職) 出所:2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用、左記はマニラ周辺 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額:3,897ドル(176,092ペソ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞などを含む) 【参考】[カラバルソン周辺]月額:211ドル(9,552ペソ)年間実負担額:3,490ドル(157,674ペソ) [スービック・クラーク周辺]月額:201ドル(9,067ペソ)年間実負担額:3,833ドル(173,201ペソ) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 388(月額) | 17,548(月額) | 出所:同上、2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 左記はマニラ周辺、正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額:6,841ドル(309,111ペソ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞などを含む) 【参考】[カラバルソン周辺]月額:355ドル(16,045ペソ)年間実負担額:5,898ドル(266,489ペソ) [スービック・クラーク周辺]月額:388ドル(17,537ペソ)年間実負担額:7,083ドル(320,018ペソ) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,012(月額) | 45,719(月額) | 出所:同上、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 左記はマニラ周辺、正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額:17,218ドル(777,970ペソ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞などを含む) 【参考】[カラバルソン周辺]月額:885ドル(39,991ペソ)、年間実負担額:14,764ドル(667,098ペソ) [スービック・クラーク周辺]月額:1,133ドル(51,201ペソ)年間実負担額:21,449ドル(969,111ペソ) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 394(月額) | 17,794(月額) | 出所:2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合、年間負担総額:5,737ドル(259,235ペソ) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞などを含む) 【参考】[カラバルソン周辺]月額:263ドル(11,875ペソ)年間実負担額:3,917ドル(177,022ペソ) [スービック・クラーク周辺]月額:553ドル(25,000ペソ)年間実負担額:8,023ドル(362,504ペソ) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,060(月額) | 47,427(月額) | 出所:同上、2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額:16,387ドル(740,419ペソ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞などを含む) 【参考】[カラバルソン周辺]月額:819ドル(37,000ペソ)年間実負担額:15,013ドル(678,341ペソ) [スービック・クラーク周辺]月額:1,217ドル(55,001ペソ)年間実負担額:17,651ドル(797,509ペソ) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 219(月額) | 9,628(月額) | 出所:SMデパート 初任給(最低賃金と同額)、1日あたり8時間労働の場合の賃金、日給404ペソを月額換算 13ヵ月給与(12ヵ月+賞与1ヵ月)含む |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 219 | 9,628(月額) | 出所:ジョリビー(ファーストフード店) 初任給(最低賃金と同額)、1日あたり8時間労働の場合の賃金、日給404ペソを月額換算 13ヵ月給与(12ヵ月+賞与1ヵ月)含む |
| | 8. 法定最低賃金 | 7.15/日 | 315/日 | 改定日:2011年1月15日 ラグナ州サンタロサ市 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.95ヵ月分 | 左記参照 | 出所:2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェトロ実施) 左記はマニラ周辺、【参考】[カラバルソン周辺]1.29ヵ月分、[スービック・クラーク周辺]1.68ヵ月分 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率:9.40 % 被雇用者負担率:5.62 % 雇用者負担率の内訳: 健康保険:1.12 % SSS:7.15 % HDMF:1.12 % | | 出所:フィリピン健康保険公社 月額給与201.74ドル(8,888ペソ)の場合、SSS:社会保障制度(Social Security System) HDMF:住宅開発互助基金(Home Development and Mutual Fund) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年:5.52% 2009年:0.00% 2010年:5.75% | | 出所:国家賃金生産性委員会 マニラ首都圏(非農業) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 48~52 | 2,100~2,300 | 出所:PHILIPPINE ECOZONES ASSOCIATION (PHILEA) 工業団地名:リマ工業団地、マニラ首都圏から車で約70分、VAT12%含む |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 1.7 | 75 | 出所:同上 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 18 | 780 | 出所:CB Richard Ellis マニラ首都圏マカティ市アヤラ通り沿い、付加価値税(VAT)12%、管理費等含む |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 16~36 | 700~1,600 | マカティ市中心部のショッピングモール(SMデパート、グロリエッタ、グリーンベルト等)1m2当たり |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,362~1,702 | 60,000~75,000 | 出所:マカティ市内中心部サルセド地区 コンドミニアム、108㎡、2ベッドルーム、プール・駐車場・ジム有り、VAT12%、駐車場代、管理費を含む 最低1年契約、前払い、家賃の2ヵ月分を保証金として納める |

| マニラ(フィリピン) | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|---|---|--|
| 1ドル=44.057ペソ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ペソ | 備考 | |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | (a) 25 (b) 34 | (a) 1,100 (b) 1,500 | 出所: フィリピン長距離電話(PLDT)社 税・工事費含む、(a)住宅用(b)業務用 |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: (a) 16 (b) 32 1分当たり通話料: (1) なし (2) 0.12 (3) 0.32 | 月額基本料: (a) 692 (b) 1,410 1分当たり通話料: (1) なし (2) 5.10 (3) 14 | 出所: 同上 VAT12%含む、月額基本料: (a)住宅用(b)業務用、1分当たり通話料: (1)市内通話(2)市外通話(3)携帯電話向け |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 1.20 | 53 | 出所: 同上 海外どこでも40セント/分、VAT12%含む |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所: グローブテレコム社 |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 41 1分当たり通話料: 0.15~ 0.17 | 月額基本料: 1,799 1分当たり通話料: 6.50~ 7.50 | 出所: 同上、月間210分の無料通話含む |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料: なし 月間基本料金: 369 | 初期契約料: なし 月間基本料金: 16,240 | 出所: フィリピン長距離電話(PLDT)社 DSL、5Mbps(下り)/512kbps(上り)、契約期間は最低1年、VAT12%含む |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | (a)月額基本料: 75+14/kw 1kWh当たり料金: 0.12 (b) 84+15/kw 1kWh当たり料金: 0.13 | (a)月額基本料: 3,289+621/kw 1kWh当たり料金: 5.27 (b) 3,684+645/kw 1kWh当たり料金: 5.79 | 出所: マニラ電力 (a)特別経済区入居企業(VAT非課税)(b)非入居企業の場合(VAT含む)諸経費含む |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 0.66 1kWh当たり料金: 0.23 | 月額基本料: 29 1kWh当たり料金: 9.94 | 出所: 同上 月間使用量201~300kWhの場合、VAT含む |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 11 1m3当たり料金: 1.39~ 1.68 | 月額基本料: 452 1m3当たり料金: 61~74 | 出所: マニラウォーター社 特別経済区入居企業の場合(VAT非課税)月額基本料はサービス料含む 使用量10m3までは月額基本料に含まれる、1m3当たり料金は使用量により異なる 1m3当たり料金は環境料金、下水料金を含む |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 11 1m3当たり料金: 1.39~ 1.68 | 月額基本料: 452 1m3当たり料金: 61~74 | 出所: マニラウォーター社 特別経済区入居企業の場合(VAT非課税)月額基本料はサービス料含む 使用量10m3までは月額基本料に含まれる、1m3当たり料金は使用量により異なる 1m3当たり料金は環境料金、下水料金を含む |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.41/kg | 62/kg | 出所: ベトロン社 VAT12%および輸送料を含む LPG |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.41/kg | 62/kg | 出所: 同上 VAT12%を含む ボンベ1本(11kg): 16ドル(684ペソ) LPG |
| | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 857 (2) 3,219 (3) 1,038 | (1) 37,740 (2) 141,810 (3) 45,745 | 出所: フィリピン日通 (1)対日輸出: 最寄り港(マニラ港)→横浜港 (2)第3国輸出: 最寄り港(マニラ港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3)対日輸入: 横浜港→最寄り港(マニラ港) 注: PEZA企業はVAT非課税 |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.11 | 49 | 出所: ベトロン社(マニラ首都圏) VAT12%、物品税0.098ドル(4.35ペソ)/リットルを含む |
| 31. 軽油価格(1リットル) | 0.87 | 38.35 | 出所: 同上 VAT12%を含む | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 30% | | 出所: 拡大付加価値税法 2009年1月1日より35%から30%に引き下げられた。純利益に対して課税される。地方税(事業税)として売上高に対して0.75%が課税される |
| | 33. 個人所得税(%) | 32%(最高税率) | | 出所: 同上 5~32%の累進税率 |
| | 34. 付加価値税(%) | 12%(VAT)(標準税率) | | 出所: 同上 |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 事前に適用申請書の提出が必要、日比租税条約第11条 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 15%(最高税率) | | 事前に適用申請書の提出が必要、日比租税条約第10条 |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 事前に適用申請書の提出が必要、日比租税条約第12条 |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| セブ(フィリピン) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|-------------|--|
| 1ドル=44.057ペソ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ペソ | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 179(月額) | 8,098(月額) | 1.ワーカー(一般工職) 出所:2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合、年間負担総額:3,071ドル(138,766ペソ) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 314(月額) | 14,208(月額) | 出所:同上、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額:5,416ドル(244,719ペソ)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 858(月額) | 38,770(月額) | 出所:同上 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 左記はマニラ周辺、正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額:19,516ドル(881,770ペソ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 457(月額) | 20,634(月額) | 出所:2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額:7,022ドル(259,235ペソ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,219(月額) | 55,067(月額) | 出所:同上、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額:17,750ドル(802,009ペソ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 154(月額) | 6,793(月額) | 出所:ガイサノ・モール 初任給(最低賃金と同額)日給285ペソを月額換算、13か月給与(12か月+賞与1か月)含む |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 154(月額) | 6,793(月額) | 出所:ジョリビー(ファーストフード店) 初任給(最低賃金と同額)日給285ペソを月額換算、13か月給与(12か月+賞与1か月)含む |
| | 8. 法定最低賃金 | 6.47/日 | 285/日 | 改定日:2010年9月1日、セブ市 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.70か月分 | 左記参照 | 出所:2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェットロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率:10.11 % 被雇用者負担率:6.24 % 雇用者負担率の内訳: 健康保険:1.19 % SSS:7.32 % HDMF:1.59 % | | 出所:フィリピン健康保険公社 給与額:142.32ドル(6,270ペソ)/月の場合、SSS:社会保障制度(Social Security System) HDMF:住宅開発互助基金(Home Development and Mutual Fund) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年:6.80% 2009年:0% 2010年:6.74% | | 出所:国家賃金生産性委員会、セブ市(非農業) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 75~79 | 3,300~3,500 | 出所:PHILIPPINE ECOZONES ASSOCIATION (PHILEA) 工業団地名:セブ軽工業団地、VAT12%含む、管理費含まず、管理費:0.029ドル(1.3ペソ)/m2(月額) |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 3.20~3.50 | 141~154 | 同上 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 14~18 | 600~800 | 出所:CB Richard Ellis セブ・ビジネスパーク、VAT12%、管理費含む、駐車場代等含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 45.4 | 2,000 | 出所:CBRE セブ市中心部、ショッピングモール(ガイサノ・モール)、1m2当たり平均 |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,525 | 67,200 | 出所:セブ市アバース地区(シティライツ・ガーデン) コンドミニアム、107.96m2、2ベッドルーム、プール、駐車場、ジム施設等付き、VAT12%、駐車場代含む 別途管理費136ドル(6,000ペソ)/月、最低1年契約、前払い、家賃の2か月分を保証金として納める |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | マニラに同じ | | |
| | 18. 電話利用料 | マニラに同じ | | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | マニラに同じ | | |
| | 20. 携帯電話加入料 | マニラに同じ | | |

| セブ(フィリピン) | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|--|--|
| 1ドル=44.057ペソ(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ペソ | 備考 | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | マニラに同じ | | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | マニラに同じ | | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:0.11 1kWh当たり料金: (a)0.18 (b)0.19 | 月額基本料:5.00 1kWh当たり料金: (a)8.06 (b)8.79 | 出所:ピサヤ電力 諸経費含む (a)特別経済区入居企業の場合(VAT非課税) (b)非入居企業の場合(VAT含む) |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:0.11 1kWh当たり料金:0.19 | 月額基本料:5.00 1kWh当たり料金:8.48 | 出所:同上、VAT含む |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:3.09 1m3当たり料金:0.34~ 1.10 | 月額基本料:136 1m3当たり料金:15~48 | 出所:セブ市水道公社 10m3超過分の料金は使用量により異なる。 |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.48/kg | 65/kg | 出所:ペトロン社 VAT12%、輸送料含む、LPG |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.63/kg | 72/kg | 出所:同上 VAT12%含む、ボンベ1本(11kg):17.89ドル(788ペソ)LPG |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)1,350 (2)2,500 (3)1,450 | (1)59,477 (2)110,143 (3)63,883 |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 1.20 | 53 | 出所:ペトロン社(セブ市) VAT12%、物品税[0.098ドル(4.35ペソ)/リットル]含む |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 0.96 | 43 | 出所:同上、VAT12%を含む |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | マニラに同じ | | |
| | 33. 個人所得税(%) | マニラに同じ | | |
| | 34. 付加価値税(%) | マニラに同じ | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | マニラに同じ | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | マニラに同じ | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | マニラに同じ | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | | | |

| ハノイ(ベトナム) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|--|---|
| 1ドル=19,500ドン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ドン | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 96(月額) | 左記参照 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合、年間負担総額: 1,733ドル (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 265(月額) | 左記参照 出所: 同上 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 5,194ドル(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 621(月額) | 左記参照 出所: 同上 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 9,967ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 372(月額) | 左記参照 出所: 同上 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合、年間負担総額: 5,954ドル (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,013(月額) | 左記参照 出所: 同上 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 15,388ドル(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | | |
| | 8. 法定最低賃金 | 79.49/月 | 1,550,000/月 | 改定日: 2011年1月1日、根拠法: 2010年10月29日付け政令107号 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.44ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 21% 被雇用者負担率: 8.5% 雇用者負担率の内訳: 社会保険: 16% 健康保険: 3% 失業保険: 1% 労組費: 1% 被雇用者負担率の内訳: 社会保険: 6% 健康保険: 1.5% 失業保険: 1% | | 出所: 社会保険法91条、92条、102条、健康保険法13条、ハノイ市社会保険局オフィシャルレター1540号 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | — | | 公式データなし |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | — | — | 土地購入は不可 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | (1)0.155~0.166 (2)0.183~0.193 (月額) | 米ドル建て | 出所: フォーノイA工業団地とクエボ工業団地へのヒアリング (1)フォーノイA工業団地、60~65ドル/43年+インフラ管理費0.3ドル/年+VAT 10% (2)クエボ工業団地、75~80ドル/50年+管理費0.3ドル/年+インフラ管理費0.2ドル/年+VAT (10%) |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | (1)26.4 (2)62~65.3 (月額) | 米ドル建て | 出所: DMCタワー、Pacific Placeへのヒアリング (1)DMCタワー、24ドル+VAT(10%) (2)Pacific Place、50~53ドル+VAT(10%)+管理費7ドル/月 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | (1)(a)99~121、(b)71.5~93.5 (2)84.7~95.7 (月額) | 米ドル建て | (1)市内中心部、ビンコムタワー、管理費、VAT(10%)を含む (a)1階の場合、(b)2階の場合、(2)市内中心部、Pacific Place、管理費7ドル、VAT(10%)を含む |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | (1)3,800 (2)1,950~2,500 (月額) | 米ドル建て | 出所: ハノイタワー、ジャナガーデン資料 (1)ハノイタワー、市内中心部、サービスアパートメント、82m2、家具付き、税、水道光熱費、市内通話料、諸経費含む (2)ジャナガーデン、市内南部、サービスアパートメント、83.4~100.8m2、家具付き、税、水道光熱費含む |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 21~26 | 400,000~500,000 | 出所: ベトナム郵政通信グループ(VNPT)、VAT(10%)含む、地域によって異なる |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 1.13 1分当たり通話料: 0.011 | 月額基本料: 22,000 1分当たり通話料: 220 | 出所: 同上、VAT(10%)含む |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | (1)0.617 (2)0.609 | (1)12,034 (2)11,880 | 出所: 同上 VAT(10%)含む(1)毎月1,200秒以内、最初の6秒: 550ドン、その後66ドン/秒 (2)毎月1,200秒以上、最初の6秒: 396ドン、その後66ドン/秒 |
| | 20. 携帯電話加入料 | 2,564 | 50,000 | 出所: モビフォン(mobifone)社、VAT(10%)含む |

| ハノイ(ベトナム) | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|--|---|
| 1ドル=19,500ドン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ドン | 備考 | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 2.51 1分当たり通話料: (1) 0.045 (2) 0.050 | 月額基本料: 49,000 1分当たり通話料: (1) 880.18 (2) 979.82 | 出所: 同上、VAT(10%) 含む (1) モビフォン間: 最初の6秒は88ドン、その後14.67ドン/秒、(2) 他社への通話: 最初の6秒は98ドン、その後16.33ドン/秒 |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期設置費: 135.39 月額基本料: 169.23 | 初期設置費: 2,640,000 月額基本料: 3,300,000 | 出所: FPT社 ADSL Megaoffice、無制限、ダウンロード3,072kbps、アップロード640kbps、VAT(10%) 含む |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1) 0.028 (2) 0.051 (3) 0.099 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1) 545.6 (2) 987.8 (3) 1,933.8 | 出所: ベトナム電力グループ(EVN) 110kV以上の場合、VAT(10%) 含む、(1) オフピーク時: (22~翌4時) (2) 通常時間帯(月~土: 4~9時半、11~17時、20~22時、日: 4~22時) (3) ピーク時(月~土: 9時30分~11時、17時~20時、日曜日にピーク時は存在しない) |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 0.034~0.107 | 月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 660~2,079 | 出所: 同上 1kWh当たり料金は使用量によって異なる、VAT(10%) 含む (1) 最初の50kWh: 660ドン/kWh (2) 51~100kWh: 1,104.4ドン/kWh (3) 101~150kWh: 1,335.4ドン/kWh (4) 151~200kWh: 1,753.4ドン/kWh (5) 201~300kWh: 1,894.2ドン/kWh (6) 301~400kWh: 2,028.4ドン/kWh (7) 401kWh~: 2,079ドン/kWh |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.359 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 7,000 | 出所: ハノイ水道公社 VAT(5%)、環境保護費(10%) 含む |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.21~0.48 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 4,000~9,400 | 出所: 同上 VAT(5%)、環境保護費(10%) 含む、1m3当たり料金は使用量によって異なる |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 1.55 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 30,152 | 出所: ヒアリングに基づく 48kg: 1,447,300ドン LPG |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 1.58 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 30,733 | 出所: 同上 12kg: 368,800ドン、LPG |
| | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 600~1,000 (2) 2,700 (3) 1,000~1,600 | 米ドル建て | 出所: ヒアリングに基づく 最寄港: ハイフォン港 第3国仕向け港: ロングビーチ港 (1) 対日輸出: 最寄り港(ハイフォン港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(ハイフォン港)→第3国仕向け港(ロングビーチ港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(ハイフォン港) |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 0.84 | 16,400 | VAT(10%)、交通税(1,000ドン) 含む、価格は政府が決定 | |
| 31. 軽油価格(1リットル) | 0.76 | 14,750 | 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 25% | 法人所得税法 優遇税制は10~20% | |
| | 33. 個人所得税(%) | 35%(最高税率) | 個人所得税法、5~35%の7段階 | |
| | 34. 付加価値税(%) | 0%、5%、10% | 付加価値税法、税率は品目により異なる | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% | 日越租税条約第11条 Circular130/2008/TT-BTC | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 0% | 法人税法、2004年1月1日廃止 | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10%(最高税率) | 日越租税条約第12条 Circular134/2008/TT-BTC | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| ダナン(ベトナム) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|-----------------------|--|
| 1ドル=19,500ドン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ドン | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 107 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8～9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 1,816ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 160 | 左記参照 | 出所: 同上、2010年8～9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 2,724ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 321 | 左記参照 | 出所: 同上、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 5,449ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 160 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8～9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 3,205ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネジャー(課長クラス) | n.a. | n.a. | |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | n.a. | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | n.a. | |
| | 8. 法定最低賃金 | 69.23/月 | 1,350,000/月 | 改定日: 2011年1月1日 根拠法: 2010年10月29日付け政令107号 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.90ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8～9月ジェットロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 21% 被雇用者負担率: 8.5% 雇用者負担率の内訳: 社会保険: 16% 健康保険: 3% 失業保険: 1% 労組費: 1% 被雇用者負担率の内訳: 社会保険: 6% 健康保険: 1.5% 失業保険: 1% | | 出所: 社会保険法91条、92条、102条、健康保険法13条、ハノイ市社会保険局オフィシャルレター1540号 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | n.a. | | 出所: 公式データなし |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | n.a. | | 土地購入は不可 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 0.09 | 米ドル建て | 出所: DIEPZA(中部ダナン市工業団地・輸出加工区管理委員会) ①工業団地名: ホアカイン工業団地、ダナン国際空港から約10キロ、ティエンサー港から約20キロ 税・諸経費の内訳: 13.5/m ² /30年+管理費0.2/m ² /年、廃水処理代0.33/m ³ /年、VAT10%込み |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 16.5 | 米ドル建て | 出所: HAQLよりヒアリング HAQL、ダナン市、ダナン中心部国際空港から約1キロ、ハイチャウ区、グエンヴァンリン通り1番 VAT10%含まず、管理費込み |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | n.a. | n.a. | |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 950～1,100 | 18,525,000～21,450,000 | 出所: ダナン・リバーサイドホテル 地区名: ダナン国際空港から10分、ホテル内サービスアパートメント 65m ² (ロイヤルアパートメント、エグゼクティブアパートメント)、部屋の種類で料金は異なる 管理費、VAT10%含む、Wifi、駐車場、朝食つき |
| | 17. 電話架設料 | ハノイに同じ | ハノイに同じ | |
| 18. 電話利用料 | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| 20. 携帯電話加入料 | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |

| ダナン(ベトナム) | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|---|---|--|
| 1ドル=19,500ドン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | ドン | 備考 | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし (1)1m3当たり料金:0.42 (2)1m3当たり料金:0.63 | 月額基本料:なし (1)1m3当たり料金:8,100 (2)1m3当たり料金:12,200 | 出所:ダナン水道供給株式会社 (1)工業団地の場合:VAT5%含む (2)サービス業、リゾート業:VAT5%含む | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.15~0.28 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:2,950~5,400 | 同上 VAT5%含む、地区や使用量により料金は異なる | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1kg当たり料金:1.51 | 月額基本料:なし 1kg当たり料金:29,402 | 出所:ペトロリミックス 48kg:1,394,000ドン VAT10%含む | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1kg当たり料金:1.56 | 月額基本料:なし 1kg当たり料金:30,333 | 同上 12kg:364,000ドン VAT10%含む | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)1,500 (2)3,100 (3)1,900 | 米ドル建て | 出所:ヒアリングにもとづく 工場名(都市名):ダナン 最寄り港:ダナン港 第3国仕向け港:ロサンゼルス港 (1)対日輸出:ダナン港→横浜港 (2)第3国輸出:ダナン港→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3)対日輸入:横浜港→ダナン港 | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 33. 個人所得税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 34. 付加価値税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | ハノイに同じ | | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| ホーチミン(ベトナム) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|-----------|--|
| 1ドル=19,500ドン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | ドン | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 114(月額) | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 1,891ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 265(月額) | 左記参照 | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 4,574ドル(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 641(月額) | 左記参照 | 出所: 同上、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 10,283ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 379(月額) | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合、年間負担総額: 5,638ドル (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 946(月額) | 左記参照 | 出所: 同上、2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 14,456ドル、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | | |
| | 8. 法定最低賃金 | 79.49/月 | 1,550,000 | 改定日: 2011年1月1日、根拠法: 2010年10月29日付政令107号 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.69ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェットロ実施 |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 21% 被雇用者負担率: 8.5% 雇用者負担率の内訳: 社会保険: 16% 健康保険: 3% 失業保険: 1% 労組費: 1% 被雇用者負担率の内訳: 社会保険: 6% 健康保険: 1.5% 失業保険: 1% | | 出所: 社会保険法91条、92条、102条、健康保険法13条、ハノイ市社会保険局オフィシャルレター1540号 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | n.a. | | 出所: 公式データなし |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | — | — | 土地購入は不可 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 0.21(月額) | 米ドル建て | 出所: アマタ工業団地営業部 工業団地名: アマタ工業団地、ホーチミン市内から30キロ、車で40~60分 VAT(10%)、85ドル/34年間+管理費0.08ドル/m ² /月、土地使用料: 0.1~0.3ドル/m ² /年含まず |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 38(月額) | 米ドル建て | 出所: 管理事務所、Sun Wah Tower、管理費6ドル/m ² /月を含まず、VAT(10%)を含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 85/m ² | ドル建て | 出所: Saigon Tax Trade Center営業部よりヒアリング Saigon Tax Trade Center、ホーチミン市1区、商業地区の中心地、国営デパート内(レロイ通りとグエンフエ通りに面する角地)、VAT(10%)含む |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,550(月額) | 米ドル建て | 出所: Saigon Sky Garden営業部よりヒアリング Saigon Sky Garden、ホーチミン市1区レ・タン・トン通り(日本人が多く住むエリア)サービスアパートメント プール、駐車場、テニスコートあり、VAT(10%)含む |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | ハノイに同じ | ハノイに同じ |
| 18. 電話利用料 | | ハノイに同じ | ハノイに同じ | |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | | ハノイに同じ | ハノイに同じ | |
| 20. 携帯電話加入料 | | ハノイに同じ | ハノイに同じ | |
| 21. 携帯電話基本通話料 | | ハノイに同じ | ハノイに同じ | |

| ホーチミン(ベトナム) | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|---|--|--|--|
| 1ドル=19,500ドン(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | ドン | 備考 | | |
| 公共料金 | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)0.38 (2)0.69 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金: (1)7,400 (2)13,500 | 出所: Saigon Water Company (SAWACO)へのヒアリング (1) 製造業 (2) 経営・サービス | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.226~ 0.538 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:4,400~ 10,500 | 出所: Saigon Water Company (SAWACO) 1m3当たり料金: 0~4m3: 4,400 5~6m3: 8,300 7m3~: 10,500 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.1~1.2/kg | 米ドル建て | 出所: ペトロリミックス ペトロリミックスが上限価格を設定 その範囲内で各代理店が値段を設定 LPG | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.27~1.35/kg | 24,751~26,231/kg | 出所: 同上 ペトロリミックスが上限価格を設定 その範囲内で各代理店が値段を設定 LPG | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 700 (2) 2,195 (3) 1,200 | 米ドル建て | 出所: ビナトランス(VINATRANS) 運賃のみの価格 工場名(都市名): ホーチミン市 最寄り港: サイゴン港 (1) 対日輸出: サイゴン港→横浜港 (2) 第三国輸出: サイゴン港→第三国仕向け港 (ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→サイゴン港 | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | ハノイに同じ | ハノイに同じ | | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 33. 個人所得税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 34. 付加価値税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | ハノイに同じ | | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | ハノイに同じ | | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| ブノンペン(カンボジア) | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|--|--|--|
| 1ドル=4051.5リエル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | リエル | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 101(月額) | 426,500(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 1,504ドル(6,376,000リエル)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 363(月額) | 1,540,000(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 4,830ドル(20,475,000リエル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 416(月額) | 1,764,000(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 5,396ドル(22,876,000リエル)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 225(月額) | 952,806(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 3,797ドル(16,094,794リエル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長 クラス) | 1,035(月額) | 4,385,450(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 16,019ドル(67,905,672リエル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを 含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a | | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a | | |
| | 8. 法定最低賃金 | 55(月額) | 222,832(月額) | 改定日: 2010年10月1日 法定最低賃金は55ドルであるが、6ドルの生活手当の支給が必要であり、トータルでは61ドルと なる |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞 与) | 1.91ヶ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 国家社会保険基金: 0.8%(雇用主負担) | | 出所: 政令No. 16(2007年3月2日付) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | n.a | | 物価上昇率にあわせて賃金上昇可否を決定 |
| 地価・ 事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平 方メートル当たり) | — | — | 100%外資系企業による土地購入は認められていない |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル 当たり) | 0.04 | 162 | 出所: ブノンペンSEZ資料 工業団地名: ブノンペン経済特別区、99年間リースで50ドル/m2 ※2011年2月に99年間リースで55ドル/m2に変更 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当 たり) | 10/m2(1~5floor) | 740,515 | 出所: 電話ヒアリング ICON Professional Building、VAT(10%)別 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ ショールーム賃料 | 7.93/m2(月額) | 32,124/m2(月額) | シドニーショッピングセンター(セントラルマーケット近く) |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,300(月額) | 5,266,950(月額) | 出所: 電話ヒアリング ブノンペン市内中心部、アパート(スカイラインアパート)、1ベッドルーム、30~40m2 VAT含む、電気代含まず、2か月のデポジット等が必要 |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 15 | 60,772 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 3.00 1分当たり通話料: (1) 0.01 (2) 0.03 (3) 0.06 | 月額基本料: 12,154 1分当たり通話料: (1) 41 (2) 122 (3) 246 | 出所: 同上 (1) 同社間通話 (2) 他社との通話 (3) 携帯電話との通話 |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | | 0.45 | 1,823 | 出所: 同上 0.15ドル×3分間=0.45ドル |

| ブノンペン(カンボジア) | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|--|--|--|
| 1ドル=4051.5リエル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | リエル | 備考 | |
| | 20. 携帯電話加入料 | 0 | 0 | 出所: M-Fone |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 10 1分当たり通話料: 0.06~ 0.08 | 月額基本料: 40,515 1分当たり通話料: 243~ 324 | 出所: 同上 |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 1. 5MBの場合 199(VAT10%別) | 1. 5MBの場合 806,248(VAT10%別) | 出所: EZECOM Company |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 1kWh当たり料金: 0.19 | 1kWh当たり料金: 782 | 出所: ブノンペン経済特区 |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 1kWh当たり料金: (1)0.15 (2)0.18 | 月額基本料: 1kWh当たり料金: (1)610 (2)720 | 出所: カンボジア電力公社 (1)月使用量0~50kWh (2)月使用量50kWh~ |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 1m3当たり料金: 0.30 | 1m3当たり料金: 1,215 | 出所: ブノンペン経済特区、VAT(10%)含まず |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料(メンテナンス料): 0.01/m3 1m3当たり料金: (1)0.14 (2)0.19 (3)0.25 (4)0.31 | 月額基本料(メンテナンス料): 50/m3 1m3当たり料金: (1)550 (2)770 (3)1,010 (4)1,270 | 出所: ブノンペン水道公社 (1)0~7m3 (2)8~15m3 (3)16~50m3 (4)50m3超 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.37ドル/kg | 左記参照 | 出所: TOTAL、5.47ドル/4kg=1.37ドル/kg |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.37ドル/kg | 左記参照 | 出所: 同上 |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)1,250 (2)750 | (1)5,064,375 (2)3,038,625 |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 1.14 | 4,600 | 出所: TOTAL |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 0.99 | 4,000 | 出所: SOKIMEX Company |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 20% | | |
| | 33. 個人所得税(%) | 20% (最高税率) | | 0~500,000リエル: 0% 500,001~1,250,000リエル: 5% 1,250,001~8,500,000: 10% 8,500,001~12,500,000: 15% 12,500,001以上: 20% |
| | 34. 付加価値税(%) | 10% (VAT) (標準税率) | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 14% (源泉徴収税) | | カンボジア税法第23条~26条 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 14% (源泉徴収税) | | カンボジア税法第23条~26条 |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 14% (源泉徴収税) | | カンボジア税法第23条~26条 |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| ミャンマー(ヤンゴン) | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|--|-------------------------------|--|
| 1ドル=858チャット(2011年1月14日付実勢レート) | | | | |
| | 米ドル | チャット | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 41(月額) | 40,865(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 629ドル(626,927チャット)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 95(月額) | 94,687(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 1,406ドル(1,401,367チャット)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 238(月額) | 237,216(月額) | 2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 5,480ドル(5,461,943チャット)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 179 | 178,410 | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 2,643ドル(2,634,291チャット)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 445 | 443,534 | 出所: 同上、2010年8~9月ジェトロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 6,278ドル(6,257,314チャット)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 52(月額) | 45,000(月額) | 出所: I-silk apparel shopよりヒアリング、交通費・食事代等の諸経費を含まない基本給 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 50(月額) | 42,900(月額) | 出所: セドナホテル(ジェトロヤンゴン入居ホテル)内中華レストランよりヒアリング 食事代、交通費含む |
| | 8. 法定最低賃金 | n.a. | n.a. | |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.11ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: (1) 1.6~3.3% (2) 2.5% 被雇用者負担率: (1) 1.0%~2.0% (2) 1.5% | | 出所: 社会保険委員会 (1) ドル払い (2) チャット払い |
| | 11. 名目賃金上昇率 | — | | 公式データなし |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | — | | 外国人、外国企業の土地購入は不可 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | (1) 0.255 (2) 0.15 | (1) 219 (2) 128 | (1) 地場工業団地(建設省)、借地料・管理費含む、年更新 (2) ミンガラドン工業団地(元日系と建設省の合併)借地料(借地権38年の月額)、管理費、税金含む |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | (1) 18/㎡ (2) 1.75~2.91 | (1) ドル建て (2) 1,500~2,500/㎡ | (1) サクラタワー ダウンタウン、日系含む外資系が多く入居 (2) Taw Win Centre Pyay Rd, 2011年1月オープン |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 12.5/㎡ | 10,725/㎡ | 出所: Sedona Hotel Office Rent Kaba Aye Pagoda Rd |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,600~2,400 | 米ドル建て(左記参照) | 出所: ゴールデンヒルタワー 地区名: ヤンゴン市バハン地区、住宅の種類: サービスアパートメント、占有面積: 112平米(2LDK) 税・諸経費の内訳: 光熱費、電気代等全て込み |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 1748 | 1,500,000 | 出所: ミャンマー郵便通信公社(MPT) |
| | 18. 電話利用料 | 年間基本料: 0.62 1分当たり通話料: 0.02 | 年間基本料: 540 1分当たり通話料: 15 | 出所: 同上 |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 8.1 | 米ドル建て(左記参照) | 出所: 同上 2.7ドル/分、6秒ごとに0.27ドル追加 |
| | 20. 携帯電話加入料 | (1) 1,806 (2) 583 | (1) 1,550,000 (2) 500,000 | 出所: ミャンマーイーエローページ (1) GSM、内訳: 権利購入費用1,748ドル(1,500,000チャット)+機種前払い費用58ドル(50,000チャット) (2) CDMA450、CDMA800 |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 年間基本料: 600 1分当たり通話料: 0.3 | 年間基本料: 12,000 1分当たり通話料: 50 | 出所: 同上 |

| ミャンマー(ヤンゴン) | | | | |
|-------------------------------|--------------------------|--|--|---|
| 1ドル=858チャット(2011年1月14日付実勢レート) | | | | |
| | 米ドル | チャット | 備考 | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期費用:1,500 月額基本料: (1)30 (2)60 | 初期費用:1,287,000 月額基本料: (1)25,740 (2)51,480 | 出所:同上 ADSL、初期費用内訳:設置費1,400ドル(1,201,200チャット)、モデム100ドル(85,800チャット) (1)256Gz (2)512Gz |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:なし 1KWh当たり料金:0.08 | 月額基本料:なし 1KWh当たり料金:69 | 出所:第2電力省 |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:なし 1KWh当たり料金:0.08ドル | 月額基本料:なし 1KWh当たり料金:69 | 出所:同上 |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.88 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:76 | 出所:ヤンゴン市開発委員会(YCDC) |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.44 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:378 | 出所:同上 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1mmBtu当たり料金:9.02 | 月額基本料:なし 1mmBtu当たり料金:7,735 | 出所:ミャンマー石油・ガス公社 |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1mmBtu当たり料金:9.02 | 月額基本料:なし 1mmBtu当たり料金:7,735 | 出所:同上 |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)1,400 (2)- (3)1,700 | (1)1,201,200 (2)- (3)1,458,600 | 出所:日系輸送会社へのヒアリング 最寄り港:ヤンゴン港 第3国仕向け港:ロサンゼルス港 (1)対日輸出:最寄り港(ヤンゴン港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(ヤンゴン港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) 米国禁輸措置(2003年7月～)のため、見積り不可。 (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ヤンゴン港) |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 0.85 | 733 | 出所:市場価格より |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.80 | 689 | 出所:市場価格より |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 30% | | 出所:ミャンマー財政・歳入省 ただし、縫製業などの委託加工業で委託加工賃収入を得ている場合は、その10%が法人所得税として課税される |
| | 33. 個人所得税(%) | (1)15% (2)30% (3)40% | | 出所:同上 (1)外国籍居住者の外貨建て所得 (2)チャット建て給与所得 (3)チャット建てその他所得 |
| | 34. 付加価値税(%) | 0~30% | | 同上 付加価値税に準ずる税が存在する場合 名称:商業税、標準税率:品目やサービスにより異なり、奢侈品は30~200% |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 15% | | 同上 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | - | | 出所:同上 送金を実施するうえで特記すべきこと(ある場合):送金には投資委員会(MIC)の許可が必要 |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 20% | | 出所:同上 |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| ニューデリー(インド) | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|--|---|--|
| 1米ドル=45.30ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 294(月額) | 13,654(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 4,331ドル(201,227ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 681(月額) | 31,635(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 10,242ドル(475,855ルピー) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 2,343(月額) | 108,881(月額) | 出所: 同上、2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 25,998ドル(1,207,896ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 528 | 24,535 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査、2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 8,844ドル(410,892現地通貨)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,537 | 71,416 | 出所: 同上、2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 24,792ドル(1,151,883現地通貨)、(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 199~265 | 9,000~12,000 | 出所: 現地調査会社 勤続2~3年のキャッシャー係の月額基本給 |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 110~177 | 5,000~8,000 | 出所: 現地調査会社 ウェイターの月額基本給 |
| | 8. 法定最低賃金 | 非熟練工: 117/月 準熟練工: 129/月 熟練工: 142/月 | 非熟練工: 5,278/月 準熟練工: 5,850/月 熟練工: 6,448/月 | 改定日: 2010年2月1日 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.39ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 18.35% 被雇用者負担率: 13.75% 雇用者負担率の内訳: 従業員共済基金(EPF): 12% 管理費: 1.1% 保険料: 0.5% 州従業員保険(ESI): 4.75% 被雇用者負担率の内訳: 従業員共済基金(EPF): 12% 州従業員保険(ESI): 1.75% | | 出所: Employees' Provident Fund Organization等 基本給+実質賃金目減り補償手当をベースに算出 EPF(Employees' Provident Fund)以外では、企業によって医療保険、傷害保険、退職金積立、州従業員保健(ESI)などを導入 ESI(Employees' State Insurance)は月給6,500ルピー(142ドル)以下の従業員に適用される障害・医療保険 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 8% 2009年: 11% 2010年: n.a.% | | 出所: インド日本商工会議所賃金実態調査(第3・4回)、ワーカーの実績昇給率 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 44 | 2,000 | 出所: ラジャスタン州工業団地公社 ニムラナ工業団地(ラジャスタン州)、印紙税等5%別途 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 4.77/m ² ・月 | 216/m ² ・月 | 出所: 現地不動産業者 工業団地名: マネサール工業団地、税・諸経費含む |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | (1) 23~45(月額) (2) 21~26(月額) | (1) 1,068~2,017(月額) (2) 968~1,184(月額) | 出所: 現地不動産業者 (1) 南デリーのサケット、ジャソール地区のオフィスエリア(日系企業が複数入居) (2) ハリヤナ州グルガオン サービス税10.3%含む、基本料に加え、269ルピー/m ² 程度のメンテナンス料(税込)がかかるケースあり 入居保証金を支払うケースあり(期間はケースバイケース、3~12ヵ月分が一般的) |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 157~210/m ² ・月 | 7,121~9,495/m ² ・月 | ストリート名・施設名: 市中心部コンノートプレイス 税・諸経費の内訳: サービス税10.3%込み |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | (1) 1,766~3,863(月額) (2) 1,214~2,097(月額) | (1) 80,000~175,000(月額) (2) 55,000~95,000(月額) | 出所: 現地不動産業者 (1) デリー市南部のバサントビハール地区(大使館エリアに近く、日本人の居住も多い)、戸建て住宅の1フロア、3LDK (2) ハリヤナ州グルガオン地区、マンション、3LDK 別途保証金を求められるケースあり(家賃の1~3ヵ月分が一般的) 業者を通じた場合、家賃の半月~1ヵ月分が手数料としてかかるケースが一般的 |

| ニューデリー(インド) | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|--|--|--|
| 1米ドル=45.30ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 11 | 500 | 出所: Airtel社、電話機代 |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 8.50 1分当たり通話料: 0.01 | 月額基本料: 385 1分当たり通話料: 0.37(3分1.1ルピー) | 出所: 同上 サービス税(10.3%)含む |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.73 | 33(1分間11ルピー) | 出所: 同上、サービス税(10.3%)含む |
| | 20. 携帯電話加入料 | 7.31 | 331 | 出所: 同上 299 Airtel GSMプラン、サービス税(10.3%)含む |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 7.28 1分当たり通話料: 0.01 | 月額基本料: 330 1分当たり通話料: 0.33 | 出所: 同上 299 Airtel GSMプラン、サービス税(10.3%)含む |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 32 | 1,433 | 出所: 同上 1299プラン、2Mbps、ダウンロード無制限、固定電話のセットも付帯、サービス税(10.3%)含む |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | (1) 月額基本料: 1.10/kWh 1kWh当たり料金: 0.10 (2) 月額基本料: 2.65/kVA 1kWh当たり料金: 0.09 | (1) 月額基本料: 50/kWh 1kWh当たり料金: 4.62~4.52 (2) 月額基本料: 120/kVA 1kWh当たり料金: 4.29 | (1) デリー 出所: BSESデリー社 10~100kW 1kWh当たり料金は税(5%)含む 1kWh当たりの料金は4~9月が単価4.62ルピー、10~3月が単価4.52ルピー (2) ハリヤナ州 出所: Haryana Electricity Regulatory Commission 50kW以上220kV 1kWh当たりの料金は: 税(0.15ルピー/kWh)および燃油サーチャージ(0.31ルピー/kWh)含む |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 0.26/kWh 1kWh当たり料金: 0.06~0.11 | 月額基本料: 12/kWh 1kWh当たり料金: 2.57~4.88 | 出所: BSESデリー社 5kW超、1kWh当たり料金は税(5%)含む 1kW当たり料金: 使用量200kWh以下の部分は単価2.57ルピー、200kWh超400kWh以下の部分は単価4.15ルピー、400kWh超の部分は単価4.88ルピー |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | (1) 月額基本料: 20 1m3当たり料金: 2.21 (2) 月額基本料: 331 1m3当たり料金: 0.20 | (1) 月額基本料: 900 1m3当たり料金: 100 (2) 月額基本料: 15,000 1m3当たり料金: 9 | (1) デリー 出所: デリー水道局 使用量100m3超の場合 使用量と月額基本料および1m3当たり使用料金の関係は、各々10m3以下: 400ルピー及び10ルピー、10m3超25m3以下: 600ルピー及び20ルピー、25m3超50m3以下: 700ルピー及び50ルピー、50m3超100m3以下: 800ルピー及び80ルピー、100m3超: 900ルピー及び100ルピー (2) ハリヤナ州 出所: ハリヤナ州工業団地公社 工業用地1エーカー以上2エーカー未満の場合(基本料金は工業用地面積により異なる) |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 4.42 1m3当たり料金: 0.55 | 月額基本料: 200(使用量30m3超) 1m3当たり料金: 25(使用量30m3超) | 出所: デリー水道局 使用量30m3超の場合 料金算定方法: 使用量と月額基本料及び1m3当たり使用料金の関係は、各々10m3以下: 50ルピー及び2ルピー、10m3超20m3以下: 100ルピー及び3ルピー、20m3超30m3以下: 150ルピー及び15ルピー、30m3超: 200ルピー及び25ルピー |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 1.43 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 65 | 出所: インディアン・オイル社 シリンダー単位の料金、シリンダー1本: 19kg、LPG |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 0.54 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 24 | 出所: 同上 シリンダー単位の料金、シリンダー1本: 14.2kg、LPG |
| | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 1,819 (2) 3,967 (3) 3,775 | 米ドル建て | 出所: 日系物流業者ヒアリング 最寄り港: ムンバイ・ナバシバ港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 海上保険料や通関諸経費を除く輸送費 デリーからムンバイ港までの陸送費を含む (1) 対日輸出: デリー→最寄り港(ムンバイ・ナバシバ港)→横浜港 (2) 第3国輸出: デリー→最寄り港(ムンバイ・ナバシバ港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(ムンバイ・ナバシバ港)→デリー |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.23 | 55.87 | 出所: インディアン・オイル社 |
| 31. 軽油価格(1リットル) | 0.83 | 37.75 | 出所: 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 国税: 30% 地方税: なし その他公租公課: なし | | 実効税率は33.2175%、実効税率内訳: 30%×課徴金(7.5%)×教育目的税(3%) 課税所得にはキャピタルゲイン含む |
| | 33. 個人所得税(%) | 30% (最高税率) | | 超過累進課税方式で、所得額16万ルピー以下は0%、16万~50万ルピーは10%、50万~80万は20%、80万ルピー超は30%の超過累進課税方式。各々教育目的税3%が付加される。 |
| | 34. 付加価値税(%) | 12.5% (VAT)(標準税率) | | 特定の資本財、原材料、生活必需品、IT関連製品などについては4%、金・銀・宝飾品などは1%、石油製品・アルコール飲料は20%、ただし、異なる税率を導入している州も見られる |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日印租税条約第11条(2007年4月1日改定) |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 15% (最高税率) | | 実効税率16.60875%、送金を実施するうえで特記すべきこと: |
| 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日印租税条約第11条(2007年4月1日改定)、送金を実施するうえで特記すべきこと: | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| ムンバイ(インド) | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|--|---|---|
| 1米ドル=45.30ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 306(月額) | 14,200(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8～9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 4,144ドル(192,527ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 619(月額) | 28,750(月額) | 出所: 同上 2010年8～9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 9,612ドル(446,567ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,291(月額) | 60,001(月額) | 出所: 同上 2010年8～9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 19,533ドル(907,510ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 621(月額) | 28,850(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8～9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 10,044ドル(466,672ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,612(月額) | 74,901(月額) | 出所: 同上 2010年8～9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 26,765ドル(1,243,513ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | マネージャー: 147～184/月(実務経験0～1年) 276～552/月(実務経験2～4年) 552～920/月(実務経験5～10年) | マネージャー: 6,666～8,333/月(実務経験0～1年) 12,500～25,000/月(実務経験2～4年) 25,000～41,666/月(実務経験5～10年) | 出所: 民間調査会社(Technopak) URL: www.technopak.com 税・諸経費含む |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | マネージャー: 147～221/月(実務経験0～2年) 276～368/月(実務経験2～4年) 460～644/月(実務経験4～6年) 644～920/月(実務経験8～12年) | マネージャー: 6,666～10,000/月(実務経験0～2年) 12,500～16,666/月(実務経験2～4年) 20,833～29,166/月(実務経験4～6年) 29,166～41,666/月(実務経験8～12年) | 出所: 民間調査会社(Technopak) Website URL: www.technopak.com 税・諸経費含む |
| | 8. 法定最低賃金 | 熟練工: 183/月 準熟練工: 173/月 非熟練工: 163/月 | 熟練工: 8,301/月 準熟練工: 7,839/月 非熟練工: 7,378/月 | 改定日: 2010年10月25日 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.82ヵ月 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8～9月ジェトロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | ニューデリー参照 | | |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008: 14.8% 2009: 6.3% 2010: 10.6%(見通し) | | 出所: 現地調査会社 www.technopak.com www.hewittassociates.com |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 55/m2 | 2,500/m2 | 出所: マハラシュトラ州産業開発公社(MIDC) 施設名: チャッカン工業団地(ブネ) 別途、サービスチャージとして4.5ルピー/m2(年間) 固定資産税: ビルドアップエリアに対し、20ルピー/m2 開発許可料金: 1,200ルピー |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | — | — | 出所: マハラシュトラ州産業開発公社(MIDC) 月額ベースのレンタルはない(長期リースのみ) |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 71(月額) | 3,228(月額) | 出所: ヒアリングによる アルカディア・ビルディング、ムンバイ中心部(ナリマンポイント) サービス税別途 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | (1) 55～88 (2) 42～66 (3) 44～60 (4) 38～40 (5) 18～24 | (1) 2,500～4,000 (2) 1,900～3,000 (3) 2,000～2,700 (4) 1,700～1,800 (5) 800～1,100 | 出所: 民間調査会社(Technopak) (1) フォート地区、チャーチゲート地区、コラバ地区 (2) ローワーパレル地区、プラバデヴィ地区 (3) アンデーリウエスト地区 (4) アンデーリイースト地区 (5) ゴレガオン・ウエスト地区 |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 2,914(月額) | 132,000(月額) | 施設名: Marathon, Lower Parel 92.91m2、2ベッドルーム 賃料は原則として1年分を前払い |
| 通信 | 17. 電話架設料 | 11 | 500 | 出所: MTNL社 サービス税(10.3%)は別途 |

| ムンバイ(インド) | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|---|---|---|--|
| 1米ドル=45.30ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | | |
| 費 | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 10~44 1分あたり通話料: (1) 0.01 (2) 0.02 | 月額基本料: 180~2,000 1分あたり通話料: (1) 0.50 (2) 1.00 | 出所: 同上 (1) 州内間通話 (2) 州外間通話 サービス税(10.3%)は別途 | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.60 | 28 | 同上 | |
| | 20. 携帯電話加入料 | 2.21 | 100 | 出所: ロップモバイル社 サービス税(10.3%)は別途 | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 4.39~5.50 通話料: 0.002/秒 | 月額基本料: 199~249 通話料: 0.1/秒 | 同上 | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料: 6.62 月額基本料: 26 | 初期契約料: 300 月額基本料: 1,199 | 出所: MTNL社 | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: (1) 4.42 (2) 150 1 kWhあたり料金: (1) 0.17 (2) 0.16 | 月額基本料: (1) 200 (2) 150 1 kWhあたり料金: (1) 7.76 (2) 7.41 | 出所: リライアンス・エナジー社 (1) 20 kW以下の場合 (2) 20 kW以上の場合 | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: (1) 0.66 (2) 1.10 (3) 1.10 (4) 2.21 1 kWhあたり料金: (1) 0.07 (2) 0.12 (3) 0.20 (4) 0.23 | 月額基本料: (1) 30 (2) 50 (3) 50 (4) 100 1 kWhあたり料金: (1) 2.96 (2) 5.56 (3) 9.16 (4) 10.61 | 出所: 同上 (1) 0~100ユニット (2) 101~300ユニット (3) 301~500ユニット (4) 501ユニット超 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 1m3当たり料金: 0.44 /m3 | 1m3当たり料金: 20 /m3 | 出所: マハラシュトラ州産業開発公社(MIDC) | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 1m3当たり料金: 0.16/m3 | 1m3当たり料金: 7.25/m3 | 同上 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.58 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 69 | 出所: バラート・ガス社 1,304ルピー /19kg(シリンダー) LPG料金 | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.39 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 18 | 出所: マハナガル・ガス社 天然ガス | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 600 (2) 300 (3) 2,600 | 米ドル建て | 都市名: ムンバイ 最寄港: ナバシバ港 第3国仕向け港: シンガポール港 (1) 対日輸出: 最寄港(ムンバイ・ナバシバ港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄港(ムンバイ・ナバシバ港)→第3国仕向け港 (3) 対日輸入: 横浜港→最寄港(ムンバイ・ナバシバ港) | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.37 | 62 | 出所: mumbai petrol prices.com | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.93 | 42 | 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 33. 個人所得税(%) | 30%(最高税率) | | | |
| | 34. 付加価値税(%) | 12.5%(VAT)(標準税率) | | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| バンガロール(インド) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---|
| 1米ドル=45.3ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 295(月額) | 13,714(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 5,271ドル(244,888ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 487(月額) | 22,637(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 10,261ドル(476,728ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 904(月額) | 42,002(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 18,608ドル(864,545ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 494(月額) | 22,958(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 9,513ドル(441,962ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,346(月額) | 62,521(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 26,536ドル(1,232,872ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | n.a. | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | n.a. | |
| | 8. 法定最低賃金 | 92(月額) | 4,149(月額) | 改定日: 2010年4月1日 月額: 4,149.4ルピー(このうち1,303.3が物価手当) |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.64カ月分 | | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | ニューデリー参照 | | |
| | 11. 名目賃金上昇率 | ニューデリー参照 | | |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 98 | 4,448 | 出所: カルナタカ工業団地開発公社 工業団地名: デヴァナハッリ・エアロスペース工業団地、業種は航空機関連に限定 税・諸経費の内訳: 印紙税6.7%、登録料1%の合わせて契約金額の7.7% |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 3.55~5.94 | 161~269 | 出所: シービー・リチャードエリス株式会社(CBRE) 工業団地名: ベニア工業団地、工場用地のみの賃貸はない。不動産業者に1ヵ月分相当の手数料。 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 19 | 861 | 出所: クッシュマン・アンド・ウェイフィールド社 工業団地名: バンガロール市中心街 |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 75~105 | 3,390~4,736 | 3,389~3,647ルピー/m2 ストリート名・施設名: バンガロール市中心地(マグラス・ロード、ブリゲード・ロードなど) |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,987 | 90,000 | 出所: クッシュマン・アンド・ウェイフィールド社 地区名: バンガロール市中心地、住宅の種類: マンションタイプ、占有面積: 3,000平方フィート 住宅借上における現地特有の慣習: 敷金は家賃の10ヵ月相当分。住宅エージェントを起用する場合は、1ヵ月相当分を支払う |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 55 | 2,500 | 出所: BSNL社 料金算定方法: 登録料(デポジット)2,000ルピー+架設料500ルピー |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 2.65 1分当たり通話料: 0.007 | 月額基本料: 120 1分当たり通話料: 33ルピー | 出所: BSNL社 1ルピー=100ルピー、料金算定方法: 50km以内の同社が提供する固定電話への料金が3分あたり1ルピー。従って、1分あたり33ルピー |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.8 | 36 | 出所: BSNL社 料金算定方法: BSNL社固定電話からかけた場合、1分あたり12ルピー |
| | 20. 携帯電話加入料 | 11 | 499 | 出所: Airtel社、499プランの場合 料金算定方法: 登録料(199ルピー)+保証料(300ルピー)。国際通話も可能 |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 11 1分当たり通話料: 0.02 | 月額基本料: 499 1分当たり通話料: 1 | 出所: Airtel社 料金算定方法: 同社が提供する携帯電話への料金は、1分あたり30ルピー、その他の固定電話への料金は1分あたり1ルピー。通話料には10.3%のサービス税がかかる |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 31 | 1,399 | 出所: Airtel社 料金算定方法: 1399プランの場合。データ量の制限なし。データ消費量は25GBまでの接続速度は4Mbps。消費量は25GBを超えた後接続速度は256Kbpsに減少する。初回登録費500ルピー |

| バンガロール(インド) | | | | | |
|-------------------------------------|------------------------|---|---------------------------------------|--|--|
| 1米ドル=45.3ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:3.97 1kWh当たり料金: ①0.10 ②0.11 | 月額基本料:180 1kWh当たり料金: ①4.6 ②5.0 | 出所: バンガロール電力供給公社 料金算定方法:①10万kWh以下、②10万kWh超 | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:0.44 1kWh当たり料金:0.05 ~0.11 | 月額基本料:20 1kWh当たり料金:2.1~ 5.0 | 出所: 同上 料金算定方法: 料金は使用量が多くなるにつれて単価が高くなる。 | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:7.94 1m3当たり料金:0.79~ 1.32 | 月額基本料:360 1m3当たり料金:36~60 | 出所: バンガロール水道局 料金算定方法: 料金は使用量が多くなるにつれて単価が高くなる。 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:1.06 1m3当たり料金:0.13~ 0.79 | 月額基本料:48 1m3当たり料金:6~36 | 出所: 同上 料金算定方法: 料金は使用量が多くなるにつれて単価が高くなる。 | |
| | 27. 業務用ガス料金 | 月額基本料:無し 1kg当たり料金:1.59 | 月額基本料:無し 1kg当たり料金:72 | 出所: インデン・ガス社 料金算定方法: 初回にLPGボンベ(19kg)をレンタルで借り上げる。その後は、1本当たり1,359.80ルピーで入れ替える。ガスの種類: LPG | |
| | 28. 一般用ガス料金 | 月額基本料:無し 1kg当たり料金:0.55 | 月額基本料:無し 1kg当たり料金:25 | 出所: 同上 初回にLPGボンベ(14.2kg)をレンタルで借り上げる。次回以降は1本当たり360.55ルピーで入れ替える ガスの種類: LPG | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)1,763 (2)4,213 (3)3,086 | (1)79,851 (2)190,837 (3)139,806 | 出所: 郵船ロジスティクス株式会社 工場名(都市名): バンガロール 最寄り港: バンガロールICD 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: バンガロールICD→横浜港 (2) 第3国輸出: バンガロールICD→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→バンガロールICD 料金算定方法: 費目により、基準となる通貨が異なるため、左記は目安 チェンナイ港・バンガロールICD間は鉄道輸送を想定。ターミナルハンドリングチャージ(THC)、 船荷証券(BL)、港湾施設援助金(ISPS)コンテナの鉄道への乗せ換え費、サービス税は含まれる (1) バンガロールICD→チェンナイ港: 38,000ルピー+サービス税(10.3%)、チェンナイ港→横浜 港: 650ドル+THC(6,200ルピー+サービス税(10.3%))+BL(1,500ルピー+サービス税 (10.3%)) (2) バンガロールICD→チェンナイ港: (同上)、チェンナイ港→ロサンゼルス港: 1,000ドル+THC (6,200ルピー+サービス税(10.3%))+BL(1,500ルピー+サービス税(10.3%)) (3) 横浜港→チェンナイ港: 2,000ドル+ISPS(10ドル)+THC(6,200ルピー+サービス税 (10.3%))、チェンナイ港→バンガロールICD: 38,000ルピー+サービス税(10.3%) | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.44 | 66 | 出所: インディアン・オイル社 | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.93 | 42 | 出所: 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 33. 個人所得税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 34. 付加価値税(%) | 13.5%(VAT)(標準税率) | | 特定の資本財、原材料、生活必需品などについては5% | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | ニューデリー参照 | | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| チェンナイ(インド) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|---|--|
| 1米ドル=45.3ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | インドルピー | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 196(月額) | 9,118(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 2,887ドル(134,142ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 539(月額) | 25,057(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 7,966ドル(370,102ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,329(月額) | 61,742(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 20,020ドル(930,150ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 581(月額) | 27,000(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 8,151ドル(378,712ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,281(月額) | 59,501(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 17,687ドル(821,759ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | n.a. | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | n.a. | |
| | 8. 法定最低賃金 | 122 | 5,505(月額) | 出所: タミルナドゥ州政府発表「Rates of Minimum Wages」 改定日: 2010年4月5日 5,505ルピーのうち、1571ルピーは物価手当 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.22ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | ニューデリー参照 | | |
| | 11. 名目賃金上昇率 | ニューデリー参照 | | |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 33 | 1,483 | 出所: タミルナドゥ州産業振興公社 工業団地名: オラガダム工業団地 税・諸経費の内訳: 登録費として購入価格の1%、印紙税として購入価格の8%がかかる |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 4.79 | 217 | 出所: スリー・シティー社 工業団地名: スリー・シティー工業団地 税・諸経費の内訳: 1m2当たり20ルピー。敷金は6~10ヶ月相当分。税・管理費別。 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 14 | 652 | 出所: クシュマン・アンド・ウェイフィールド社 地域名: アンナ・サライ(チェンナイ中心街) 税・諸経費の内訳: 敷金は6~10ヶ月相当分 税・管理費含まず |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 31 | 1,413 | 1m3当たり1413.04ルピー ストリート名・施設名: T.Nagar 維持費として毎年1m3当たり21.7ルピーを支払う |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,766 | 80,000 | 出所: クシュマン・アンド・ウェイフィールド社 地区名: ポートクラブ(チェンナイ市中心地) 住宅の種類: マンションタイプ 占有面積: 1,800平方フィート 敷金は家賃の10ヶ月相当分。住宅エージェントを起用する場合、家賃の1ヶ月相当の額をエージェントに支払う |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 55 | 2,500 | 出所: BSNL 社 内訳: 架設料500ルピー、登録費2,000ルピー |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 3.97 1分当たり通話料: 0.01 | 月額基本料: 180 1分当たり通話料: 0.33 | 出所: BSNL 料金算定方法: 50Km以内の同社が提供する固定電話への料金が3分当たり1ルピー。従って、1分当たり33パイサ(1ルピー=100パイサ) |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | (1) 0.79 (2) 0.66 | (1) 36 (2) 30 | 出所: BSNL 社 サービス税(10.3%)含まず (1) BSNL社の固定電話からかけた場合 (2) Vodafone携帯電話からかけた場合 |
| | 20. 携帯電話加入料 | 12 | 551 | 出所: Vodafone 社 基本料金 サービス税(10.3%)含む |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 無し 1分当たり通話料: (1) 0.03 (2) 0.01 | 月額基本料: 無し 1分当たり通話料: (1) 1.5 (2) 0.49 | 出所: Vodafone 社 (1) タミルナドゥ州域外、他社携帯又は固定電話にかけた場合 (2) タミルナドゥ州域内に同社が提供する携帯電話にかけた場合 |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 73 | 3300 | 出所: BSNL 社 3,300プラン、データ量の制限無し、接続速度は512kbps 保証料: 1ヶ月分 |

| チェンナイ(インド) | | | | |
|-------------------------------------|------------------------|--|---|--|
| 1米ドル=45.3ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | | 米ドル | インドルピー | 備考 |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 6.62 1kWh当たり料金: (1) 0.09~0.11 (2) 0.09~0.14 | 月額基本料: 300 1kWh当たり料金: (1) 4~5 (2) 4.3~6.5 | 出所: タミルナドゥ州電力供給公社 (1) 工業用: 使用量750kWh以下は4ルピー、751kWh以上は5ルピー (2) 商業用: 使用量50kWh以下は4.3ルピー、101kWh以上は6.5ルピー |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 0.44 1kWh当たり料金: 0.06~0.13 | 月額基本料: 20 1kWh当たり料金: 2.5~5.75 | 出所: タミルナドゥ州電力供給公社 家庭用には電気税は付加されない 使用量により1か月当たりの家庭用電気代が異なる 0~25kWhは2.5ルピー、301kWh以上は5.75ルピー |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: (1) 8.83 (2) 14.35 1m3当たり料金: (1) 0.77 (2) 1.32 | 月額基本料: (1) 400 (2) 650 1m3当たり料金: (1) 35 (2) 60 | 出所: チェンナイ水道局 排水処理料金含まず (1) 消費量が500m3以内の場合 (2) 消費量が500m3以上の場合 |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 1.10 1m3当たり料金: (1) 0.06 (2) 0.55 | 月額基本料: 50 1m3当たり料金: (1) 2.5ルピー (2) 25ルピー | 出所: 同上 家庭用、排水処理料金含む (1) 0~10m3 (2) 25m3以上 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 1.61/kg | 73/kg | 出所: インデン・ガス社 LPG 初回にLPGボンベ(19kg)をレンタルで借り上げ、その後は1本1388.88ルピーの料金で入れ替える |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 0.55/kg | 25/kg | 出所: 同上 LPG 初回にLPGボンベ(14.2kg)をレンタルで借り上げ、その後は1本352.40ルピーの料金で入れ替える |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 822 (2) 3,323 (3) 2,902 | (1) 37,238 (2) 150,533 (3) 131,462 | 出所: 当地物流業者 工場名(都市名): チェンナイ市 最寄り港: チェンナイ港 第3国仕向け港: ロサンゼルス港 (1) 対日輸出: 最寄り港(チェンナイ港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(チェンナイ港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(チェンナイ港) |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.40 | 63 | 出所: インディアン・オイル社 |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.89 | 40 | 出所: インディアン・オイル社 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | ニューデリー参照 | | |
| | 33. 個人所得税(%) | ニューデリー参照 | | |
| | 34. 付加価値税(%) | ニューデリー参照 | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | ニューデリー参照 | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | ニューデリー参照 | | |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | ニューデリー参照 | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | |

| コロンボ(スリランカ) | | | | |
|--|-----------------------------|--|-----------------------------------|--|
| 1米ドル=110.885スリランカ・ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | スリランカ・ルピー | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 120(月額) | 13,525(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 2,668ドル(299,883スリランカ・ルピー) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 343(月額) | 38,581(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 6,093ドル(684,783スリランカ・ルピー) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 696(月額) | 78,217(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 11,413ドル(1,282,729スリランカ・ルピー) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 292(月額) | 32,778(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 5,598ドル(629,250スリランカ・ルピー) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 834(月額) | 93,750(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 16,375ドル(1,840,450スリランカ・ルピー) (基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | n.a. | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | n.a. | |
| | 8. 法定最低賃金 | 62(月額) | 6,900(月額) | 正規雇用 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.98ヵ月分 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェットロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | EPF: 雇用者負担率: 12% 被雇用者負担率: 8% ETF: 雇用者負担率: 3% | | 出所: スリランカ投資庁(BOI) EPF: Employees' Provident Fund(従業員準備基金) ETF: Employees' Trust Fund(従業員信託基金) "年金"は公務員にのみ適用される |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 21.4% 2008年: 25.6% 2009年: 4.9% | | 出所: 『中央銀行年報2009』(2009年は暫定値) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 14 | 米ドル建て | 出所: スリランカ投資庁(BOI) カトナヤケEPZ(コロンボから29km、コロンボ国際空港隣接) 50年間リース料(購入は不可)、1エーカー(4,046.86m ²)当たり50,000ドル+VAT VAT(12%)を含む |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 1.07 | 米ドル建て | 出所: 同上 カトナヤケEPZ(コロンボから29km、コロンボ国際空港隣接) 1年間リース料、1エーカー(4,046.86m ²)当たり3,850ドル+VAT VAT(12%)を含む |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 15.77~19.03 | 1,748~2,110 | 出所: コロンボ市内不動産業者価格表 コロンボ7区(市内中心部) 電気代、管理費含まず VAT(12%)を含む |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 29.12~33.98 | 3,229.28~3,767.49 | コロンボ7区、市内中心部商業地区デュープリケーションロード、リパティブラザビル 諸税を含む |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,353(月額) | 150,000(月額) | 出所: 駐在員からのヒアリング コロンボ7区 コンドミニアム、270m ² 税・諸経費別 |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 110 | 12,174 | 出所: スリランカテレコム パッケージ料金(「Bronze」の場合)、税含まず |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 4.5 1分当たり通話料: 0.01~0.02 | 月額基本料: 499 1分当たり通話料: 1.00~1.90 | 出所: 同上 月額基本料は「ビジネス」で「スリランカテレコム所有機器」の場合 1分当たり通話料は「オフィス用」で、スリランカテレコム同士の通話の場合(最初の3分間と3分以降で1分当たり料金は異なる) 税含む |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.31~0.62 | 34.27~68.54 | 出所: 同上 VAT(12%)、NBT(2%)含む |
| | 20. 携帯電話加入料 | 28 | 3,061 | 出所: ダイアログアクシアータPLCウェブサイト 350 Package SIMカード代1,000ルピー、保証金1,500ルピー(利用停止時に払い戻し)、モバイルタックス(22.45%)含む |

| コロンボ(スリランカ) | | | | | |
|--|--------------------------|--|---------------------------------------|--|--|
| 1米ドル=110.885スリランカ・ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | スリランカ・ルピー | 備考 | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 3.87 1分当たり通話料: 0.02~0.03 | 月額基本料: 428.58 1分当たり通話料: 1.84~3.06 | 出所: 同上 350 Package(1分当たり通話料は、時間帯と通話先の加入通信会社により、料金が異なる) モバイルタックス(22.45%)を含む | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 登録料: 9.02 月額料金: 14.43 | 登録料: 1,000 月額料金: 1,600 | 出所: スリランカテレコム ADSLパッケージ「Home」、上り128Kbps、下り512Kbps 税含まず | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 27.06 1kWh当たり料金: 0.07~0.12 | 月額基本料: 3,000 1kWh当たり料金: 7.35~13.60 | 出所: セイロン電力庁 料金算定方法: 基本料金+電力使用量料金+瞬間最大使用量料金 「Industrial(I2)」の場合 契約ボルテージおよびピーク時、オフピーク時ごとに料金は異なる | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 0.27~2.84 1kWh当たり料金: 0.03~0.32 | 月額基本料: 30~315 1kWh当たり料金: 3~36 | 出所: 同上 料金算定方法: 基本料金+電力使用量料金 基本料金および電力使用量料金は6段階に分かれている | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 2.25~901.84 1m3当たり料金: 0.48 | 月額基本料: 250~100,000 1m3当たり料金: 53 | 出所: スリランカ政府官報(No. 1588/26)、National Water Supply & Drainage Board(上下水道局) 2009年2月15日改定 料金算定方法: 基本料金+従量料金 従量料金は使用水量により算出 | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 0.45~14.43 1m3当たり料金: 0.03~1.08 | 月額基本料: 50~1,600 1m3当たり料金: 3~120 | 出所: 同上 料金算定方法: 基本料金+従量料金 従量料金は使用水量により算出 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 1.47 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 163.41 | 出所: リトログスランカリミテド LPGボンベ(37.5kg入り): 1本当たり12,378-6,250(デポジット代) VAT(12%)を含む ガスの種類: LPG | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 1.19 | 月額基本料: なし 1kg当たり料金: 132.16 | 出所: 同上 LPGボンベ(12.5kg入り): 1本当たり5,452-3,800(デポジット代) VAT(12%)を含む ガスの種類: LPG | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 650 (2) a.400/b.650 (3) 1,700 | 米ドル建て | 出所: 日系進出企業ヒアリング 工場名(都市名): コロンボ 最寄り港: コロンボ港 第3国仕向け港: a.シンガポール港 b.ドバイ港 (1) 対日輸出: 最寄り港(コロンボ港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(コロンボ港)→第3国仕向け港(a.シンガポール港 b.ドバイ港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(コロンボ港) ※船便運賃のみの金額 ※2011年4月以降は変動の可能性あり | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.04 | 115 | 出所: 法定価格 | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.66 | 73 | 出所: 法定価格 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 35% (2011年4月1日より28%になる予定) | | 最も一般的な法人税率 一部法人形態によって、10%、15%、20%、33 1/3%、40%の分類もある。(2011年4月1日以降も28%が最も一般的な法人税率となり、一部法人形態によって、8%、10%、12%、40%の分類もある。) | |
| | 33. 個人所得税(%) | 35%(最高税率) | | 2011年4月1日より24%に引き下げ予定 | |
| | 34. 付加価値税(%) | 12% | | 国税 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 15%(最高税率) | | 同上 | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 同上 | |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 7.5%(最高税率) | | 同上 | |
| 全体 | 36.特記すべき事項 | 特になし | | | |

| カラチ(パキスタン) | | | | |
|---|-----------------------------|--|---|---|
| 1ドル=85.65パキスタン・ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | パキスタン・ルピー | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 174(月額) | 14,900(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 3,134ドル(268,567ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 495(月額) | 42,422(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 8,584ドル(735,544ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 1,029(月額) | 88,163(月額) | 出所: 同上 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 18,084ドル(1,282,729ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 292(月額) | 25,000(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 3,501ドル(300,000ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネジャー(課長クラス) | 1,050(月額) | 90,000(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 13,227ドル(1,133,333ルピー)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | n.a. | n.a. | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | n.a. | n.a. | |
| | 8. 法定最低賃金 | 82/月 | 7,000/月 | 出所: パキスタン官報 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.91ヵ月 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | n.a. | | |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: n.a. 2009年: 15.5% 2010年: n.a. | | 出所: パキスタン統計局 2009年は2008/09年度(08年7月~09年6月) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 14 | 1,236 | 出所: ヒアリング ポートカシム工業団地(市内中心部から約40km、国際空港から約25km) 50年間リースの用地料金 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 0.01 | 0.66 | 出所: 同上 ポートカシム工業団地(市内中心部から約40km、国際空港から約25km) 3年目から維持費0.82ルピー/m ² (月額)が別途必要 |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 17~21 | 1,469~1,808 | 出所: ヒアリング クリフトン地区スリー・ソード 税・諸経費含む 入居時6ヵ月前払い |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | n.a. | n.a. | |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 1,839~4,904(月額) | 157,500~420,000(月額) | 出所: カラチ開発公社 クリフトン地区スリー・ソード 500~1,000ルピー/平方ヤード 3~4寝室、客間、ダイニング付き 税・諸経費含む 礼金1ヵ月分、入居時6ヵ月前払い |
| | 17. 電話架設料 | 10 | 896 | 出所: パキスタン・テレコミュニケーション・オーソリテイ 売上税(GST)19.5%を含む |
| 通信費 | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 2.03 1分当たり通話料: (a) 0.02 (b) 0.04 | 月額基本料: 174 1分当たり通話料: (a) 1.31 (b) 3.29 | 出所: 同上 中央消費税(CED)21%を含む FED19.5%、WHT10%含む (a) 固定電話への発信 (b) 携帯電話への発信 |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.09 | 7.88 | 出所: 同上 固定電話への発信 FED19.5%、WHT10%含む |
| | 20. 携帯電話加入料 | 5.83 | 500 | 出所: モビリンク・パキスタン SIMカード使用税を含む |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 4.67 1分当たり通話料: (a) 0.02 (b) 0.02 | 月額基本料: 400 1分当たり通話料: (a) 1.31 (b) 1.97 | 出所: 同上 売上税(GST)19.5%、源泉税10%を含む (a) 同社間通話 (b) 他社との通話 |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 導入料金: 8.76 月額基本料: 8.18~93.51 | 導入料金: 750 月額基本料: 700~8,000 | 出所: ワールドコール・テレコム社 512kbps~10Mbps 6~10Mbpsの場合、別途、DOCSIS3ケーブルモデムの導入料金35.03ドル(3,000ルピー)が必要 |

| カラチ(パキスタン) | | | | | |
|---|------------------------|---|---|---|--|
| 1ドル=85.65パキスタン・ルピー(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | パキスタン・ルピー | 備考 | | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:4.08~11.679 1kWh当たり料金:0.94~27.18 | 月額基本料:350~1,000,340 1kWh当たり料金:80~2,328 | 出所:カラチ電力(KESC) 電力税3.5%、売上税(GST)16%等を含む 料金は使用ユニット数などによって異なる | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料:0.97~2.02 1kWh当たり料金:0.03~0.18 | 月額基本料:84~173 1kWh当たり料金:2.20~15.70 | 出所:同上 電力税6.0%、売上税(GST)16%を含む | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.37 | 月額基本料:なし 1m3当たり料金:31 | 出所:カラチ上下水道局(KWSB) 下水料、保金料、消防税(Fire Tax)及び売上税(GST)16%を含む 1,000ガロン当たり119パキスタンルピー | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:9.95 1m3当たり料金:なし | 月額基本料:853 1m3当たり料金:なし | 出所:同上 住居面積による固定料金制 下水料、保金料、消防税(Fire Tax)及び売上税(GST)16%を含む | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:152~175 1m3当たり料金:4.50~5.20 | 月額基本料:13,000~14,956 1m3当たり料金:386~444 | 出所:スィ南ガス公社(SSGC) 売上税(GST)16%を含む 天然ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料:1.73 1m3当たり料金:1.29~13.63 | 月額基本料:149 1m3当たり料金:110~1,167 | 同上 | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1)800 (2)605 (3)1,650 | (1)68,520 (2)51,818 (3)141,323 | 出所:アメリカン・プレジデント・ライン(APL) 都市名:カラチ 最寄り港:カラチ港 第3国仕向け港:ロサンゼルス港 (1)対日輸出:最寄り港(カラチ港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(カラチ港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(カラチ港) | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 0.85 | 73 | 出所:パキスタン石油公社 | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.92 | 79 | 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 35% | 出所:連邦歳入庁(FBR) | | |
| | 33. 個人所得税(%) | 25%(最高税率) | 出所:同上 個人事業者は0~25%(14段階)、給与所得者は0~20%(21段階) | | |
| | 34. 付加価値税(%) | 16%(GST)(標準税率) | 出所:パキスタン売上税法(Sales tax Act) 売上税(General Sales tax):0~25% | | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10%(最高税率) | 日本パキスタン条約第11条 | | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 10%(最高税率) | 日本パキスタン条約第10条 持株割合に応じ、5%、7%、10%の課税 | | |
| 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 10%(最高税率) | 日本パキスタン条約第12条 | | | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | 特になし | | | |

| ダッカ(バングラデシュ) | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|--|---|
| 1ドル=71.695タカ(2011年1月13日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | タカ | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 54(月額) | 3,781(月額) | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 1,015ドル(70,510タカ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 125(月額) | 8,685(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 2,774ドル(192,760タカ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 428(月額) | 29,751(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 8,149ドル(566,229タカ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 351(月額) | 24,400(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 3,797ドル(355,500タカ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 1,079(月額) | 75,000(月額) | 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 15,356ドル(1,067,000タカ)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 49~135(月額) | 3,500~10,000(月額) | 出所: ダッカ市内アパレル小売業4店舗へのヒアリング 月額、基本給のみ |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 28~181(月額) | 2,000~13,000(月額) | 出所: ダッカ市内ホテル11件へのヒアリング(ホテル内レストランウェイター給与) 月額、基本給のみ |
| | 8. 法定最低賃金 | (1)見習い/ヘルパー: 39~48(月額) (2)ジュニアオペレーター: 55~60(月額) (3)オペレーター: 61~66(月額) (4)シニアオペレーター: 67~77(月額) (5)熟練工: 109(月額) | 左記参照 | 出所: バングラデシュ輸出加工区庁(BEPZA)ガイドライン 業種および習熟度により金額の幅あり 輸出加工区(EPZ)外の縫製業に適用される最低賃金は以下の通り(2010年11月改定) (1)非熟練工: 3,000~3,210 タカ/月 (2)準熟練工: 3,455~4,120 タカ/月 (3)熟練工: 7,200~9,300タカ/月 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 2.86カ月 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 7.00~8.00% 被雇用者負担率: 7.00~8.00% | | 出所: バングラデシュ労働法2006 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2006/07年度: 7.76% 2007/08年度: 11.85% 2008/09年度: 18.90% | | 出所: バングラデシュ財務省「2010年版経済レビュー(Economic Review 2010)」 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | (1) 1,147~1,314 (2) 626~834 | (1) 82,224~94,184 (2) 44,850~59,800 | 出所: バングラデシュ輸出加工区庁(BEPZA) (1) テジガオン工業団地(ダッカ市内中心部、ジア国際空港から15km)、諸税17%(ダッカ市内に適用)含まず (2) トンギ工業団地(ダッカ近郊、ジア国際空港から5km)、諸税17%(ダッカ市内に適用)含まず ※いずれも外国法人による購入可、個人は不可 |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 土地: 0.08~0.18(月額) 工場: 1.25~2.75(月額) | 土地: 5.97~13.14(月額) 工場: 90~197(月額) | 出所: 同上 国内8カ所のEPZ 税・諸経費含まず |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 5.25~37.53 | 377~2,691 | 出所: ダッカ市内不動産業者 ダッカ市内中心部のビジネス街(グルシャヤン、ボナニ、カウランバザール、ウッタラ) 税・諸経費含まず(別途かかる。物件によって異なる) |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 6.26~52.54 | 449~3,767 | 市内中心部の商業地区(グルシャヤン、ボナニ) 基本賃料(家電、食料品、靴小売店等) |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 781~2,371 | 56,000~170,000 | 出所: ダッカ市内不動産業者 ダッカ市内中心部の高級住宅街(ボナニ地区、グルシャヤン地区) 1,600~3,700ft ² (150~340m ² 前後)、コンドミニアム、駐車場付き 税・諸経費(約10,000タカ/月)含まず |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 28 | 2,000 | 出所: バングラデシュ・テレコム社(BTCL) 開設経費、取付経費、保証金、VAT15%含まず |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 1.28 1分当たり通話料: (1) 0.05 (2) 0.01 | 月額基本料: 92 1分当たり通話料: (1) 0.34 (2) 0.74 | 出所: 同上 VAT15%含む (1) バングラデシュ・テレコム社(BTCL)間の通話 (2) バングラデシュ・テレコム社(BTCL)から他社/携帯への通話 |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 0.29 | 21 | 出所: 同上 VAT15%含む |

| ダッカ(バングラデシュ) | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|--|---|
| 1ドル=71.695タカ(2011年1月13日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | タカ | 備考 | |
| | 20. 携帯電話加入料 | 9.07 | 650 | 出所: グラミンフォン社 一般的な料金プラン (XplorePostpaid) の場合 |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 0.80 1分当たり通話料: 0.01~0.02 | 月額基本料: 57.5 1分当たり通話料: 0.56~1.50 | 出所: 同上 VAT15%含む |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期設定料: 139 モデム接続料: 62 月額基本料: なし 月額使用料: 56~670 | 初期設定料: 10,000 モデム接続料: 4,500 月額基本料: なし 月額使用料: 4,000~48,000 | 出所: グラミン・サイバーネット社 法人向け、 常時接続、128~2,048kbpsまで5種類の通信速度が選択可能 VAT15%含む |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 8.36 1kWh当たり料金: 0.02~0.08 | 月額基本料: 600 1kWh当たり料金: 1.56~5.79 | 出所: ダッカ電力供給公社 高電圧132KVの場合 料金は利用時間帯によって異なる VAT5%含む |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 0.28~0.84 1kWh当たり料金: 0.04~0.08 | 月額基本料: 20~60 1kWh当たり料金: 2.73~5.93 | 出所: 同上 使用料の単価は消費量によって異なる VAT5%含む |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.39 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 28 | 出所: ダッカ上下水道公社 VAT15%含む |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.12 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 8.75 | 同上 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.03~0.13 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 2.57~9.46 | 出所: 電力・エネルギー・鉱物資源省 使用目的(業種)によって料金が異なる VAT15%含む |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 0.07 | 月額基本料: なし 1m3当たり料金: 5.17 | 出所: 同上 家庭にメーターがある場合の料金 VAT15%含む |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 1,500 (2) 2,962 (3) 2,000 | 左記参照 | 出所: 日系企業にヒアリング 最寄港: チッタゴン港 税・諸経費含まず (1) 対日輸出: 最寄り港(チッタゴン港)→横浜港 (2) 対米輸出: 最寄り港(チッタゴン港)→ロサンゼルス港 (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(チッタゴン港) |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.07 | 77 | 法定価格 |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 0.61 | 44 | 法定価格 |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 37.5% | | 出所: バングラデシュ財務省 非上場企業の場合 上場企業: 27.5% 金融・保険業: 42.5% 携帯通信業: 45% |
| | 33. 個人所得税(%) | 25%(最高税率) | | 出所: 同上 0~25%(5段階)の累進課税 |
| | 34. 付加価値税(%) | 15%(VAT)(標準税率) | | 出所: 同上 |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 日バ租税条約 (1991年8月7日付SRO No.235/91) |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 15%(最高税率) | | 日バ租税条約 配当を支払う法人の25%以上の株式を有している場合は10% (1991年8月7日付SRO No.235/91) |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 10%(最高税率) | | 日バ租税条約 (1991年8月7日付SRO No.235/91) |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | なし | | |

| シドニー(オーストラリア) | | | | |
|--|-----------------------------|--|---|----------------|
| 1米ドル=1.00361豪ドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | 豪ドル | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般工職) | 3,690(月額) | 4,099(月額) 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 46,743ドル(51,913豪ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 5,404(月額) | 6,002(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 69,703ドル(77,335豪ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 7,414(月額) | 8,234(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 98,761ドル(109,686豪ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 3,992(月額) | 4,434(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 54,133ドル(60,121豪ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 7,130(月額) | 7,919(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ジェットロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 100,463ドル(111,576豪ドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 4,063(月額) | 4,078(月額) 出所: 政府統計局(ABS)、2010年8月 ニューサウスウェルズ州、基本給と諸手当を含む、残業代を含まず | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 3,987(月額) | 4,002(月額) 同上 | |
| | 8. 法定最低賃金 | 2,460.72(月額) | 2,469.60(月額) 改定日: Fair Work Australia、2010年7月1日に改定 オーストラリア全州の法定最低賃金 | |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 0.83ヵ月 | 左記参照 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ジェットロ実施) | |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 9%(年金9%) 被雇用者負担率: 1.5%(医療保険1.5%) | | 出所: 国税局 |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2007年: 3.84% 2008年: 3.81% 2009年: 3.46% | | 出所: 政府統計局(ABS) |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 1,644~2,192 | 1,650~2,200 出所: 不動産会社Cushman&Wakefield社のレポート、シドニー市中西部から北部、物品・サービス税(10%)を含まず | |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 11.63~13.70(月額) | 11.67~13.75(月額) 出所: 同上 | |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 39.03(月額) | 39.17(月額) 出所: 同上 | |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 1m2当たり料金: 82.58(月額) | 1m2当たり料金: 82.88(月額) ストリート名・施設名: シドニー市内中心部ビット通り 物品サービス税(10%)を含まず | |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 3,507(月額) | 3,520(月額) 出所: 不動産会社へのヒアリング モスマン地区、3ベッドルームコンドミニアム、129.50m2 物品・サービス税(10%)は課されない | |
| 通信費 | 17. 電話架設料 | 58.79 | 59.00 出所: テルストラ社 工事なしで開通できる場合、新設の場合は299豪ドル 物品サービス税(10%)を含む | |
| | 18. 電話利用料 | 月額基本料: 28.85 1通話当たり接続料: 0.20 | 月額基本料: 28.95 1通話当たり接続料: 0.20 出所: 同上 HomeLineCompleteプラン 同市内1通話当たり通話料は時間無制限 物品サービス税(10%)含む | |
| | 19. 国際通話料金(日本向け3分) | 1.64 | 1.65 出所: 同上 接続料(0.45豪ドル)を含む。物品サービス税(10%)を含む | |
| | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし 出所: 同上 | |

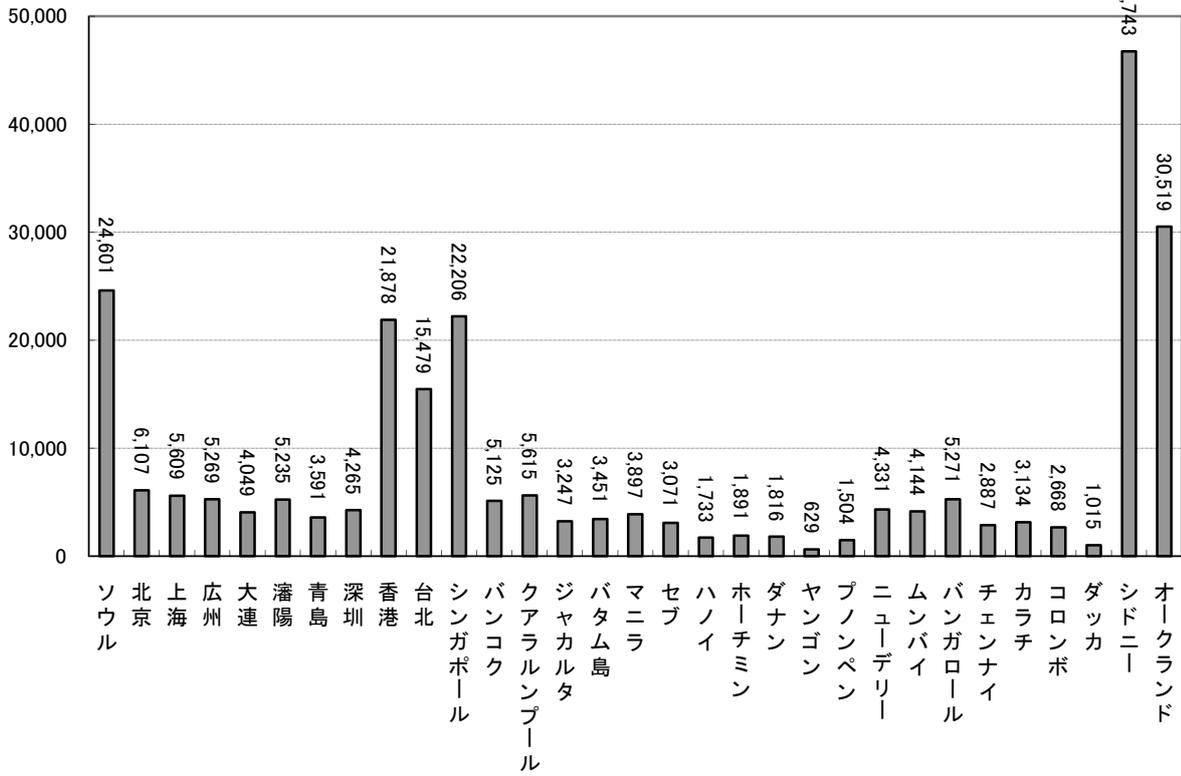
| シドニー(オーストラリア) | | | | | |
|--|--------------------------|--|--|--|--|
| 1米ドル=1.00361豪ドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | | |
| | 米ドル | 豪ドル | 備考 | | |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 59.78 1分当たり通話料: 0.79 | 月額基本料: 60.00 1分当たり通話料: 0.79 | 出所: 同上 Memberプラン60、物品サービス税(10%)を含む 月額基本使用料は無料通話分(60豪ドル)を含む 1分当たり通話料は接続料(0.27豪ドル)を含む | |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 初期契約料: なし 月額基本料: 59.77 | 初期契約料: なし 月額基本料: 59.99 | 出所: TPG社 24,000kbps/1.024kbps ADSL2、利用時間無制限、ダウンロード無制限 物品サービス税(10%)を含む | |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 26.60 1kWh当たり料金: 0.19 | 月額基本料: 26.70 1kWh当たり料金: 0.19 | 出所: エナジー・オーストラリア社 物品サービス税(10%)を含む | |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 14.14 1kWh当たり料金: 0.19 | 月額基本料: 14.19 1kWh当たり料金: 0.19 | 出所: 同上 物品サービス税(10%)を含む | |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 30.45~9.359 1m3当たり料金: 2.00 | 月額基本料: 30.56~9.393 1m3当たり料金: 2.01 | 出所: シドニー・ウォーター社 月額基本料は口径によって異なる 物品サービス税(10%)は掛からず | |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 10.39~43.81 1m3当たり料金: 2.01 | 月額基本料: 10.43~43.97 1m3当たり料金: 2.01 | 出所: 同上 | |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 20.10 1MJ当たり料金(1日当たりの使用量): (1) 41.096MJまで: 0.0194 (2) 41.096~49.315MJ: 0.0182 (3) 49.315~189.041MJ: 0.0181 (4) 189.041~2,456.753MJ: 0.0172 (5) 2,456.753~10,964.384MJ: 0.0159 (6) 10,964.384MJ以上: 0.0155 | 月額基本料: 20.18 1MJ当たり料金(1日当たりの使用量): (1) 41.096MJまで: 0.0195 (2) 41.096~49.315MJ: 0.0183 (3) 49.315~189.041MJ: 0.0182 (4) 189.041~2,456.753MJ: 0.0173 (5) 2,456.753~10,964.384MJ: 0.0160 (6) 10,964.384MJ以上: 0.0156 | 出所: AGL社 物品サービス税(10%)を含む 都市ガス | |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 17.16 1MJ当たり料金(1日当たりの使用量): (1) 41.096MJまで: 0.0194 (2) 41.096~49.315MJ: 0.0186 (3) 49.315~189.041MJ: 0.0179 (4) 189.041~2,456.753MJ: 0.0174 (5) 2,456.753~10,964.384MJ: 0.0173 (6) それ以上: 0.0172 | 月額基本料: 17.22 1MJ当たり料金(1日当たりの使用量): (1) 41.096MJまで: 0.0195 (2) 41.096~49.315MJ: 0.0187 (3) 49.315~189.041MJ: 0.0180 (4) 189.041~2,456.753MJ: 0.0175 (5) 2,456.753~10,964.384MJ: 0.0174 (6) それ以上: 0.0173 | 出所: 同上 物品サービス税(10%)を含む 都市ガス | |
| 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 1,100~4,600 (2) 4,700~7,100 (3) 3,850 | 米ドル建て | 出所: 日系輸送会社へのヒアリング 最寄り港: シドニー港 輸送費は要冷蔵のもの等、品目により異なる (1) 対日輸出: 最寄り港(シドニー港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港(シドニー港)→第3国仕向け港(シンガポール経由)→ロサンゼルス港 (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(シドニー港) | |
| | 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | 1.292 | 1.297 | 出所: MotorMouth調査会社、シドニー地区の平均価格(2010年12月) 物品サービス税(10%)を含む | |
| | 31. 軽油価格(1リットル) | 1.31 | 1.31 | 出所: 同上 | |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 国税: 30% | | 出所: 国税局 | |
| | 33. 個人所得税(%) | 45% (最高税率) | | 出所: 同上 0~45%の5段階累進課税。45%は年収180,001豪ドル以上 | |
| | 34. 付加価値税(%) | 10% (標準税率) | | 出所: 同上 物品・サービス税 | |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 10% (最高税率) | | 日豪新租税条約第11条(2008年12月発効) | |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 15% (最高税率) | | 日豪新租税条約第10条(2008年12月発効) | |
| | 37. 日本へのロイヤルティ送金課税(%) | 5% (最高税率) | | 日豪新租税条約第12条(2008年12月発効) | |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | なし | | | |

| オークランド(ニュージーランド) | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|--|
| 1米ドル=1.2771NZドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | NZドル | 備考 | |
| 賃金 | 1. ワーカー(一般職) | 2,306(月額) | 3,225(月額) 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度の作業員の場合 年間負担総額: 30,519ドル(42,683NZドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 2. エンジニア(中堅技術者) | 3,490(月額) | 4,881(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、専門学校/大卒以上、かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合 年間負担総額: 44,370ドル(62,056NZドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 3. 中間管理職(課長クラス) | 5,338(月額) | 7,466(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施 米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネジャーの場合 年間負担総額: 66,855ドル(93,503NZドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 4. 非製造業のスタッフ(一般職) | 3,432(月額) | 4,800(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、実務経験3年程度のスタッフの場合 年間負担総額: 37,150ドル(51,958NZドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 5. 非製造業のマネージャー(課長クラス) | 6,084(月額) | 8,510(月額) 出所: 同上 2010年8~9月ゼロ実施、米ドルへの換算は8月の平均レートを適用 正規雇用、基本給、大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合 年間負担総額: 63,381ドル(88,645NZドル)(基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などを含む) | |
| | 6. 店舗スタッフ(アパレル) | 2,893(月額) | 3,694(月額) 出所: EMA(Employers Manufactures Association) 基本給与のみ | |
| | 7. 店舗スタッフ(飲食) | 2,412(月額) | 3,080(月額) 同上 | |
| | 8. 法定最低賃金 | (1) 7.99/時 (2) 9.98/時 | (1) 10.20/時 (2) 12.75/時 | 出所: 労働省 改定日: 2010年4月1日 給与算出は週単位が基本で2週間払い、月払いがある。3ヶ月間(または200時間)のトレーニング期間あり。 (1) 初めての勤務経験者でトレーニング期間中の場合 (2) 勤務3ヵ月後、または勤務200時間後の場合 (1)、(2)ともに16歳以上 |
| | 9. 賞与支給額(固定賞与+変動賞与) | 1.08ヵ月 | 左記参照 | 出所: 2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2010年8~9月ゼロ実施) |
| | 10. 社会保険負担率 | 雇用者負担率: 1.70% 被雇用者負担率: 2.04% その他: Kiwisaver(任意の貯蓄型年金制度) 雇用主負担率: 総所得額の2% 被雇用者負担率: 総所得額の2%、4%、8%(いずれから選択) | | 出所: 事故補償公社(ACC)、IRD(国税局) |
| | 11. 名目賃金上昇率 | 2008年: 3.6% 2009年: 2.9% 2010年: 1.6% | | 出所: 政府統計局 |
| 地価・事務所賃料等 | 12. 工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり) | 276 | 353 出所: CB Richard Ellis社統計 イースト・タマキ地区(空港から30分)、不動産税、弁護士代、保険料などは別途かかる 建物付き物件がほとんどで、土地だけの売買は少ない。 土地のみの場合、電気、水道、電話などの接続工費が生じることがある GSTを含む | |
| | 13. 工業団地借料(平方メートル当たり) | 5.03~7.96 | 6.42~10.16 出所: 同上 オークランド地区 不動産税、弁護士代、保険料などは別途かかる、GSTを含む | |
| | 14. 事務所賃料(平方メートル当たり) | 8.63~42.02 | 11.02~53.67 出所: 同上 オークランド中心地ビジネス街 不動産税、弁護士代、保険料などは別途かかる、GSTを含む | |
| | 15. 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 | 123.82~228.87 | 158.13~292.29 オークランドCBD・クイーン通り CB Richard Ellies 社統計より 別途、地方税、弁護士代、保険代などかかる | |
| | 16. 駐在員用住宅借上料 | 3,393 | 4,333 出所: 現地駐在員へのヒアリング Kohimarama地区(駐在員が多い海岸線地域、空港から約40分) 4寝室、1勉強部屋、ラウンジ、キッチン、バスルーム2部屋 駐車場(2台分)、庭の手入れ代込 頭金として2週間~1ヶ月分の家賃、契約解除の場合は1ヶ月前までに書面での通知が必要 | |
| | 通信費 | 17. 電話架設料 | 165 | 211 出所: テレコム社 左記はライン1本での料金、必要本数などにより取付料が異なる GSTを含む、電話機の購入または賃借が必要 |
| 18. 電話利用料 | | 月額基本料: 46.78 1分当たり通話料: (1) 0.11 (2) 0.26 (3) 0.30 | 月額基本料: 59.74 1分当たり通話料: (1) 0.14 (2) 0.33 (3) 0.38 出所: 同上 左記は最も利用されるプランを記載。多種のプランがあり、契約期間や条件によって料金は異なる 1分当たり通話料: (1) 国内 (2) 同社携帯電話向け (3) 他社携帯電話向け GSTを含む | |
| 19. 国際通話料金(日本向け3分) | | (1) 1.35 (2) 1.48 | (1) 1.73 (2) 1.89 出所: 同上 左記は最も利用されるプランを記載。多種のプランがあり、契約期間や条件によって料金は異なる (1) 固定電話の場合 (2) 携帯電話の場合 GSTを含む | |

| オークランド(ニュージーランド) | | | | |
|--|--------------------------|--|--|---|
| 1米ドル=1.2771NZドル(2011年1月14日付インターバンクレート) | | | | |
| | 米ドル | NZドル | 備考 | |
| 公共料金 | 20. 携帯電話加入料 | なし | なし | 出所: 同上 携帯電話機の購入が必要。機種によって料金は異なる |
| | 21. 携帯電話基本通話料 | 月額基本料: 23.97~640.30 1分当たり通話料: 0.25~0.47 | 月額基本料: 30.61~817.73 1分当たり通話料: 0.32~0.60 | 出所: 同上 多種のプランがあり、契約期間や条件によって料金は異なる 最も利用されるプランは月額基本料: 39.6ドル(50.6NZドル)、通話料: 0.40ドル(0.51NZドル) 海外向け通話料は、地域によって料金が異なる、GSTを含む |
| | 22. インターネット接続料金(ブロードバンド) | 71.99 | 91.94 | 出所: 同上 左記は最も利用されるプラン(ランドラインとインターネット接続料金がセットになっている) インターネットに接続するためには、ランドライン(自宅または事務所への電話回線接続)が必要。 多くの場合は、ランドラインとインターネット接続料金とがセットになっている |
| 公共料金 | 23. 業務用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 25.89 1kWh当たり料金: 0.16 | 月額基本料: 33.07 1kWh当たり料金: 0.21 | 出所: コンタクトエネルギー社 左記は、Auckland Central地域で最も安いプラン。多種のプランがあり、地域や使用量によって料金は異なる GSTを含む |
| | 24. 一般用電気料金(kWh当たり) | 月額基本料: 4.05 1kWh当たり料金: 0.12 | 月額基本料: 5.17 1kWh当たり料金: 0.15 | 同上 |
| | 25. 業務用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 5.40 産業用下水: 39.10/月 1m3当たり料金: (1) 1.27 (2) 3.04 | 月額基本料: 6.90 産業用下水: 49.93/月 1m3当たり料金: (1) 1.62 (2) 3.88 | 出所: ウォーターケアサービス社 左記はオークランド市内の基本料金。地域により料金は異なる。GSTを含む 産業用下水: 最低額 (1) 上水 (2) 下水 |
| | 26. 一般用水道料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 5.40 1m3当たり料金: (1) 1.27 (2) 3.04 | 月額基本料: 6.90 1m3当たり料金: (1) 1.62 (2) 3.88 | 出所: 同上 GSTを含む (1) 上水 (2) 下水 |
| | 27. 業務用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 35.23 1m3当たり料金: 0.07 | 月額基本料: 44.99 1m3当たり料金: 0.09 | 出所: コンタクトエネルギー社 左記はAuckland Central地域で最も安いプラン 地域や使用量によって料金は異なる |
| | 28. 一般用ガス料金(立方メートル当たり) | 月額基本料: 30.03 1m3当たり料金: 0.06 | 月額基本料: 38.35 1m3当たり料金: 0.08 | 出所: 同上 左記はAuckland Central地域の一律料金 地域や使用量によって料金は異なる |
| | 輸送 | 29. コンテナ輸送(40ftコンテナ) | (1) 2,800.09 (2) 3,440.11 (3) 3,900.12 | (1) 3,575.99 (2) 4,393.36 (3) 4,980.84 |
| 30. レギュラーガソリン価格(1リットル) | | 1.77~1.87 | 2.26~2.39 | 出所: Price Watch GST含む |
| 31. 軽油価格(1リットル) | | 1.19~1.23 | 1.52~1.57 | 出所: 同上 GST含む |
| 税制 | 32. 法人所得税(%) | 国税: 30% (2012年度より28%に引き下がる予定) | | 出所: 国税局(IRD) |
| | 33. 個人所得税(%) | 33% (最高税率) | | 出所: 同上 税率は総額に一律での算出ではなく、下記金額ごとに所得税が算出される。 (1) 14,000NZドルまで: 10.5% (2) 14,001~48,000NZドルまで: 17.5% (3) 48,001~70,000NZドルまで: 30% (4) 70,001NZドル~: 33% 税金種別申告無しの場合: 45% 賞与分の所得税は、税率範囲内での一律税率にて所得税は算出される。 |
| | 34. 付加価値税(%) | 15% (GST)(標準税率) | | 出所: 同上 付加価値税に準ずる税: GST(Good Service Tax) 標準税率: 15% |
| | 35. 日本への利子送金課税(%) | 15% (最高税率) | | 出所: 同上 日本との租税条約: 重複課税協定 政令1963 |
| | 36. 日本への配当送金課税(%) | 15% (最高税率) | | 同上 |
| | 37. 日本へのロイヤルティー送金課税(%) | 15% (最高税率) | | 同上 |
| 全体 | 36. 特記すべき事項 | なし | | |

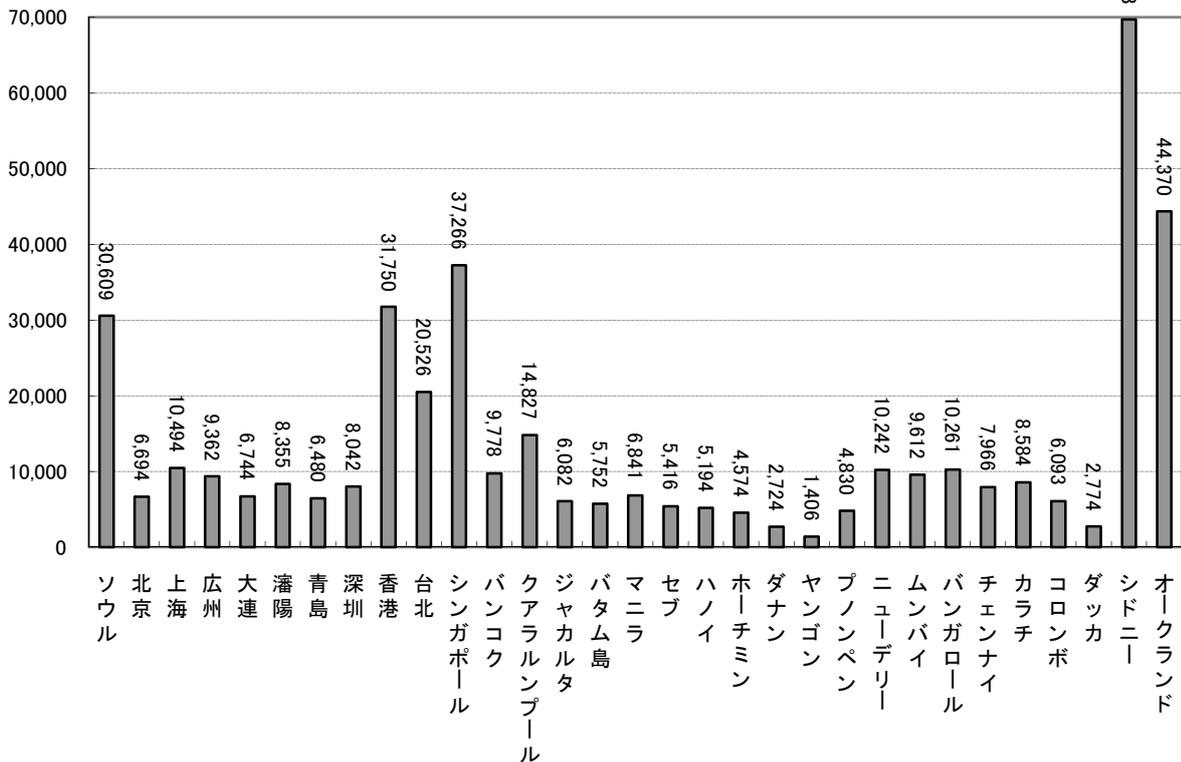
ワーカー(一般工職)年間実負担額

(単位:ドル)



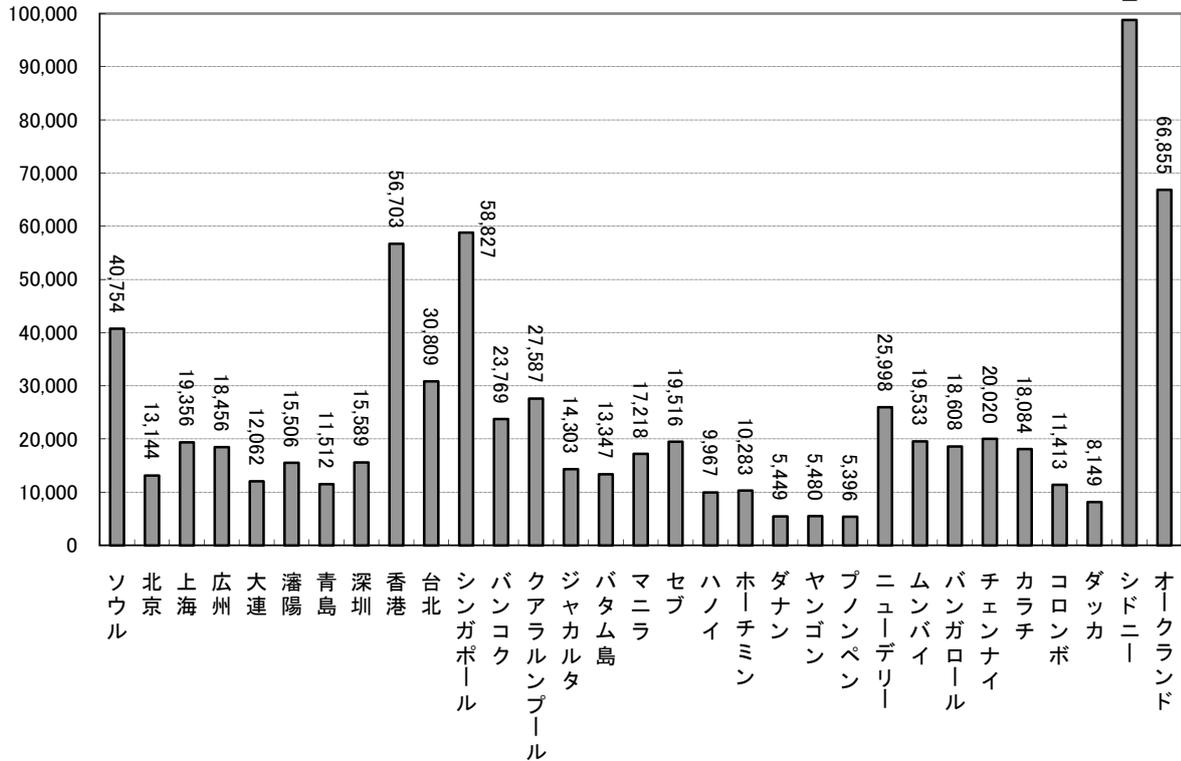
エンジニア(中堅技術者)年間実負担額

(単位:ドル)



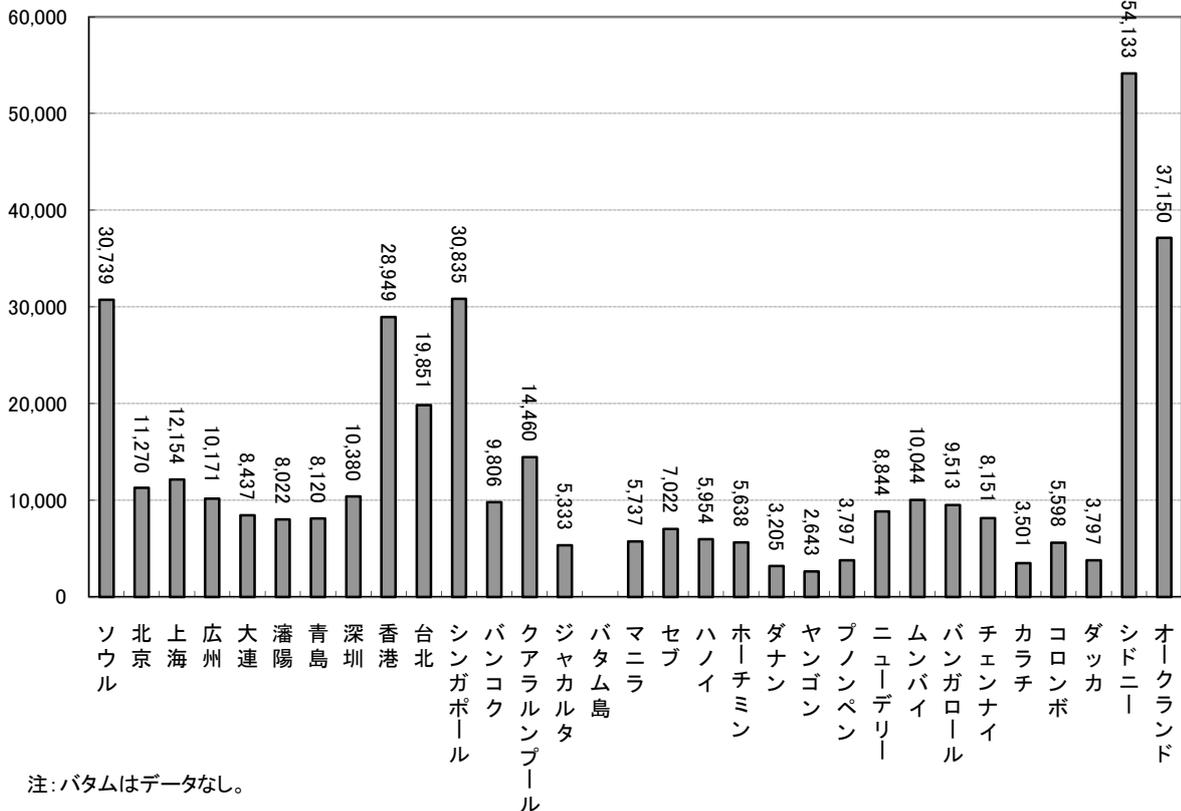
(単位:ドル)

中間管理職(課長クラス)年間実負担額



(単位:ドル)

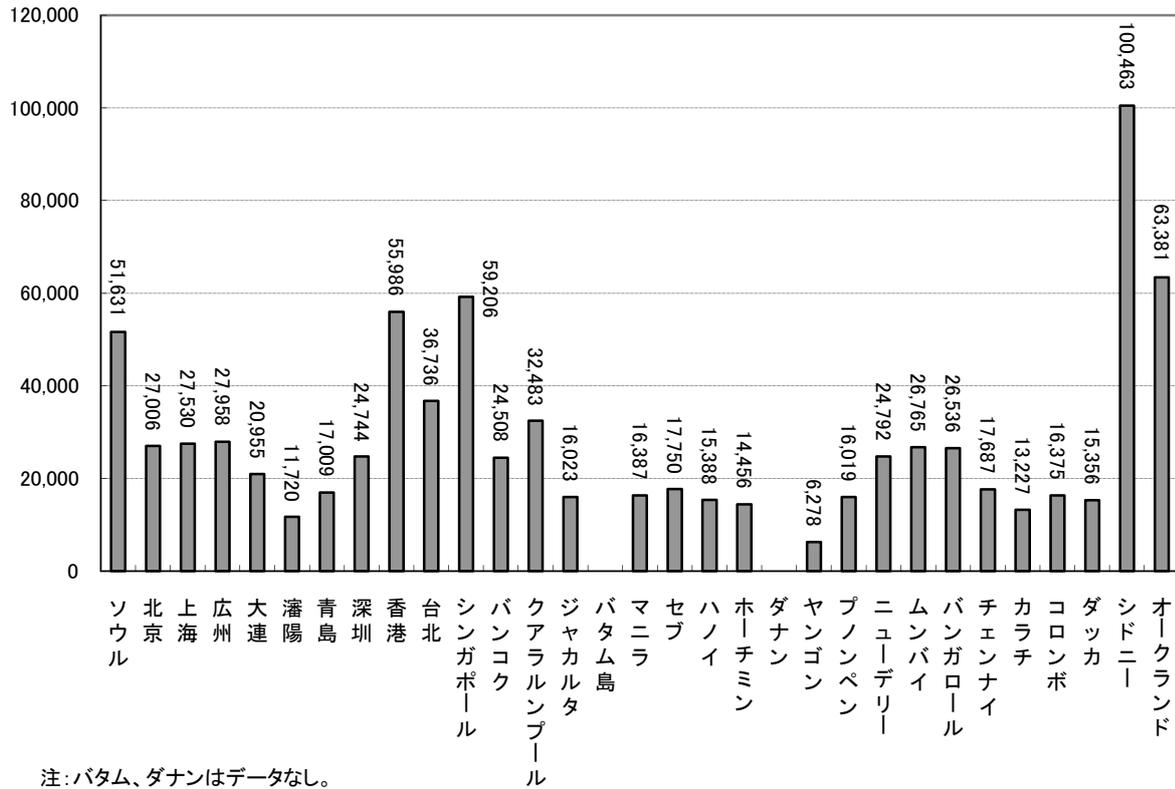
非製造業スタッフ(一般職)年間実負担額



注:バタムはデータなし。

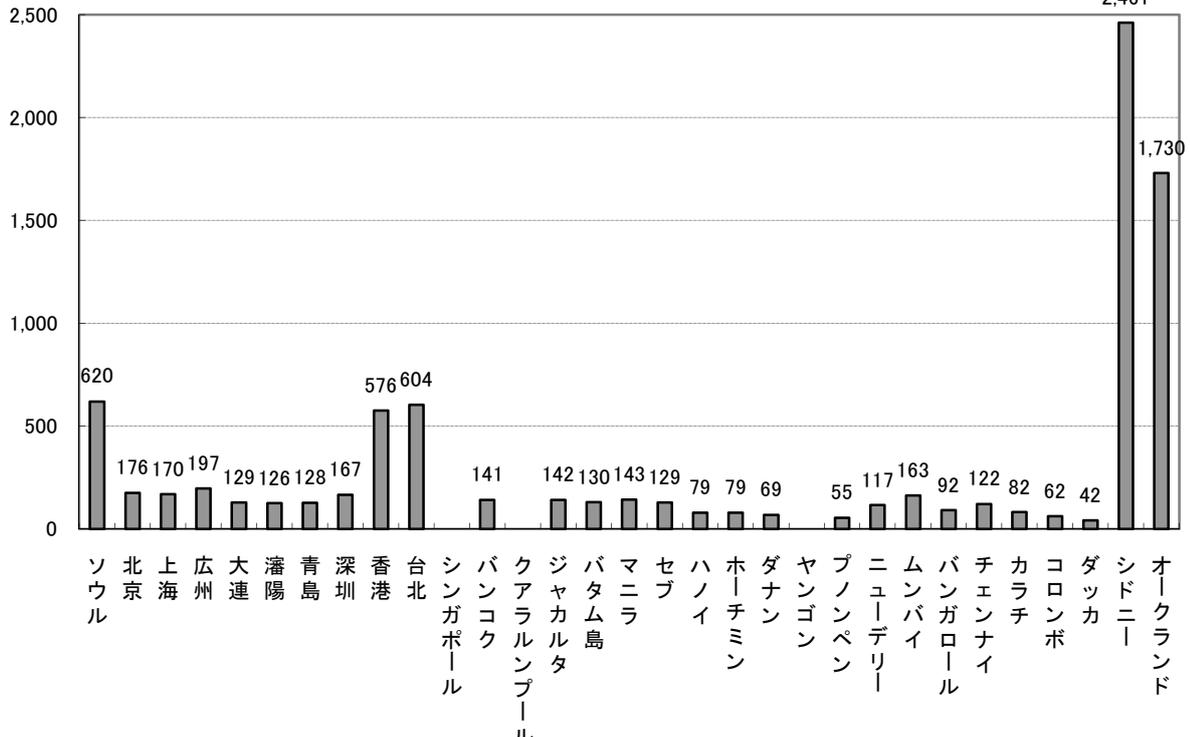
非製造業マネージャー（営業担当課長）年間実負担額

(単位:ドル)



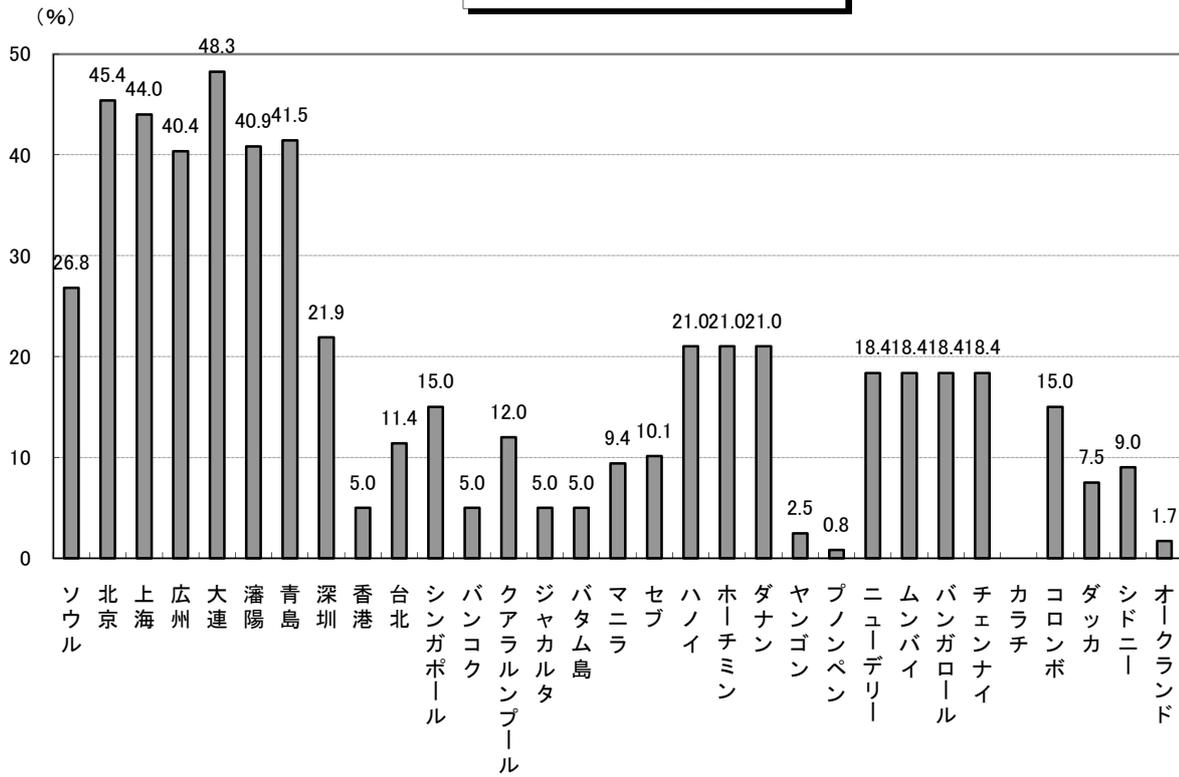
法定最低賃金(月額)

(単位:ドル)



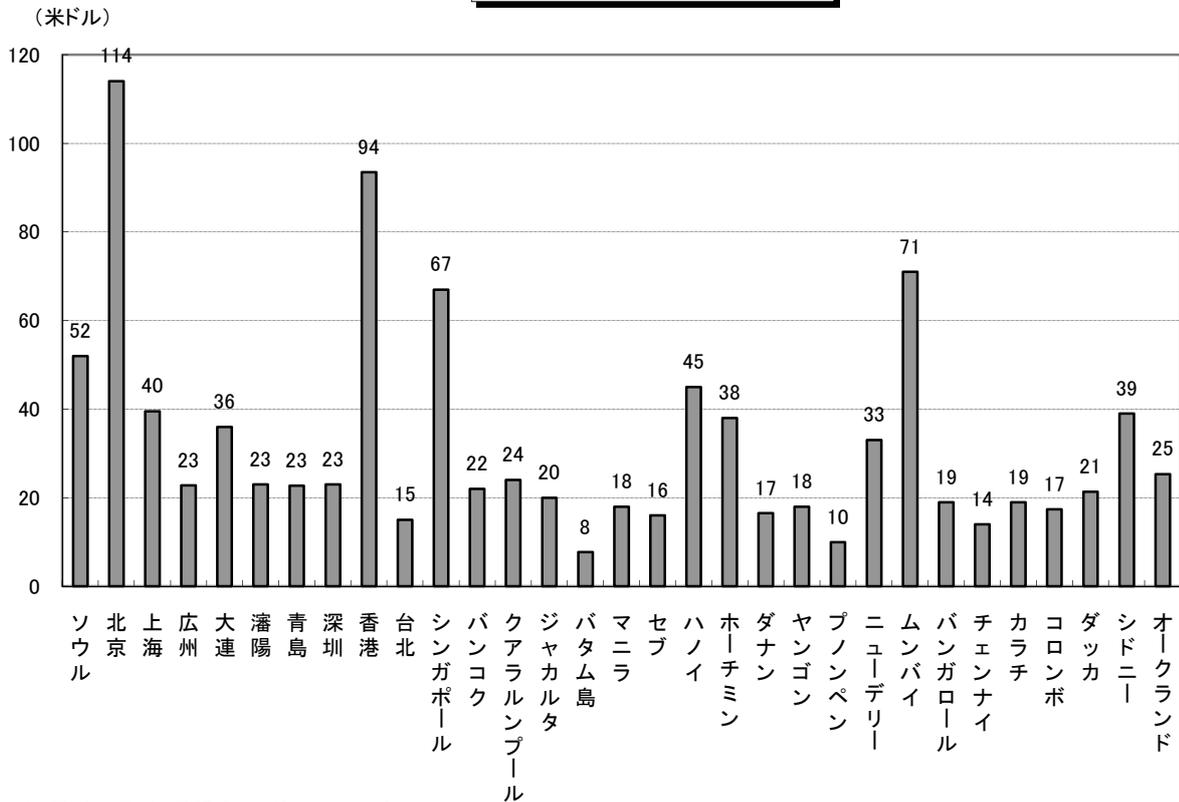
注:ニューデリー、ムンバイ、コロombo、ダッカは非熟練工。ソウル、バンコク、マニラ、セブ、ムンバイは日額の規定を月額換算(20日/月)。香港、シドニーは時給の規定を月額換算(8時間/日、20日/月)。シンガポール、クアラルンプール関連法令なし。ヤンゴンは金額規定なし。地区により違いがある場合は平均値にて算出。オークランドは時給の規程を月額換算(8時間×5日×52週÷12カ月)。

社会保障負担率(雇用者負担)



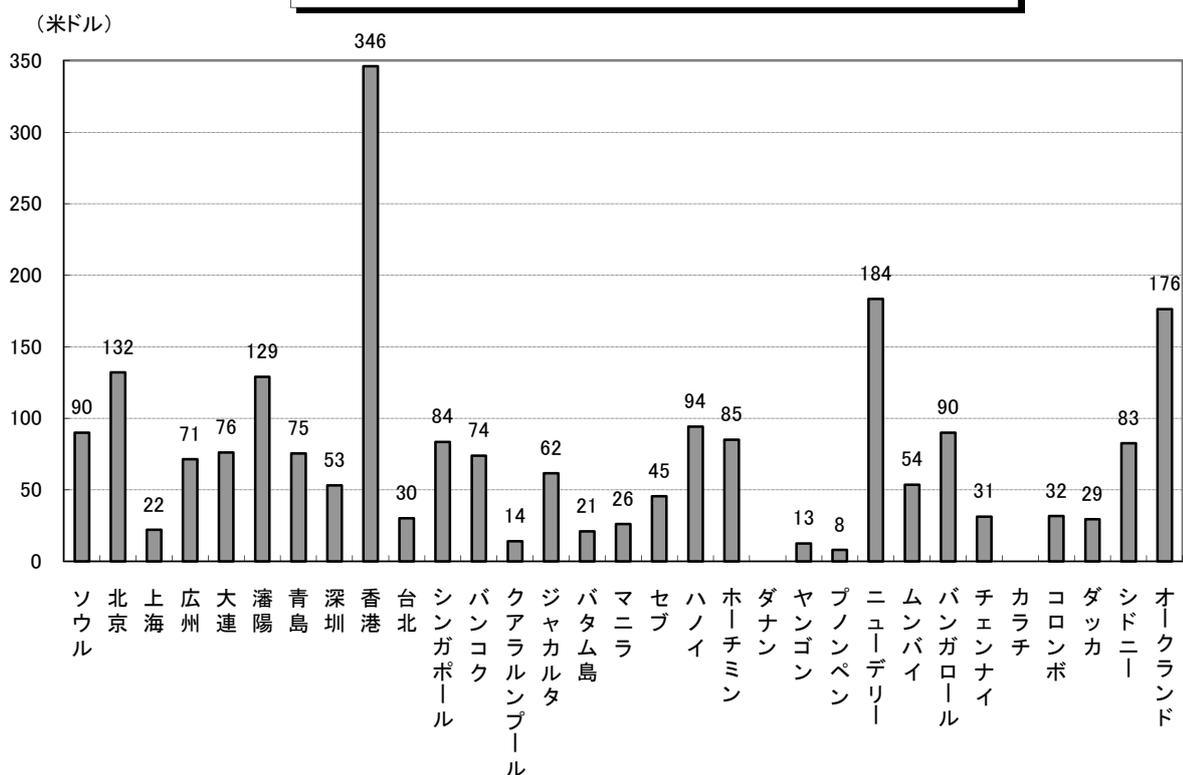
注:年金、医療保険、雇用保険などの雇用者負担率(月額給与に対する割合)の合計。カラチは公式データなし。負担率に幅がある場合、平均値にて算出。

事務所賃料(月額)(m2当たり)



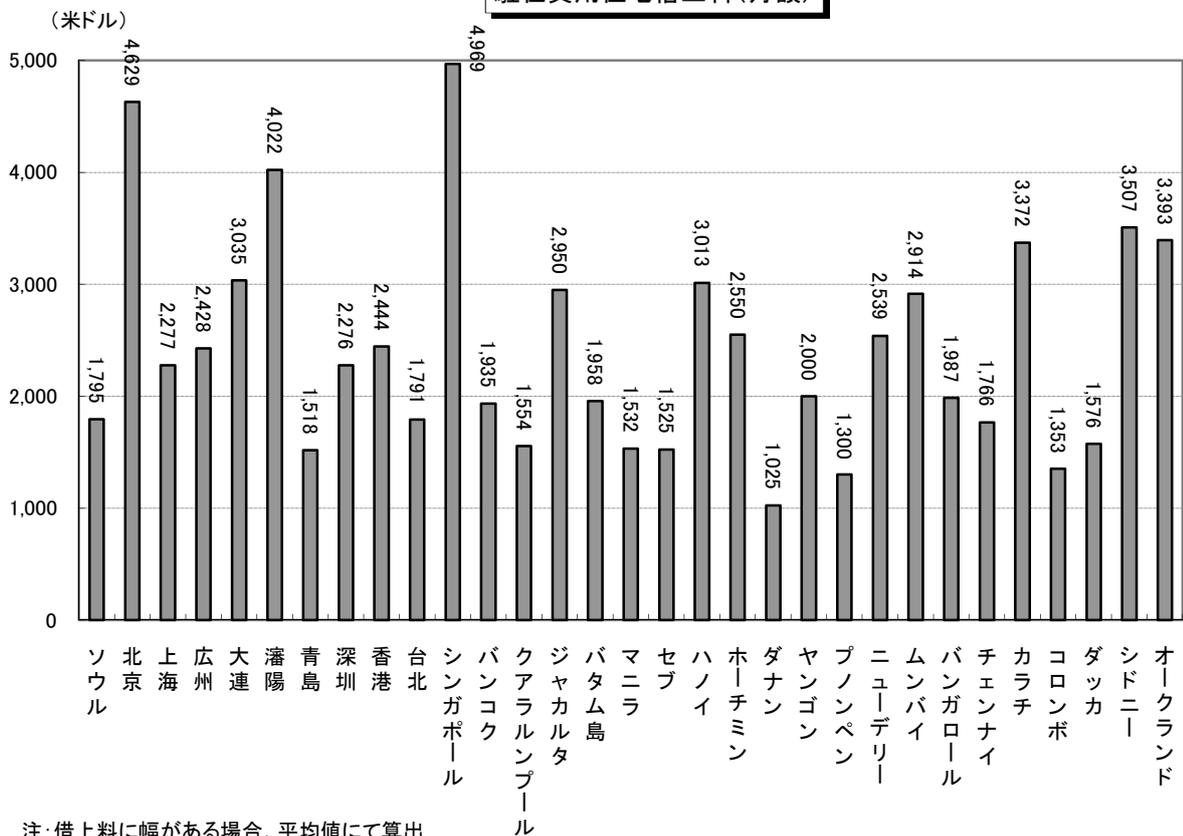
注:賃料に幅がある場合、平均値にて算出

市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料(月額)(m2当たり)



注:ダナン、カラチはデータなし。賃料に幅がある場合、平均値にて算出。

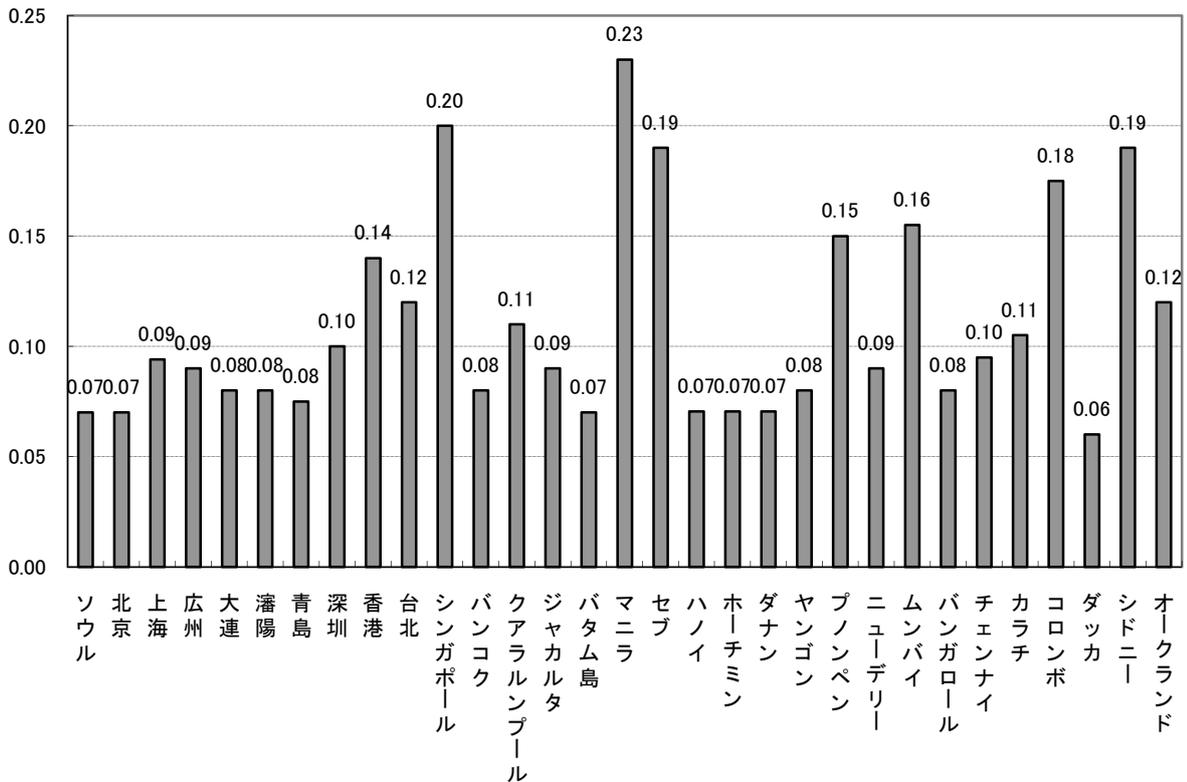
駐在員用住宅借上料(月額)



注:借上料に幅がある場合、平均値にて算出

一般電気料金 (kWhあたり)

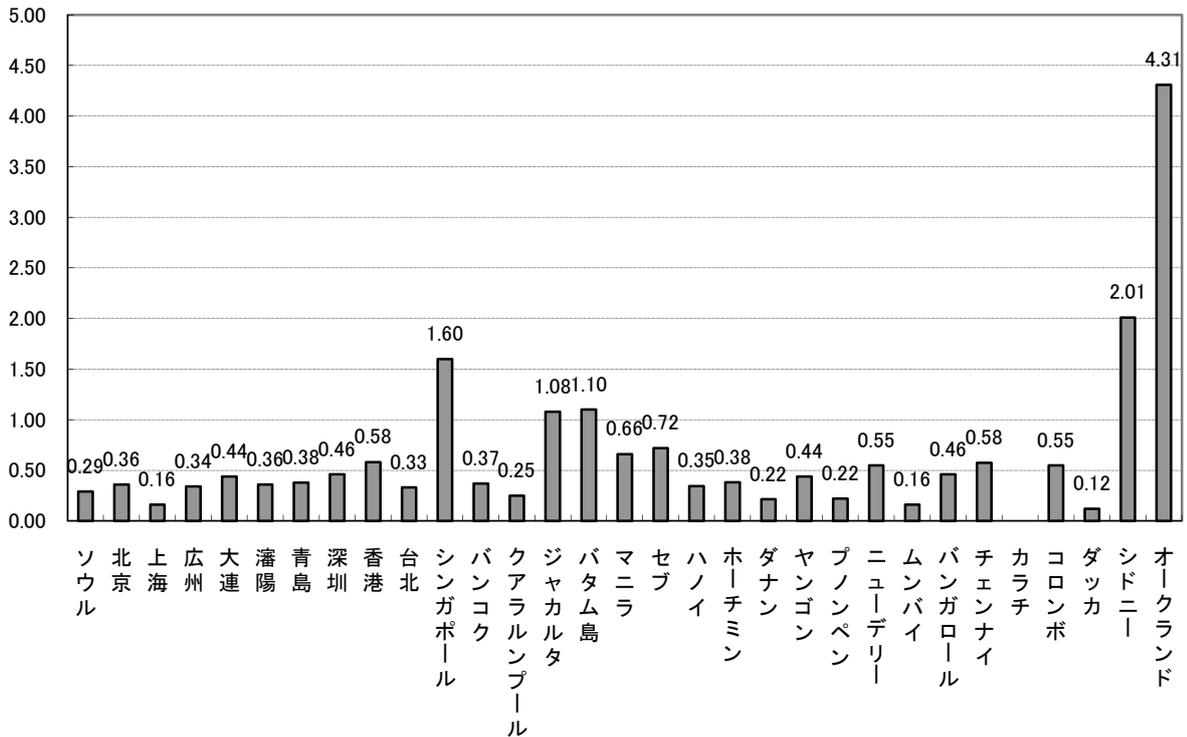
(単位:ドル)



注:基本料金は含まない。料金に幅がある場合、平均値にて算出

一般水道料金 (1m3あたり)

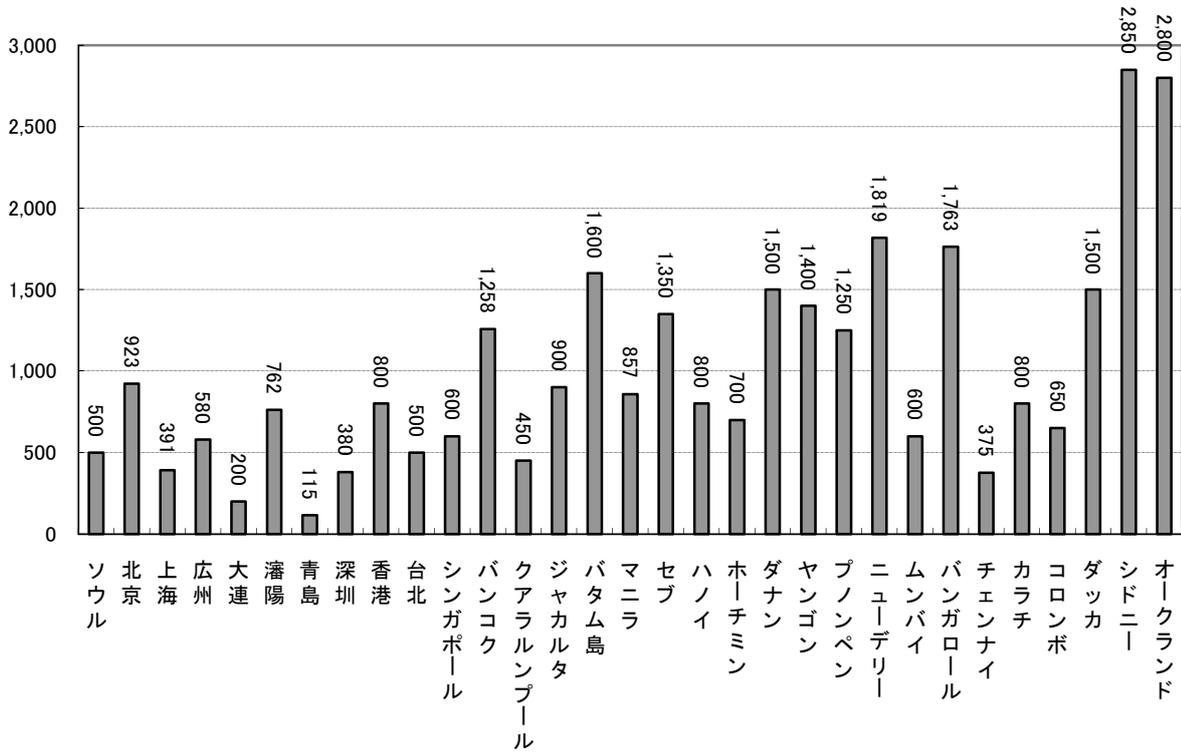
(単位:ドル)



注:基本料金は含まない。料金に幅がある場合、平均値にて算出。カラチは住居面積による固定料金のため、記載していない
オークランドは下水料金含む

コンテナ輸送費(40フィートコンテナ、最寄港→横浜港)

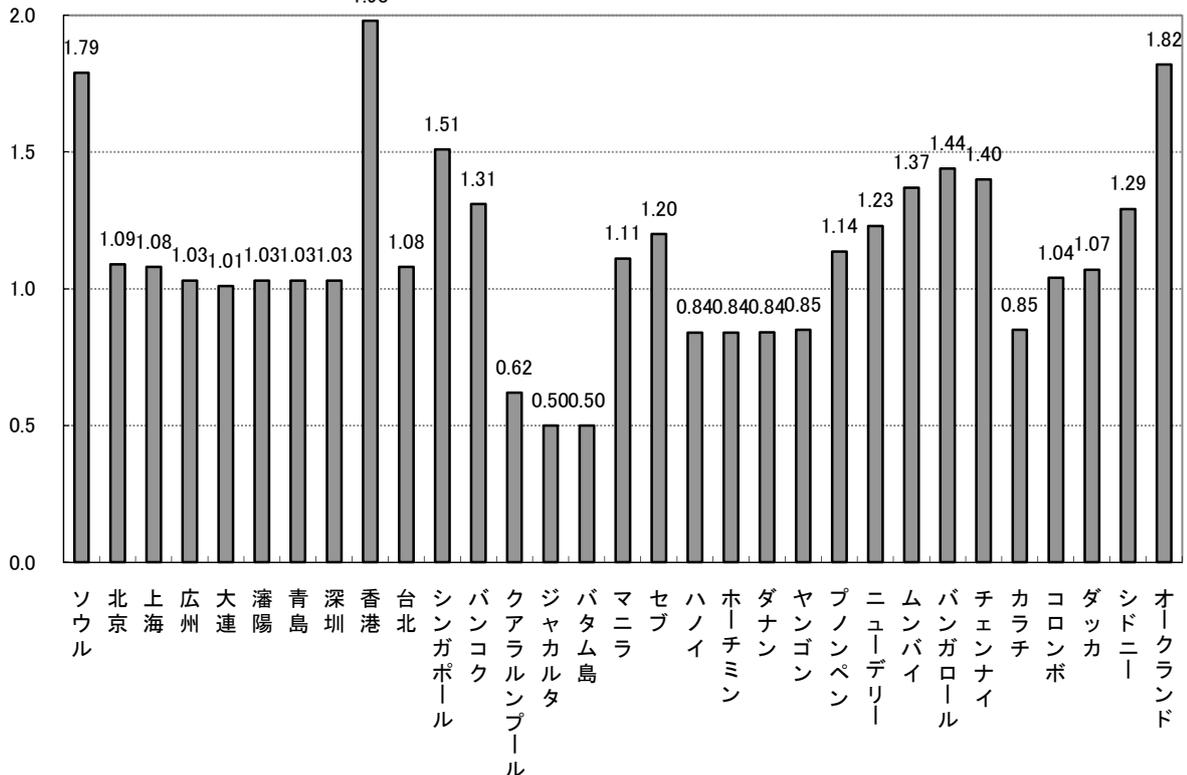
(米ドル)



注: 輸送費に幅がある場合、平均値にて算出

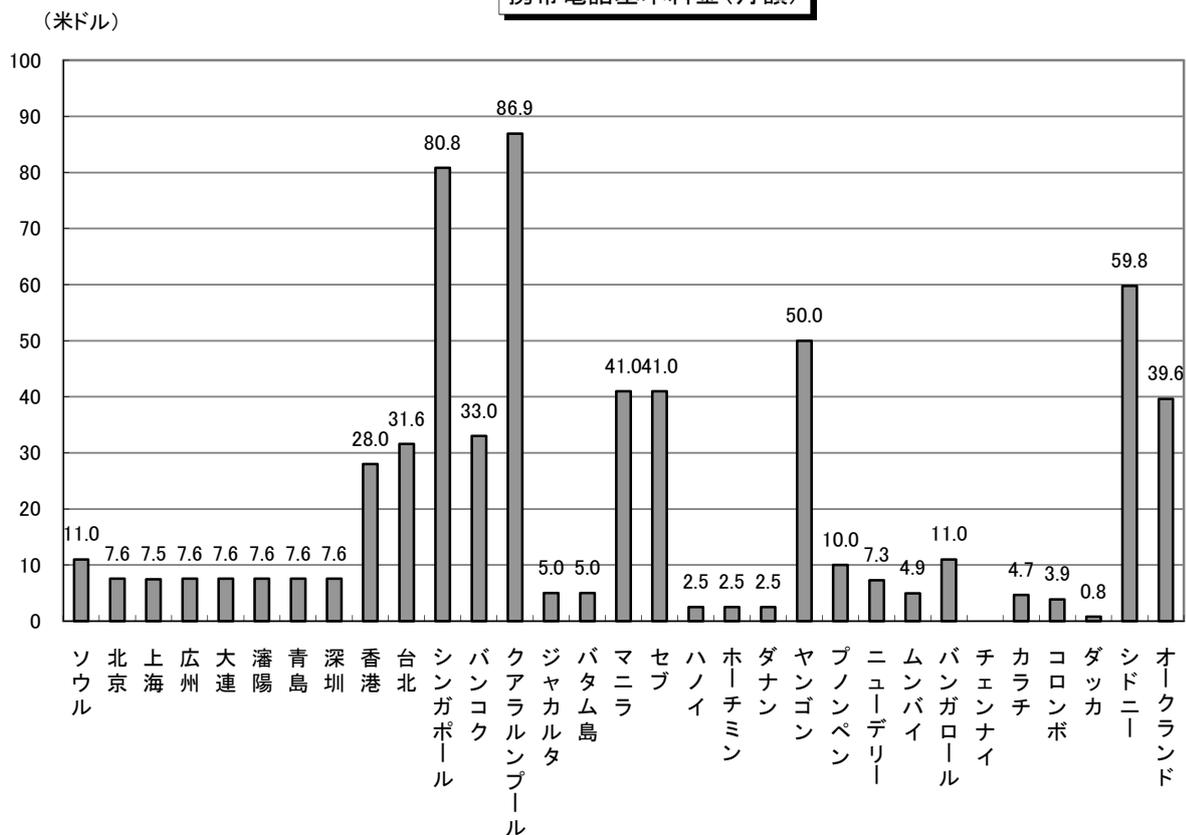
レギュラーガソリン価格(1リットル)

(米ドル)



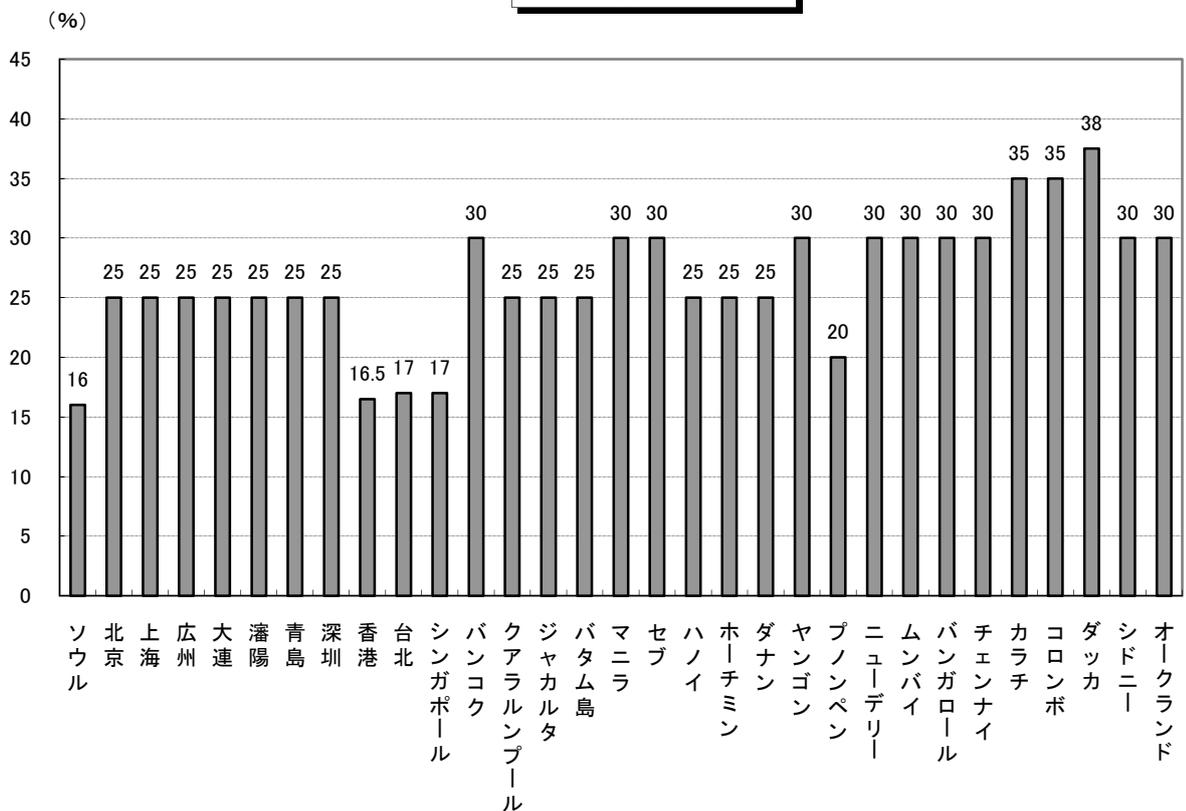
注: ヤンゴンは政府配給価格。価格に幅がある場合、平均値にて算出

携帯電話基本料金(月額)



注:チェンナイは基本料金なし。オークランドは最も利用されるプラン。その他の都市は料金に幅がある場合、平均値にて算出。

法人所得税(表面税率)



注:コロンボ、オークランド: 2011年4月1日から28%に改正

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容について生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かに関わらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされても同様とします。

本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性と完全性を保証するものではありません。